

を行爲に實現せしめて社會の信用大に増加せりと云ひ得べきなり天下豈斯の如き言を聽さんや之を要するに經濟學上信用とは信用取引を指す外他に何等の意義を有すべからざるなり

今や更に詳しく信用の何たるを説明するに中り先づ其成立に要する元素を明かにせざる可からず世人動もすれば信用の要素は信認なりと主張すれども其は只信用の何故に行はるゝやを説明するに止まり未だ以て信用其物の真相を穿つものと謂ふ可からず吾輩の見を以てすれば信用は未來に返濟せらるべき條件を以てする現在貨物の移轉にして其成立の元素は時なり時なる元素なくんは信用生し得べからず蓋し時は信用の骨子にして信認は其の行否を判定する準率なり故に信認を以て信用の要素なり基本なりとなすか如きは徒らに字義に拘泥し事物の本體を解説し得たるものと謂ふを得ざるなり之を家屋に譬へんか信用は家屋其物なり時は之か構成に缺くべからざる建築材料なり而して信認は其家屋か果して住居に適するや否や之を建築するの可否如何を鑒別する標準を供するものに他ならざるなり

次に討究すべきは信用を許容する準率たるべき信認の問題なり凡そ人は漫りに他人を信するものにあらず必ずや將來に於て其現に移轉する貨物と同格のものを返却すべしと確信するに非ずんば信用を許さざるなり而して信認の基礎たるもの二あり曰く受信者の徳義心曰く受信者の返濟能力是なり此二者は實に信認の要件にして其關係車の兩輪の如く二者其一を缺かん乎信用行はるゝを得ざるなり返濟の意志なきこと明かなる時は假令陶猗の富を重ねる者と雖も信用の當事者たるを得ず又徳義心如何に高きも無資無産にして而も何等收入の目的なき者ならんには人の信認を受く可からざるや明白なり

返濟能力は更に之を小別するときは二種あり受信者既に貨物を所有すると及び未だ之を有せざるも信用期限前に之を獲得し得べき關係に在ると是なり信用の元素及び其許容の準率上述の如くなるか故に凡そ信用は次の條件を具備するものたらざるを得ず第一受信者より受信者への貨物の任意的移轉第二返濟の期限第三受信者の受信者に對する信認第四受信者の其受取たる貨物に對する完全なる所有權の獲得第五受信者より受信者に對して爲す將來貨物の反對給付

是なり之を信用の五要件と云ふ

信用は其受授する貨物の種類より分類して二種となすとを得へし曰く資本信用
曰く貨幣信用是なり資本信用とは種々の形態を有せる資本其物の貸借にして貨
幣信用とは正貨幣其他正貨幣の代用を爲す所謂資金の貸借を云ふ然れとも現今
の社會に於ては凡そ信用は其資本信用なると貨幣信用なるとを問はず貨幣の名
稱を以て其額を表示し返濟貨物は貨幣若くは其代用物たるを原則とせり

信用は又其由て起る所より商業信用及び銀行信用の二別を生ず前者は多く普通
の商品の賣買取引より起るものにして主として資本信用なり後者は資金の貸出
より起るものにして悉く貨幣信用なりとす蓋し信用は社會各人の間に行はれ得
へきものなりと雖も其最も重要なものは商業信用並に銀行信用の二者たらさ
るを得ざるなり就中銀行信用は或は商業信用より生ずる將來に支拂はるへき債
權を要求次第支拂はるへき現在債權に化し或は全然新たに現在債權を創設し以
て企業に資するものなるを以て其結果は正貨幣の増殖に異ならず其效驗最も顯
著なりとす

信用の結果として生ずる債權は種々の形式を以て現はる即ち商業信用にありて
は帳簿上の貸借掛及び手形(約束手形又は爲替手形)を主要なる形式とし銀行信用
にありては預金及び兌換券を以て重なる形式とす何れも皆債權の證據に他なら
ざるなり然而して是等の信用形態若くは債權の證據は信用其物とは全く別物な
るにも拘らず往々にして同視せられ經濟學者にして是等信用形態に關する説明
を以て信用論なりと思惟する者尠なからざるか如しマクラウド氏の如きは其一
人なり蓋し是れ經濟上の信用と法律上の信用とを混淆するものにして貨物の移
轉は信用の經濟的部分を爲し信用形態は信用の結果にして其行爲の證據に他な
らざるとを看過せるものなり誤れりと謂つへし

第二節 交換の媒介としての信用の機能

交媒の媒介としての信用の機能は之を二個の方面より説述するを便とす第一信
用は正貨幣の代用を爲し大に其用を省き社會をして犠牲の小なる交換の利器を
得せしむると第二信用は最も多く弾力性を有する通貨を社會に供するものなる
と是なり

第一、信用の正貨代用作用、前節に述しか如く信用は其由て起る所より區別するときは銀行信用及び商業信用の二種に分つとを得へし而して前者より生ずる信用形式は兌換券及び預金の二者にして何れも交換の媒介として正貨の代用を爲し且つ其發行總額準備を以てせざる以上は大に正貨の用を節約し社會をして小額の正貨を以て多額の交換の媒介を得せしむるものとす換言すれば是等信用形式の利用は正貨の教程をして大ならしめ交換に要する社會の犠牲を減少するものとす例へば或社會の銀行が一億圓の本位貨幣を準備して二億圓の兌換券と三億圓の振替項金とを發行敢て發行と云ふ兌換券も振替預金も共に貸出の手段として銀行の創設に係るものなればなりせりと假想するときは差引四億圓の通貨新たに構成せられし計算にして社會は僅に一億圓の正貨を準備して五億の支拂の具を得之を利用して大に交易を盛ならしむることを得るか如し然るに若し正貨幣のみを用ゐて同量の交易を營まんとせば社會は或は新に鑛山を掘り或は外國に向て貨物を輸出し以て四億圓の正貨幣を得ざる可からず其犠牲や決して小なりと謂ふ可からず即ち社會は信用を使用するによりて犠牲の小なる交換の

利器を獲得し得へく信用は正貨幣の代用を爲し大に其用を節約するものなりと謂はざるを得ざるなり

商業信用より生ずる信用形式は掛貸借及び手形(爲換手形及び約束手形)を以て主要なるものとす而して掛貸借は或は交互計算を以て相殺せられ或は現金(正貨兌換券小切手の類を云ふ)を以て決済せられ其消滅の方法を一にせずと雖も其現金を以て決済せらるゝものゝ外は悉く正貨の用を省くものにして社會は貨物の交換上此形式に依る信用の利用により大に交換の犠牲を避くるとを得るなり加之ならず現金を以て決済せらるゝ部分と雖も亦正貨幣によらずして兌換券又は小切手によるものは前段に叙述せる銀行信用の方法を以てせる正貨省略の利益に浴し得へきなり

手形は或は逆手形の振出により相殺せられ或は轉帳して他の支拂に使用せらるゝ時は其都度正貨の用を節するものにして只其最後に現金を以て支拂はるゝ場合に於てのみ正貨を要するものとす而して其場合と雖も若し其代金か銀行に於て支拂はれ銀行拂のものは支拂人に於て豫め銀行に其資金を供託するものにして

て多くは預金を以て之に充つ若くは兌換券小切手を以て支拂はるときは是等信用形式の正貨節約の範囲内に於て正貨の用を省くものとす故に手形の使用も亦大に社會の交易を容易ならしめ社會の正貨獲得の犠牲を軽減するものとす之を要するに信用を利用する場合に於ける社會の交換の要具は流通上の正貨預金兌換券及び差引消滅すべき債務の四者より成り就中最後のものは全然正貨の用を省き第二及第三即ち預金及兌換券は其發行額と之に對する銀行準備金との差額に相當する正貨を節約するものとす去れば社會は信用を利用するにより流通用の正貨と支拂準備用の正貨とを合したる額丈の正貨を有して總ての交換の媒介の總額丈の効果を享受し得べき道理なり信用の正貨代用作用亦大なりと謂ふべし

第二、信用の弾力作用、信用は常に正貨の用を省き犠牲の小なる交換の媒介を社會に供給する而已ならず亦た正貨幣に比し一層弾力性に富める交換の媒介を社會に供給するものとす即ち商工業大に振興し交換の媒介の需要盛に起る場合に於ては銀行に向て手形の割引若くは貸附を依頼するもの踵を接して起り銀行

之に應じて盛に兌換券を増發し若くは振替預金を創出するときは世の交換の媒介は爲めに大に増殖すべく又之に反して商況沈靜の狀態を呈し交換の媒介の供給過多を感する場合に於ては銀行の貸出は相繼て返済せられ新に割引貸附を依頼するもの俄に減縮すべきを以て其結果は自然に交換媒介の縮少を來さざるを得ずして信用形式による交換の媒介は克く社會の需要に應じて容易に且つ迅速に伸縮すべきなり是れ正貨のみを通貨として用ゆる場合に到底望む可からざる所とす何とならば正貨にありては之か獲得に多大の犠牲を要すべく且つ信用形式の如く迅速に之を増加すると能はさると同時に其供給過多を感するも遽かに之を縮小すると能はさるを以て其間金融の圓滑を缺き物價の動搖を免れざるを得されはなり

然りと雖も信用形式の増殖は無限に行ひ得べきものにあらずして其擴張には自ら限度ありて存すると既に第十一章に論せしか如くなるを以て所謂信用の弾力作用とは只其限度の範囲内に於ける作用を意味するものと解すべきなり若夫れ交易の増加駁々として停まず通貨の需要愈加はるに於ては信用の弾力作用は銀

行の支拂準備金を増加するとなくして一時其急に應ずるとを得べきも久しからずして其限度に達し茲に正貨を獲得するの必要を見るべきや勿論なりとす

第三節 信用と貨幣價格との關係に

關する諸學說

惟ふに信用に關する學說中最も困難なる問題は信用の物價貨幣價格に及ぼす影響是なり而して此問題を攻究する方法に二あり第一信用を以てする貨物の購買を貨物に對する需要の増加と認め以て其物價に及ぼす影響を追躡する方法第二信用を以て交換媒介の供給の増加と見做し以て其物價に及ぼす影響を攻究する方法是なり此二法其孰れを採るも其結論に於て素より差異あるへからずと雖も蓋し第一法は第二法に比し寧ろ簡易なる方法ならん歟

信用の物價に及ぼす影響に關しては從來學者の論區々にして定らず今其二三を紹介して其如何に歸一せざるかを明かにせん

第一、信用は普通の場合に於て毫も物價に影響するものに非すと云ふ說、此說は信用の貨物に對する需要は之を全體に就て觀察する時は自ら相消合ふへく又

此種の需要は交換の起りし以來總ての時代を通して正貨の貨物に對する需要と併存したるものなるが故に信用が物價に影響を及ぼすと云ふは當を得たるものに非すと云ふに在りラフリン氏は蓋し此說を主唱せり

此說は一見頗る適理なるか如し然れとも若し信用が常に存在せし故を以て毫も物價に影響を與へすと云ふ時は貨幣も亦同一の理由により物價に何等の影響を與ふるものにあらずと謂ふを得へし其謬れるや蓋し言を要せざるなり惟ふに物價なるものは貨幣交換及び信用交換の二者か並ひ行はれて生ずる現象なるを以て其何れか一方の物價に及ぼす影響を究めんと欲せば須らく其存在せざる場合に於ては如何なる結果を生ずべきやを想像せざる可からず斯の如くして始めて其影響の如何を知り得べきなり漫然其常に存在せし事實を捉へ常に存在せしか故に物價に影響を及ぼすものに非すと速断するか如きは素より非なり

第二、信用の爲め起る貨物の需要の増加は其結果に於て全然正貨幣の増加の爲め起る貨物の需要の増加に等しと云ふ說、此說は物價は貨物の總量と各種の交換媒介の總量との對比なるか故に信用形態新に創出せらるゝ時は物價は其割合

を以て騰貴すへしと云ふものにしてマタラウド氏の嘗て唱へし所なり (Report of Royal Commission on Gold & Silver, 1888, pp. 234 & 245.) 然れども是れ信用の爲め貨物の需要の増加する事實のみを重視したる誤に陥りしものにして其増加したる需要の幾分は之に應じて起る貨物の供給の増加によりて消費せらるへく隨て其増加せる需要は悉く直接に物價に影響して之を騰貴せしむるものに非ざるとを看過したるものなり

加之ならず此説は正貨の效程の伸縮か克く物價の動搖を防遏するに足ることを無視したるものなり若夫れ信用の増加か貨物の供給を増加し同時に正貨の效程を増進するものなりとせん乎信用の爲め起る貨物の交換高の増加は必ずしも同時に正貨の需要を増加するに限らず唯信用を保持する爲め支拂準備金の増加を要する場合に於てのみ其丈の需要を増加するに止まるを以て如何なる場合に於ても必ず其價格を動搖すへしと謂ふを得ざるなり (第十二章第四節參照)

第三、物價は正貨幣の分量及び需要によりて決せらるゝものにして信用取引は其物價を以て取結はれ而かも相消費せらるへく信用取引より生せる各種の信用

證券は毫も物價に影響を與へずして取引の結了と共に消滅すへしとの説 此説はウオーカー氏の唱ふる所なれども事實に於て信用取引より生ぜし債務は悉く皆消費せらるゝものにあらずして其残額は貨幣を以て決済せられざるを得るか故に必ずや貨幣の需要を喚起し物價に影響すへきなり然れども其残額の物價に影響するやそれと同額の貨幣の影響程大ならざるを例とするものゝ如し

第四節 信用の貨幣價格に及ぼす影響

信用の貨幣價格に及ぼす影響を論するに中り吾輩は先づ其前提として信用か物價の決定者の一たるとを述べんと欲す凡そ如何なる社會と雖も苟も物々交換貨幣交換及び信用交換の方法を知る以上は其孰れの方法を採擇するも三者悉く之を併用するも素より其自由にして社會は何れの場合に於ても犧牲の最も尠なき方法によりて交換を爲すへきは經濟の當さに然らしむる所とす然而斯る採擇の自由を有する社會か各種の交換法を用ゆるに當りては必ずや其によりて利益を享有し得へき限り之を利用し其以上之を利用するも最早毫も利益を生せざる極點に至りて始て停むへきなり然則此點に於ける貨幣の疆界效用は當さに物價の平

準を指示せざるを得ざるや明白なりとす何とならば既に貨幣を用ゆる以上は如何なる交換法によるも物價は貨幣の名稱を以て言ひ現はさるゝものなればなり然りと雖も元來貨幣の疆界效用なるものは單り流通用の貨幣の需要のみによりて決せられず亦大に信用交換の消合差額を決済するに要する支拂準備金としての貨幣の需要の影響を受けざるを得ざるや明かなるを以て信用は當然物價の決定者の一たらざるを得ざるなり

信用の物價の決定者の一たるとは從來信用を利用せる社會に於て俄かに之を廢止したる場合及び從來毫も信用を利用せず貨幣交換のみを行へる社會に於て俄かに信用交換を開始したる場合を想像し其各場合に於ける物價の平準の變化を考慮するときは容易に之を了知するとを得へし即ち

第一の場合に於ては從來信用の支拂準備用に資せられたる貨幣は悉く其用途を變して流通用に供せられ流通用貨幣の總額は爲めに大に増殖すへしと雖も貨物の需要従前と異ならざるに於ては其成遂くへき仕事の分量は信用廢止前に於けると毫も異ならざるか故に比較的小額の支拂の具を用ゐて従前と同額の交易を

爲さるを得ず其結果貨幣の疆界效用は急激に増加し其價格は大に騰貴し物價の平準は著しく下降すへきなり

第二の場合に於ては信用交換開始の結果從來直接交換用に供せられたる貨幣の一部は支拂準備用に供せらるへしと雖も信用交換より生ずる債權債務は相消合せらるへきもの多きを以て總額準備を要せざるや明白なるか故に貨幣の他の一部は全く不用に歸すへし而して其不用となりたる貨幣にして全然廢除せらるゝに於ては毫も物價の平準を動かすとなかるへしと雖も若し其一部分にても市場に殘留するときは社會は其丈貨幣の餘剰を感し其價格は爲めに下落し隨て物價の平準は騰貴せざるを得ざるなり然れとも其餘剩貨幣は悉く皆流通用に供せらるゝものと思惟すへからす必ずや流通用並に準備用の二途に配分せられざるを得ずして其配分は右二途に於ける貨幣の疆界效用の均衡を以て標準とすへきなり

信用の物價の決定者の一たるとは上述せし所によりて明瞭となれり去らば其物價に及ぼす影響の範圍は如何にと云ふに之を要言すれば信用の物價に及ぼす影

響の多寡は信用取引より生ずる債務の消合の程度如何によりて決せらるゝものとす即ち信用より生ずる債務悉く消殺せられ毫も差額を生ぜざらん乎社會は信用を利用して巨額の賣買取引を行ふも之か爲め貨幣を要せざるを以て信用の物價に及ぼす影響は皆無にして信用取引如何に盛に起るも悉く従前の物價を以て行はるへしと雖も若し信用の消合完全に行はれずして差額を生せん乎其差額は結局貨幣を以て決済せられざるを得ざるか故に社會は其丈の貨幣を支拂準備として貯へざるへからず隨て貨幣に對する需要を増加し其疆界效用を高め價格を大ならしめ物價に影響を及ぼさざるを得ざるなり而して其影響は信用制度の完備せると否とにより自ら差異あり債務の消殺大に行はれ支拂準備を要すると小なれば物價に影響すると自ら少なく之に反して其消殺充分に行はれず支拂準備を要すると大なるときは其影響自ら大なるものとす

信用より生ずる債務の消合の完全に行はるゝや否やに就ては學者間其説を一にせず或者其消合は完全に行はるへきを原則とするか故に信用は物價に影響を及ぼすものにあらずと主張すと雖も吾輩は次に掲ぐる理由よりして其消合は實際

に於て決して完全に行はるゝものにあらずと謂はんと欲す

第一、商業取引に於ては時期及び金額の二點に於て貨物の需要供給か悉皆投合すると能はざるは止むを得ざる所なり蓋し信用の完全なる消合を得んには或瞬間若くは期間に於ける各種貨物の購買額か同期間に於ける其賣却額と全然符合せんとを要するなり然るに斯の如きは實際上到底望むへからざるとに屬し信用取引は其金額に於て互に相符合せざるを例とし又其支拂の時季に於て一致せざるを常とせり

第二、産業界に屢々起る所の攪亂は貸借をして完全に消殺せしむると能はず貨物需要の消長生産消費の失衡流行の變遷固定資本及び流動資本の不調和其他種々の事變は常に産業界を攪亂し以て信用の消合を妨ぐるものとす加之或一部に於ける破綻は會々債務の不履行を來し其差額を生出すると尠なからず今や更に詳しく信用の物價に及ぼす影響を明にし且つ信用行使の盛なる現今の社會に於て實際上信用の消長か如何に物價を動搖せしむるやを説明せんか爲め貴金屬貨幣の供給に變化なくして信用の伸縮せし場合並に貴金屬貨幣の供給に

變化を生し信用の緊張を現はせる場合に於ける物價變動の有様を叙述すへし

第一、貴金屬貨幣の供給に變化なくして信用の伸縮せし場合、先づ信用擴張の場合より論せんに信用擴張せらるゝも其擴張せる部分悉く消合せられ毫も支拂準備金の増加を要せざるときは信用の擴張は物價に何等の影響を及ぼさざるべしと雖も凡そ信用の擴張は多くの場合に於て自ら消合せられざる債權の額を増加し支拂準備金の増加を要すると前段に述べしか如し然るに社會の保有する貴金屬貨幣の額に變化なきに於ては社會は其支拂準備金を増加せんか爲め必ずや其供給を流通用の正貨に仰くべし然るときは貨幣の疆界效用を高め物價の平準は茲に一段の下落を呈すへきや明かなりとす

之に反して或原因より社會の信用取引俄かに緊縮する時は債務消合の差額隨て減縮するを例とするを以て從來支拂準備用に供せられし貨幣の一部は出て、流通用に供せられ貨幣の疆界效用は茲に低下し其價格下落し物價の平準は隨て騰貴せざるを得ざるなり

然れとも右何れの場合に於ても流通用及び準備用に供せらるへき貨幣の配分は

此兩途に於ける貨幣の疆界効用の均衡を保つ點に於て決定せらるへきを原則とするを以て物價の平準の歸着する所は亦自ら限度を有するものとす

第二、貴金屬貨幣の供給に變化を生して信用の伸縮せし場合、現今の文明社會に於ては貴金屬貨幣の増減は銀行を經由して行はるゝと多し即ち貴金屬貨幣の新なる供給は先づ銀行の庫中に入り支拂準備を膨張せしめ其流出は先づ銀行の準備金を減少せしむるを例とす去れば若し正貨の供給俄に加はり銀行の準備金に餘剰を告ぐるときは銀行は利率を低下し盛に貸出を營むべし其結果は信用取引を増加し貸借差額を高め流通用の貨幣亦隨て増加を要し正貨は終に此二途に於ける疆界効用の均衡を標準として配分せられ物價は従前よりも一層高き平準を保つに至るへきなり之に反して或原因より多額の正貨海外に流出するときは之を輸出する者は銀行に向て之を要求するを常とするを以て銀行の支拂準備金は俄に減少し銀行は大に其貸出を引締むると同時に流通市場より正貨を吸収して準備金の不足を補はんにと努むるを以て其結果信用取引は縮少せられ準備金として要せらるゝ貨幣は従前よりも小額なるへきも流通用の貨幣は爲めに大に

減少し結局貨幣の疆界效用を高め其價格を騰貴せしめ物價の平準を下降せしむべきなり

然りと雖も上段論せし所は貨幣の效程及び貨物の供給を一定不動なるものとしての論なるを以て貨幣の分量の増減に應ずる是等の伸縮の物價の平準を維持せんとするの力あるとは當さに斟酌を要する所とす若夫れ或原因より正貨の分量俄に増加せん乎貨幣の效程は従前の如く大なる能はず貨物の供給亦大に増加すへきを以て物價の騰貴は比較的に大ならざるべく又之に反して海外輸出其他の原因より正貨の分量俄かに減少せん乎貨幣の效程は益増加し同時に貨物の供給縮少すへきを以て物價の下落は比較的甚しからざるを得べきなり(第十二章第四節參照)

信用の物價に及ぼす影響大畧上述の如し今や本章を終るに臨み各種の信用形態の物價に及ぼす影響の大小に就て一言せんと欲す説を爲す者あり曰く兌換手形小切手等の信用形式は帳簿上の貸借に比し一層大なる影響を物價に與ふと而して其論據とする所は是等信用證券の輾轉流通して正貨の代用を爲すの點に存

するものゝ如し然れとも吾輩を以て之を見るに斯る論據を以て其物價に及ぼす影響大なりと論斷するは正鵠を得たるものと謂ふを得ざるなり蓋し是等信用證券は貨物に對する信用取引の需要を盛ならしむるものにして帳簿上の貸借に比し消殺し得べき貸借を多く行はれしむると同時に亦消殺する能はずして殘留すべき債務の差額をも多く生せしむるものとす故に是等信用證券の物價に及ぼす影響は帳簿上の貸借の影響に比し大なるは事實なれとも是れ其輾轉流通の性質に附隨せる結果にあらずして其信用取引を盛に行はれしむる作用に基くものとす

參考書

- Laughlin, Principles of Money, ch IV; § 8.
Colwell, Stephen, The Ways and Means of Payment, ch. VII.
Kinley, Money, ch. XI.
Macleod, Theory of Credit, Vol. II, Pt. I, ch. XII.
——, Report of the Royal Commission on Gold and Silver, 1888, pp. 234, 245.
Mill, J. S., Principles, Vol. II, Bk. III, ch. XII.
Knies, Der Kredit, VI.
Philippovich, Grundriss 4 te. Aufl, I. Band, § 109.

第十五章 本位制度

第一節 現今文明國の本位制度と複本位論の運命——第二節 複本位に關する萬國貨幣會議——
 第三節 跛行本位制——第四節 金貨爲換本位制——第五節 金銀合成本位制及新複本位制——
 參考書

第一節 現今文明國の本位制度と 複本位論の運命

貨幣の職分及び之に要する物質的性質は本篇第四章に叙述せしか如し而して現今文明諸國に用ゐらるゝ貴金屬貨幣は克く價格の比準となり交換の媒介たるに必要なる性質を具備すと雖も將來の支拂の標準たるに要する價格不變の性質に至りては間然する所なきを得ず是に於て平貴金屬を本位貨幣となすに當り其如何なるものを如何なる方法によりて本位貨幣と定むれば最も能く支拂の標準たる職分を盡さしめ得べきかの問題を生ず

現今世界文明諸國の本位制を見るに自由造幣の金單本位制は漸く一般の採用する所となり英國は千八百十六年率先して此制を採り獨逸は千八百七十三年斷然

本位銀貨の製造を廢止し金貨單本位制を實施し北米合衆國は同年本位銀貨の自由造幣を罷め佛蘭西亦其翌年之に効ひ千八百七十八年に至り他の羅匈同盟諸國と共に全然之か發行を停止し何れも從來の金銀兩本位制を革めて所謂跛行本位の制に遷り金貨を以て基準本位貨幣となせり其他澳地利匈牙利は千八百九十二年を以て其幣制を改革して金單本位制を採り印度及露西亞は其翌年銀貨の自由造幣を停止し其後智利コスタリカ日本露西亞の諸國何れも相接て金貨單本位制を採用し印度比律賓墨西哥の如きは所謂金貨爲替本位制なるものを創始し只管列國の背後に墮ちざらんとを努めつゝあり

諸國の情況既に斯の如くなるか故に本位選定の問題は實際上に於ては既に解決せられ現今殆ど論議の餘地を存せすと云ふも可なり然れとも金の價格は前々章に論せしか如く前世紀の中頃より千八百七十三年に至る迄大に下落し同年以降前世紀の終頃まで著しく騰貴せしかは單獨に之を本位となすを不得策とし金銀複本位制を以て一層優れる制度なりと主張する者輩出し銀坑を有し若くは巨額の銀貨を保有せし邦國にして之か處分に窘せしもの亦盛に金銀複本位制を採る

の得策なるを鼓吹し之に關する論議は一時世上に喧しく終に之か爲め前後三回の萬國會議を開くに及へり世に本位戦争 (The Battle of the Standard (Währungsstreit)) として知らるゝもの即是なり現今に於ては諸國既に金單本位制を採るもの多く又最近金の産出額の非常なる増加あり物價回復の趨勢を呈するに至りしを以て複本位論は稍屏息の姿を呈するに至りしと雖も尙ほ之を主張する者決して尠なしとせざるなり

今や複本位制を主張する者の論旨を紹介し之に對して論評を試みんとするに中り吾輩は先づ單本位及び複本位の意義を明かにするの要あるを認む之を嚴格に言へば單本位制とは如何なる金屬にても其唯一種を本位貨幣とする制度を謂ひ複本位とは二種以上の金屬貨幣を本位貨幣となし之を併用する制度を意味し敢て其造幣の制限の有無を問ふものにあらずと雖も現今一般に理解せられ且つ實際に用ゐらるゝ意義に従へば單本位制とは金又は銀孰れか一を自由造幣無制限法貨となすを云ひ複本位制とは金銀二金屬を併用して共に之を自由造幣無制限法貨となすを云ふ故に複本位制とは金銀兩本位制 (Bimetallism) を意味

するものと解すへきなりウォーカー氏は其著複本位論中に所謂複本位制の意義を説明して曰く若し何等の條件を付せず或は前以て毫も説明を加ふるとなくして只普通用ゐらるゝ所に隨ひ此語辭を使用するときは複本位制とは夫の千七百九十二年乃至千八百七十三年に北米合衆國に成立し又千七百八十五年以後に佛蘭西に實施せられ其他種々の時代に他の諸國にも行はれし所の金銀二貨の法定比價を律して之か自由造幣を許せし一國內の兩本位制を意味するに非ずんば夫よりも意義の一層適當なる夫の國際兩本位制——同盟國共通の法定比價を以て金銀二貨の自由造幣を許すもの——例へば千八百六十五年より千八百七十三年に至る間羅旬貨幣同盟諸國に實施せられしもの若くは接續せる萬國貨幣會議に提起せられ又は多くの著書論文演說等に唱道せられし國際兩本位の如きものを意味するものとすと (Walker, International Bimetallism p. 1.)

一般に所謂單複本位の意義概ね上述の如し然れとも一國若くは少數の邦國に於て複本位制を實行するも金銀比價變動し其の法定比價と市場比價と相隔離するに至るときはグレシャム氏の法則の作用により高貴なる貨幣は廉價なる貨幣の

爲めに直に流通市場より驅逐せられ複本位國は最早其制度を維持すると能はず廉價なる貨幣の發行を停止し若くは大に之に制限を加へて人爲的に其供給を減縮するに非ざるよりは忽ちにして廉價なる金屬を以てなる單本位國と化せざるを得ざるや必然なり是れ佛蘭西其他の羅旬貨幣同盟國及び北米合衆國等の實際經驗せし所にして何人も疑はざる所とす去れば現今論議せらるゝ所の複本位制とは斯の如く一國若くは少數の邦國にのみ行ふべきものを意味するものにあらずして主として世界諸國一般若くは有力なる多數の邦國の間に行ふべき所謂國際兩本位制を意味するものと解せざるを得ざるなり

儲蓄輩は以上に於て單複本位の意義を明かにしたれば之より複本位論者の論旨を紹介し之に對して論評を試むへし然れとも從來提起せられし複本位論は實に經濟上の論議たるに止まらずして亦同時に政治上の爭論たるの觀あり頗る錯雜せるを以て問題を明確ならしめんか爲め今單に經濟上の見地よりのみ之を講究すへし

複本位論者の論旨の重なるものは左の四點なり

- 一、單本位制にありては其貨幣として用ゐらるゝ金屬の需要供給の消長により甚しく物價を動搖せしむるの恐あれとも複本位制にありては金銀二種の本位貨幣を併用するものなるを以て其孰れか一方騰貴するときは貨幣として廉價なる金屬を多く用ゆるに至るべきを以て前者の需要を減し其價格を下落せしむると同時に後者の需要を増加し其價格を騰貴せしめ兩々相待て以て金銀二貨幣の法定比價を保持せしめ又貨幣の價格の平準を維持し物價の變動を防ぐことを得べきなり
- 二、複本位制は金銀二種の金屬を本位貨幣として用ゆるものなるか故に其孰れか一方のみを用ゆる單本位制に比し貨幣の供給常に潤澤なるを得べく隨て物價の變動を防ぐの效あり何とならば貨幣の分量潤澤なるときは新に起る其供給の増加若くは需要の増進の爲め其價格に影響を受ると小なるへければなり
- 三、單本位制にありては動もすれば貨幣の缺乏を來し物價を下落せしめ貸借上の不公平を生し債務者に損害を與へ事業の不振を招き勞力者の所得を減し貧者を苦むるの害ありと雖も複本位制にありては貨幣の供給自ら潤澤なるを得べき

を以て斯る弊害なきを得へし

四、諸國か或は金單本位制を採り或は銀單本位制を採り其揆を一にせざるときは金貨國と銀貨國との間に爲換上平價を確立すること能はず國際の貿易は爲換相場の變動により頗る投機的となり隨て其發達を期すへからず然るに諸國舉て統一せる金銀兩本位制を採るに於ては貿易上這般の如き危險を剔除することを得へし

複本位論の要旨大概上述の如し果して複本位制は論者の言ふか如く克く金銀貨幣の法定比價を維持し貨幣價格の變動を小ならしめ善美なる貨幣を社會に供給するに足るものなるや否や請ふ吾輩をして之を檢せしめよ

複本位論者の第一に主張する所は複本位制にありては金銀二種の本位貨幣を併用するか故に二者間所謂辨償作用 (Compensatory action (Equilibratory action) なるもの行はれ其市場比價をして常に其法定比價と合致せしめ若くは相近邇せしめ又貨幣價格の變動をして單本位制に於けるか如く大ならさらしむるの利益ありと云ふに在り辨償作用とは同一の職務を盡す二種の貨物あるとき其孰れか一方の價

或原因より騰貴せば世人の需要は代用法則 Law of substitution の作用により直ちに他の一方に向ふを以て前者の需要を減し其下落を馴致すると同時に後者の需要を増加し其騰貴を來たし以て彼此相矯制せしめ二者間に價格の開きを生ぜさらしむるを云ふ即ち金銀二貨を本位貨幣として並用するときは若し新坑の發見冶金術の進歩其他貴金屬の生産の消長を來すへき原因發生し之か爲め例へは銀の價金の價に比し大に下落することあらは金銀二貨は最早從來の法定比價を以て交換せられず良貨たる金貨はグレンシャム氏法則の作用により多く流通市場を去て地金市場に出て惡貨たる銀貨は金貨に代つて多く貨幣として用ゐられ地金市場に於ける其供給は爲めに漸く減少するに至るへし然るときは其當然の結果として金の價は次第に下降し之に反して銀の價は次第に恢復し彼是相中和し兩々相待て終に一時相離隔せし金銀の法定比價と市場比價とは再び相接近すへきなり果して斯の如くなること明白なるに於ては市場に於ける金銀の比價は其動搖の原因發生するも所謂市場の豫測的需要の作用により或は毫も變動を現はすことなくして其法定比價と一致すへく或は終に其變動を防ぐ能はさるも其變動たる

や大ならざるべきを以て尠くとも常に其法定比價に近逼し著しく離隔すること
なかるべきなり既に金銀貨幣にして其法定比價を維持し得へしとせば是れ複本
位制に於ける貨幣の供給の單本位制に於ける場合の如く甚しく變化することな
き證左となし得べきを以て物價の動搖は複本位制の方單本位制よりも一層小な
りと論結し得べきなり

右述ふる如く複本位制は辨償作用を有し金銀貨幣をして獨り其相互の關係に
於て變動少なからしむる而已ならず又一般貨物との關係に於て金銀孰れか一方
のみを用ゆる單本位制に比し遙かに物價の變動を小ならしむることは複本位論
者の最も有力なる論據にして單本位論者すら尙ほ全然之を非認すること能はさ
る所なりラブレール氏は獨逸の學者は一般に辨償作用を承認し其金單本位制を主
張する者尙之を許せりと曰へり

然りと雖も辨償作用の效力に就き學者の之を認むる程度に自ら徑庭あることを
看過すへからず極端なる複本位論者は辨償作用を以て完全に行はるべきものと
し若し世界中重なる邦國か悉く一致して金銀兩本位を採用するに於ては金銀の

法定比價は永久持續するを得へしと主張せりツエルヌスキー氏の如き是なり之
に反して穩和なる複本位論者並に單本位論者の或者は辨償作用は決して完全
に行はれ得べきものに非すと雖も其效力大なるは疑を容れすとせり

吾輩を以て之を見るに抑々複本位の下に於ける金銀二貨の間に行はるべき辨償
作用なるものは大に其比價の離隔を防遏する力を有するや明かなれとも極端な
る複本位論者の謂ふ如く永久に其市場比價をして法定比價に合致せしむるか
如きは到底望むべからざる所とす惟ふに極端なる複本位論者は性質を異にせる
二種の貨物を同一視するの誤謬に陥りしものと謂はざるを得ずして是れ恰も米
と麥とを同視し鐵と銅とを同化せんとするに異ならず是等の貨物は互に代用を
なし得べく米價高ければ麥多く需要せられ銅騰貴せば鐵の用増加すべきや疑な
しと雖も社會の是等貨物に對する需要には自ら差異あり其供給の増減亦自ら同
きを得ざるを以て其相互の交換比價は常に一定するを得ざるなり貨幣としての
金銀亦然らざるを得ずして經濟の進歩と共に社會各階級の收入支出愈大なる
きは重量の割合に價格の大なる貨幣益々需要せられ其他外國貿易の支拂内國諸

地方間の送金等何れも重量小にして價の貴き金屬を擇むに至るは必然なるを以て畢竟金は貨幣として銀よりも其效用一層大なるものとならざるを得ず隨て其價格騰貴するも複本位論者の謂ふか如く必ず銀の爲めに其用を奪はるゝに限らずして或は其新比價を以て二幣併ひ行はるゝことなきを保せざるなり加之ならず金の生産と銀の生産とは各特異の事情に支配せらるべきものなるを以て其比較的供給の消長は豫め之を劃すへからず隨て其比價は假令兩者の間に辨償作用なるもの行はるゝも之を一定不變のものたらしむるを得ざるや明かなりとす由是觀之複本位論に所謂金銀二貨の辨償作用なるものは到底完全に行はるゝ能はざる而已ならず其法定比價と市場比價との離隔を防遏する效力も亦其實際に於ては複本位論者の想像する如く顯著なる能はざるへし

複本位論者の第二に主張する所は複本位制に於ては單本位制よりも貨幣の供給自ら潤澤なるを以て貨幣の需要供給に變化を生ずるも其價格を動搖せしめ物價に變動を與ふること比較的に小なりと云ふに在り彼等は譬喩を設けて曰く池沼は旱魃に涸渴し積雨に充溢すと雖も浚湖の水面は只僅少の高低を示すのみ而し

て海洋に至ては毫も變化を呈することなしと然り彼等の言洵に理あり然りと雖も複本位制にありては單本位の場合に比し物價動搖の幅狭小なる代りに其變動の方向極りなく且つ其度数一層頻繁なることを記せざる可からず蓋し複本位制の下にありては貨幣價格の變動は金銀二金屬に及び其區域隨て狭小なれとも物價は常に金銀孰れか價格の下落せる貨幣に對して唱へらるべきを以て其市場比價の動搖する毎に其影響を受けざるを得ざるなり然るに單本位制に於ては一種の本位貨幣を使用する結果其金屬の需要供給の消長により甚しく物價を變動せしむることあれとも其變動は騰貴若くは下落何れか一方に偏するを常とし複本位の場合の如く其方向極りなきか如きことなかるべきなり然而經濟社會に取り單本位の下に於ける物價の趨勢と複本位の下に於ける物價の趨勢との利害如何を考察するに或は前者の漸進的にして比較的變動の區域大なる方後者の變動小なるも其起るや頻繁にして且つ其方向極りなきに優れるやも知るへからざるなり何とならば物價の高低極りなき時は豫め之に應ずること能はされとも其趨勢何れか一方に向ふ時は假令其變動大なるも豫め之に備ふること必ずしも難から

されはなり

四〇

複本位論者の第三の主張は複本位制にありては貨幣の供給自ら潤澤にして貨幣價格の變動を防遏する力を有するか故に單本位制に於けるか如く動もすれば貨幣の缺乏を來たし其價格を騰貴せしめ債務者の負擔を増加し企業の不振を招き勞力者の所得を減し貧者を苦しむるの害なきを得へしと云ふに在り此議論は前世紀の終二三十年間七十三乃至九十年代世界に於ける金の産出其需要に及ばず物價沿々として下落の趨勢を呈せし際に當り盛に唱へられし所なりしか輓近諸國の物價漸く恢復し來り金の産出亦比年大に増加するに至りしかは現今に至りては殆ど時機を失せるの觀なきにあらず然れども學理上の問題として之を評論するは今尙ほ決して無用の業にあらざるべし抑々複本位制に於て貨幣價格の動搖なきを得るや否やは金銀二貨の辨償作用の完全に行はるゝや否やによりて決せらるべし而して其完全に行はるゝこと能はざる所以は既に論究せしか如し去れば右複本位論者の第三の主張は複本位制の效力を過重視したるものと謂はざるを得ざるなり

加之ならず複本位制の下に於ける物價の變動は金銀二貨の辨償作用の爲め其程度狭小なりと雖も其度數頻繁にして其方向極りなきこと明かなるを以て其貸借上及び企業上に及ぼす影響は單本位の場合に比して良好なるや否や遽かに斷すべからざるなり蓋し物價の變化の貸借の公平を破り企業の發達を害するは永時に亘る物價變動の趨勢にあらずして寧ろその頻繁なる動搖に在り即ち例へば單本位の場合に於て貨幣として用ゆる或一種の金屬の供給の増加か其需要の増加に追及する能はずして比年物價下落の趨勢を呈するときの如きにありては企業家及債務者は其趨勢に鑑み豫め之に備ふるを得へしと雖も複本位の場合の如く物價の變動高低極りなきに於ては假令動搖の程度大ならざるも企業家及貸借の當事者は豫め之に備ふると難きを以て不時の損害を被るの機會多からざるを得ざるべし

複本位論者は又經濟社會に於て債務者の階級を成す者は多く貧民なるか如く思惟し物價の下落は貧民の利益を害するか如く論すれども是れ全く事實を誤るものと謂はざるを得ず蓋し現今の經濟社會に於て債務者として先づ指を屈すべき

は銀行及び商工業者にして彼等は其資本以上の多額の資金を借入れて事業を営むを例とせり而して薄給を以て衣食する者及一般勞力者の如きは所謂零碎せる資金の所有者にして彼等の多くは粒々辛苦して剩し得たる貯蓄を銀行其他に預入れつゝあるなり去れば債務者の階級を成す者は多く貧民なりとするか如きは決して正鵠を得たる觀察にあらざるへし

複本位論者の第四の主張は世界諸國か金若くは銀の單本位制を採る時は其間に爲換の平價を確立すると能はず國際貿易をして投機に類せしめ其發達を阻害すと云ふにあり此議論は誠に正當にして何人と雖も一點の異議を挾むと能はざるへし然れども是れ單本位を捨て、複本位を採るへしとの結論を生せざるを奈何せん何とならば世界諸國舉て金若くは銀孰れにても同一金屬の單本位制を採るときは爲換の平價を確立すると最も容易にして敢て複本位の採用を待たさればなり現今諸國の狀勢を觀るに金單本位制は漸く文明國一般の採用する所となり從來銀貨國を以て知られたる東洋諸國并に墨西哥の如きは所謂金貨爲換本位制なるものを採用し以て金銀比價の變動より生ずる國際貿易の障礙を除去せり

複本位論に對する吾輩の論評概ね上述の如し之を要するに複本位論は金銀二貨の辨償作用を以て根本の論據とするものなるを以て其完全に行はるゝと否とは即ち複本位論の死活を制するものとす而して複本位制は未だ曾て列國一般の間に實施せしとなきを以て漫りに其正否を斷すへからすと雖も之を一國若くは數邦の間に行ひし從來の實驗に鑑み又現今文明國に於ける商業取引上の必要に徴し所謂辨償作用なるものゝ如何に行はるへきやを考究するときは蓋し其價值をトするに難からざるへし

以上は理論上より複本位制を論評せしものなるか尙ほ之を實際上より觀察するに同制は到底其實施を見ると能はざる運命を有するものゝ如し蓋し其然る所以は其實行上二個の重要な障礙の存するあるを以てなり障礙とは何ぞや曰く金銀の法定比價を定むるに當り列國の合意を得るの困難なると曰く各同盟國か果して其協約を遵守すへきやに付大に疑あると即是なり

金銀の法定比價を協定するに當りては必ずや先づ從來或國に行はるゝ法定比價を襲用すへきや又新に金銀の市場比價に近き比價を律定すへきやに就て議論を

生すへし而して在來の比價たる一と十五半又は一と十六を襲用するときは廉價なる銀貨の需要をして其地金の價格が法定比價に達するまで増加せしめんとを要するの困難を有するか故に論議の結果は恐くは新に市場比價に近き比價を律定するを可とする者多數を占むへしと雖も果して列國悉く此決議に賛同すへしやは大に疑なき能はざる所なり何とならば從來一定の法定比價を以て發行せる銀貨の多額を保有する邦國は悉く之を改造せざるを得ずして之か爲め莫大の費用を負擔せざるを得されはなり例へば從來一と十五半の比價を有する佛國の如きは若し其五法銀貨を改造して一と三十五の比價に準せしめんには約十一二億法朗の損失を被るべく又北米合衆國は千八百九十二年に於て約三億六千萬弗の銀弗貨を有せしか其一と十六の比價を革めて一と三十五となすときは約二億弗の損失を期せざるを得すと云ふ是れ豈佛米二國の堪ゆる所ならんや或者斯る貨幣の改造は實際其國の經濟上の損失を意味するものにあらずと論すと雖も之を實行するに當りては必ず其改造補填に相當する金額を準備せざるを得ざるや明白なるを以て斯る議論は實際上重きを爲すに足らざるなり

第二の障碍たる同盟國の信頼し得へしや否やの問題は單に列國の德義上の問題に止まずして其財政上並に政治上に至大の關係を有するものとす而して此懸念は如何なる理由に基くやと云ふに德義上の問題の外其理由凡そ二あるを發見するなり

其一、正貨兌換の停止、若夫れ同盟國中或原因より正貨の兌換を停止せざるを得ずして不換紙幣を濫發せん乎金銀の正貨幣はグレンシャム氏の法則の作用により流通市場より驅逐せらるへし而して斯る邦國其數多きを加ふるときは實際複本位制の行はるゝは殘餘の少數の邦國に止まるに至り終に複本位制度の廢滅を來さるゝを保せざるなり何とならば金銀法定比價の維持は複本位制の要件にして多數の邦國の同盟して金銀二貨を併用するによりて始て其目的を達し得へければなり正貨兌換の停止は歷史上其實例に乏しからず前世紀の下半諸國の正貨兌換を停止せるもの頻々として起りし事實に徴するときは思ひ半に過さん若し千八百六十年頃歐米列國の間に複本位制採用せられしと假想せば如何なる結果を來すへかりしや北米合衆國は南北戰爭の爲め其翌年を以て率先之を委棄し爾

來十八年の久しき間同盟以外に立たざるを得ざりしなるへく露西亞は千八百六十三年に脱離し九十七年を以て纔に回歸せしなるへく澳利匈牙利は六十七年に正貨兌換を停止し近年漸く之を恢復せしのみ佛蘭西は七十年より七十五年に至るまで同盟中の國ならざりしなるへく其他伊太利は六十六年に脱離し千九百二年を以て再び加はり西班牙の如きは千八百九十一年以降全く信頼するに足らざりしなるへし斯る事態の下複本位制の維持亦難しと謂はざるを得ざるなり

其二、商業上の必要、重量の割合に價格の大なる金屬が經濟の發達せる社會の支拂の具として最も適切なるは論を要せざる所にして現今文明諸國に於て貨幣として銀の需要漸く減少し金の使用愈々増加するの傾向を呈せるは決して偶然にあらざるなり去れば一旦文明國間に複本位制採用の議成るも商業社會に於て依然金貨を好む以上は何れの國と雖も平然として金貨の減少を介意せざるものなかるへしダーウソフ氏は其著複本位論中に金銀二貨の比價を小にするるとに反對して曰く若夫れ金銀の法定比價にして小に失せん乎同盟國中或は國際の協議を以て監督するを得ざる方法により金貨の造幣を獎勵するの舉に出つるとなき

を保すへからず既に斯る事實あるに於ては各同盟國は互に相疑ふに至るべきを以て此一事終に同盟を不確實ならしむる分子を成すへし而して斯る場合に於て若し或國が貯藏若くは其他の手段により巨額の金を其領域内に吸集し得たりとせん乎其國の政府は複本位同盟を破壊し金貨の價格を騰貴せしめ之により巨利を博せんか爲め或は進て金單本位制を採用するに至るやも知るへからず特に戰爭開始の際に於て交戦國の一方か以て敵國の利益を減すへしと思惟せし時の如きは斷然斯る舉に出るとあるへしと

然り而して此種の事情が複本位制の實行に大なる障礙をなすへきは想像するに難からざる所にして夫の列國貨幣會議に於ける列國の態度に徴するも亦獨逸の幣制改革に續て諸國の採りし政策に鑑みるも複本位制は到底一個の空論たるに過ぎざる運命を有するものゝ如し

第一節 複本位に關する列國貨幣會議

最近銀價漸く下落し世界諸國争ふて銀貨を廢し若くは之か自由造幣を罷め専ら金貨を用ゐんとするの形勢を呈するや多額に銀貨を所有し若くは銀坑に富める

邦國は萬國復本位制を實行し以て銀の需要を恢復せんと計り之に關する列國會議は前後三回開催せられたり然れども終に其目的を達すると能はざりき今各會議の報告を抄譯し如何に其實行の困難なるかを示さん

第一回列國會議 第一回の會議は北米合衆國の主唱に係れり千八百七十八年二月同國々會は大統領をして歐洲列強の政府を糾合して金銀兩本位制を採用し諸國を通して金銀の比價を確定せんか爲め列國會議を起さしむとの決議をなせしを以て大統領は此決議に基き直ちに招集狀を歐洲列國に發したり是に於て列國貨幣會議は同年八月十六日を以て佛京巴里に開かれ獨逸并に歐洲大陸に於ける數個の小國を除き自餘の諸國は悉く之に應じて各委員を參列せしめたり

此會議に於て北米合衆國の委員グロースベック W. S. Grosvonts 氏は左の二個の議案を提起せり

- 一、歐米諸國に於て銀貨の自由造幣を爲さざるは望ましきとに非ず
- 二、列國の同意を以て金銀の比價を一定するとを得は金銀兩貨幣を無制限法貨として使用するとを得へし

而してグ氏は右提案に附加するに千八百七十三年米國に於て銀貨の製造を中止する法律を制定せしは全く議會の輕卒に出てしものにして決して有力なる理由の存せしに非ざりしと并に當時銀價の下落及び羅甸同盟國の銀貨の製造を制限せし事實は米國をして亦銀貨の製造を制限するの止むを得ざるに至らしめしとを以てせり

右の議案提出せらるゝや茲に討論は開始せられ英國の委員ゴッセン Goschen ギッブス Gibbs 兩氏は臂頭第一にグ氏に質すに米國議會の輕卒とは如何なる意味なるやを以てせしにグ氏は之に對へて當時米國に於ては一の新聞紙も一の商業會議所も同議案に就て論議せしものなかりし而已ならず議員の多數は全く討議事項の何たるを知らずして輕卒に決議に加はりしとを自白すと曰へり然るに瑞西の委員フェルヘルツオグ Herr Herzog 氏は右グ氏の答辯を反駁して曰く抑も北米合衆國に於て銀貨の流通市場を去りしは遙かに七十三年以前に起りし事實なり隨て同年の法案は充分討究せられし未制定せられしものにして決して米國委員の言ふか如く咄嗟の間不注意に決議せられしものに非ず其目的は明かに金單

本位制を立てんとするに在りしなりと

ヘ氏の反駁論出つるや米國委員ウォーカー (F. A. Walker) 氏は直ちに起立して次の言明をなせり曰く當時余は米國の一大學に於て經濟學の講座を擔當し貨幣論を講せしか全然貨幣に關して如何なる議案か國會に現はれしやを知らざりき恐くは國民の大多數は全く之に就て何等の報道に接せざりしならん故に該議案は咄嗟の間に充分討議せられず輕卒に通過せしものに相違なしと

右の辯明了るや白耳義の委員ピルメー (Pimez) 氏は發言して曰く抑々米國委員提案の眞意は蓋し列國を糾合して萬國複本位制を立てんとするに在るへしと雖も白耳義國は斯る提議に同意を表すると能はざるなり惟ふに萬國複本位制を實行せんとせば其直接の結果は市上金銀の比價を動搖せしめ會々投機者流に巨利を與ふるの外あるへからずと

ピルメー氏に次て萬國複本位制の設定に反對せしは諾威露西亞及び英國の委員なりき諾威の委員ブロック (Broch) 氏は金銀兩本位は元來虚偽の制度なり實際斯る制の行はれし例何處にもあるとなし蓋し若し一國にして法律上兩本位制を採

らん乎其國は必ず直ちに金銀孰れかの單本位國と化せざるを得ざるへし假りに歐洲諸國舉て兩本位制を採用するも必ず印度及び支那の影響を受け絶へず銀の輸出入を見幣制の攪亂は蓋し免る能はざる所なるを奈何せんと曰ひ露西亞の委員ド、テルネー (de Thoenier) 氏は金銀二貨の間に一定の比價を律定するか如きは理に於て許さるゝ所にして決して行ひ得べきものにあらすと斷言し英國の委員ゴッシエン氏は英國は萬國兩本位制に賛同すると能はず然れとも此問題に就ては英領印度の爲め多大の利害を感ずるを以て銀價の下落を防遏する方策に對しては出來得る限りの援助を爲し又一致行動を採るを躊躇せずと曰へり

第一回會議に提起せられし米國の委員の提案は斯の如く列強委員の反對を受け形勢甚だ非なりしか佛國の委員にして本會議の座長たりしレオンセイ (Léon Say) 氏は千八百七十四年以後に於ける佛國の體度に就て辯明を試み其已む得ざるに出でしを言明し以て米國の提案に賛同の意を表せり其要に曰く佛國か銀貨の製造を制限し次て之を停止せしは誠に已むを得ざるに出でしものにして政府は決して金貨單本位制を採るの目的を有せしものにあらずき當時佛國は二十五

億法の銀貨を有し内九億法は佛蘭西銀行の庫中に在りしを以て銀貨を廢止するか如きは實際に於て出來得へからざりしとなり然れとも一と十五半の法定比價を以て銀貨の自由造幣を繼續するとも亦事情の許さざりしものありしなり特に獨逸は當時千五百萬乃至千七百萬磅の銀貨を賣却せんとするの位地に在りしかは佛國に於て銀貨の自由造幣を續行すると能はざりしや自ら明白なりと以上は列國委員の討論の要點なるか結局第六次會に於て座長は米國の提議に對する歐洲諸國以太利を除き委員の綜合的答辭なるものを發表して閉會を宣告せり而して其要旨は實に左の如くなりき

歐洲列國の各委員は左の宣言を爲す

- 一、現今世界に於て金銀二種の金屬を貨幣として用ゆるを繼續するは實に必要の事に屬す然れとも其一を擇み若くは同時に雙方を用ゆるは各國特殊の事情によりて決せられざる可からず
- 二、銀貨の製造を制限するとも亦各國の判斷に任するの外あるへからず
- 三、本會議に於ける列國委員の討論は毫も金銀兩貨の間に法定比價を採用す

るの問題に觸接せざりき

第二回列國會議 第二回の會議は米佛二政府の發議に係り千八百八十一年四月巴里に開催せられ獨逸亦之に参加せり會議の目的は第一回の會議と略同一にして列國の合意を以て一定の比價を立て金銀兩本位貨幣を併用するの議を討究し案を具して之を列國政府に提起せんとするに在りき而して本會議に提出せられたる諸案は列國委員中より特に起草委員を設けて調製せしめしものにして其條項は左の如くなりき

- 一、輓近銀價の下落は果して商業及び一般の繁榮に有害なりしや
- 二、金銀の比價は果して變動の極めて小なるを尙ふや
- 三、輓近銀價の下落は其生産額の増加に因るや將た法制の結果なるや
- 四、若し多數の邦國か一定の比價を立て無制限法貨として金銀二貨の自由造幣を爲すとに一致するに於ては大に其價格の變動を防ぎ得べきや若し斯る結果を生し得へしとせば如何なる方法を探りて可なるや

然而本會議に於て列國委員の吐露せし説の重なるもの、要領を掲ぐれば次の如

し

佛國の委員ツエルヌスキー(Cernuschi)氏の説、萬國兩本位制の實行は極めて有望なりと信す若し英獨二國にして加盟するに於ては其實行蓋し誠に容易なるへし英國は曩きに兩本位同盟に加入することを拒絶せしか將來恐くは其意志を翻かへすの期あらん獨逸は巨大の損失を以てするに非ざるよりは其新幣制を改革すると能はずと宣言せしと雖も同國か銀貨を廢して金本位を採用せし際に被りし損毫九千六百萬馬克は萬國兩本位制にして實行せらるゝ曉に至らば同盟諸國は之を辨償するを躊躇せざるへし何とならば獨逸か金を採用せし時諸國は金一に對し十七若しは十八の比價を以て銀を同國より買ひたれば萬國兩本位制實行により銀の價騰貴し例へは一と十五半となれば其より生ずる利得を以て優に獨逸の被るへき損失を償ひ得へき道理なればなり

諸威の委員ブロック(Booth)氏の説、兩本位制は當に實行し能はざる而已ならず其實行は望まじきとに非ず蓋し歐米諸國に於て漸く銀を廢して金を用ゆるに至りしは決して偶然の事にあらず實に文明進歩の當然の必要より來りし結果なり

とす加之現今世界に於ける金の供給は決して小なりと謂ふ可からず優に文明國全體の需要に應ずるとを得へし然則兩本位制は決して好て採用すへきものにあらず寧ろ之を排斥するを得策とす

和蘭陀の委員ピーヤン(Pearson)氏の説、現今羅匈貨幣同盟諸國獨逸并に和蘭陀等は所謂跛行本位制を採れり然れども是れ永久維持し得へき制にあらず何とならば銀行の準備正貨は悉く均一の良貨幣たらざる可からず銀行券は正實にして人為的ならざる價格を保有する正貨幣を以て兌換せられんとを要すればなり由是觀之萬國兩本位制なるもの亦決して満全なる制に非ざるや明白なりとす英領印度の委員フォッセル(Forsell)氏の説、英獨二國にして兩本位採用を肯せざる以上は萬國兩本位制に就て論議するも殆ど徒勞に屬す惟ふに獨逸に於ては近來複本位論漸く盛なるに至りしと雖も同國政府は頑として傾耳せざるか如し英國の體度亦揣り知るへきなり印度の利益の如きは母國の利益と同視せられざるや自ら明白なりとす

以上は萬國兩本位制の實行に關する賛否兩端の説の重なるものなりしか議會の

形勢容易に論議の終結を告ぐへくもあらざりしかは西班牙の委員モロー(Mor-)氏は起て各國委員をして本會議に提出せられし議案を各其本國に通報し命を待つとの機會を得せしめんか爲め五月十九日より六月末日まで閉會するの動議を提起したり而して此動議は採用せられて會議は一時中止し六月三十日再び開會せり

會議の再び開かるゝや米國の委員ソルマン(Surman)氏及び英國の委員フリマントル(Fremantle)氏は各言明若くは報告する所ありソルマン氏は獨逸及び英領印度委員の爲せし宣言に反對の意を言明して曰く獨逸及印度の委員の提起せし所は米佛二國にして銀貨の自由造幣を繼續するに於ては印度も亦之を製造すべく獨逸は或期間銀の賣却を停止すへしと云ふに在り合衆國は完全なる複本位制の實行に關する提議に對しては其如何なるものたるを問はず決して之を拒否するの意思なしと雖も如上の提議の如きは金銀市價の動搖毎に兩本位國に於ける金銀貨をして交々流出せしむるものなるか故に承認する能はざるなりとフリマントル氏は本會議に向て英蘭銀行よりの通信を送致せり其要は若し列國に於て金銀

二貨の比價を法定し其造幣局をして何時にても相互の交換を決行せしむるの制を採るに於ては英蘭銀行は其特許の明文に従ひ其發行部の保有する金の四分一に相當する金額に對し銀を收受し之に對し兌換金券を發行すへしと云ふに在り

佛國及び米國の委員はエバーツ(Evarts)氏を總代として左の宣言を朗讀せしめたり

- 一、金に對する銀の價の下落若くは激變は商業及び一般の福祉に大害を與ふ故に金銀の比價を一定するは世界の商業に多大の利益を與ふへし
- 二、有力なる列國間に金銀の比價を一定し無制限本位貨幣として金銀二貨の自由造幣を許すへき複本位條約を結ぶに於ては以て金銀二貨の比價の動搖を避けしめ商業の利益並に其必要に適應せしむるを得へし
- 三、若し列國中或國に現今行はれ若くは近年まで行はれし金銀の法定比價にして適切なるものあらは之を維持するも可なりと雖も蓋し一と十五半の比價は最も恰好の比價にして現行幣制を攪亂するの憂少なく克く其目的を達し得

へきものと認む

四、英佛獨米及び此四國の聯合により保證せらるへき他の諸國の間に同盟條約締結せらるゝに於ては以て世界の金銀比價を制するに足るへし

以上は六月三十日再會後に於ける言論の重なるものなりき而して本會議は座長マニヤン *Magnin* 氏(佛國大藏卿)の提出に係る左の決議案を可決して閉會を告げたり

列國委員の言論並に諸政府の宣言に徴して考察する時は列國間に一種の合意を成立せしめ得へしと信し得へき理由の存するを認むと雖も本會は茲に之を閉會するを得策とす又現今貨幣の状態は列國中或者進んで大に活動せんとする者を生すへきを以て此際外交的折衝に機會を與ふるの理由存せざるにあらす故に本會議は千八百八十二年四月十二日まで之を閉會すへし

第三回列國會議、第二回の會議の決議によれば同會議は千八百八十二年四月十二日再會すへき筈なりしか終に其事なくして止めり第三回列國會議は北米合衆國の發起に係り千八百九十二年十一月二十二日を以て白耳義國ブラッセル府に

開かれ貨幣として銀の用を増加する方法を講ずるを以て其目的となし合衆國の委員アリソン(Senator Allison)氏より左の決議案を提出して列國委員の賛同を求めたり

本會議は列國の幣制中銀貨の用を増加せんか爲め或方策を案出するとは大に望ましきとなるを認む

而してアリソン氏は右議案に添付するに千八百八十一年の會議に提出せられしモリッツ、レブイ(Moritz Levy)氏の案セートピア(Soetheer)氏の案並に合衆國の案を以てせり合衆國の案とは萬國複本位を完全に實行せんとするものレブイ案とは列國各二十法以下の金貨並に紙幣を悉く引上げ之に代るに銀貨を以てし以て銀の用を増加せんとするものにしてセートピア案とはレブイ案と略同一にして尙種々の技術的事項を包含するものなりき

本會議に入るや英國の委員ロスチャイルド(Rothschild)氏は銀の價格を維持し若くは之を騰貴せしむる方策として新に一案を提起せり其要に曰く現今北米合衆國政府は毎年五千四百萬の銀を購入しつゝあるか若し全國にして此購銀を繼續

するに於ては歐洲列國は共同して五ヶ年以上標準銀一匁に付四十三片の相場を以て年々五百萬磅の銀塊を購入すへし然れとも若し銀の價四十三片以上に騰貴するときは一時購入を中止すへしと

右ロ氏の提案并に其他の諸案は結局十三人を以て組織せる特別委員に付託して調査せしむるとなりしか同委員は十二月二日を以て次の如く報告せり

特別調査委員のロスチャイルト案を審査するに當り先づ討究せしは第一銀の生産を制限し若くは之を律する方法ありや第二銀の將來の産出額は如何第三合衆國の購銀は如何なる趣意に基くものなるや第四英領印度の銀に對する將來の政策如何の四問題なりき而して同委員は右第一問に對しては其方法なしと斷定し第二問に對しては墨西哥及米國の委員より銀の産出は目下既に其頂點に達せりとの説を得第三問に對しては米國の委員カンノン(Cannon)氏より若し此列國會議に於て列強の賛同を得る能はずんは米國は終に其購銀を廢止すへしとの説を得第四問に對しては英領印度の委員モールスウォース(Sir G. Molesworth)氏より若し此會議に於て確乎たる決議を見る能はずんは英領印度

は銀に對し其造幣局を閉鎖し金單本位制の採用を計畫すへしとの意見を得たり

右四問題を攻究したる後ロ氏案に就て審議せしに委員の或者は是れ人爲を以て自然の勢を阻止せんとするものにして到底其效を奏する能はざる而已ならず之か爲め列國の忍はざるを得ざる犠牲は豫め其程度を知る可からずとの理由を以て之に反對せしか結局合衆國墨西哥及ひ英領印度は若し列國にして其購入すへき銀を悉く貨幣に製造して用ゆるに於てはロ氏の案を賛成すへきとを確かむるを得たり

此討議の後委員會は若しロ氏案採決せらるゝに於ては列國の購銀は共同的中央機關を設けて之を掌らしむへきや將た列國各自之を爲すへきやに就て議せしか未だ決議を見るに至らずして列國委員はロ氏案を各其代表せる政府に勸告すへきや否やの議起り之に就て採決せしに六票に對する七票を以て否決したり

ロ氏案否決の後委員會は更にモリッツ、レプイ案に就て採決を試みしに同案は大

多數を以て可決せられたり然るに英國の委員フリーマントル氏はレ氏案は之をレ氏案と結合せしむるか若くは列國委員の大多數を以て賛同せる他の案と結合せしむるに非ずんば氏は之を英國政府に勸告すると能はずと言明せり

右特別調査委員の報告あるや佛國の委員チラード(Thard)氏は當時佛國の狀態を説明せり其要に曰く現今佛國は世界列國中金銀貨何れに於ても其最多額を有するものなり是れ蓋し佛國に於ける財産及び生業の狀況より來る結果にして夫の産業の集中せる邦國に於けるか如く多く小切手を用ゆる能はざるに因らすんばあらず輒近佛國は銀の流入に堪へずして銀貨の製造を停止したり是れ實に正當の處置にして余は佛國が既に多額の銀貨を有するにも拘らず尙ほ之か自由造幣を繼續せざるを得ざる理由を發見すると能はざるなり現今佛國の有する銀の分量は實に他の歐洲列國の所有せる銀の總額に伯仲し佛蘭西銀行所藏の銀は列國の各中央銀行所藏の銀の總計に匹敵せり故に余は佛國は既に巨額の銀を有するを斷言して憚からざるなり去れば佛國は若し單本位制を採る列強にして銀貨の自由造幣を盟約するに於ては敢て之に加盟するを辭せざるへきも其他の條件

を以て盟約を爲さんとするに於ては之に應ずると能はざるへしと

瑞典の委員フォーツセル氏は復本位反對の説を述べたり右終て西班牙の委員ドオスマ(de Osma)氏は米國委員に向て米國委員は本會議の討論を列國の委員か其學說上の異同を投票によりて決する點まで追及するを欲するや否やを問ひしか米國委員アリソン氏は之を投票に問ふの意思を有せずと答へ且つ本會議は茲に閉會して未來の日に延期するを可とする旨を陳述せり是に於て以太利の委員レインジス男(Baron de Renzis)は本會議を中止し千八百九十三年五月三十日を以て再會せんとの動議を提起せしか直ちに可決せられ第三回列國會議は終に確乎たる議決を見ずして解散せり而して右約定の時日に至るも再會するとなかりき

以上説述せし所は萬國復本位に關する前後三回の列國會議に於ける討議の概要なり即ち萬國復本位は終に列國の協同を得ると能はず之か實行の望は今や殆ど杜絶せりと謂ふへし然るに之か主唱者たる北米合衆國は政治上の理由よりしか將た經濟上の理由よりしか第三回會議の後に於て尙ほ之を斷念すると能はず千八百九十七年四月レカプリカン黨の大統領マツキンレー氏はコロラド州選

出セネート議員ウォルコット (Wolcott) イリノイ州選出同ステーション (Stevenson) 及びマサチューセッツ州選出同ペイン (Paine) の三氏を歐洲に特派して之に關し列國に遊説を試ましめたり同特派員は先づ佛國の内閣總理メリン (Melin) 氏の賛同を得次て英國に航しサリスベリー内閣を説き終に佛米二國にして金一に付銀十五半の比例を以て銀貨の自由造幣を爲すに於ては同内閣は印度に向て銀貨の自由造幣を再興せんとを勸告し且つ英蘭銀行をして其特許の明文に基き其正貨準備の五分一に相當する金額を銀貨を以て貯へしむるとに努むへしとの約言を獲たりサリスベリー内閣か其約を履て公然印度政府に向て銀貨の自由造幣の再興を謀るや同政府は嚴然其勸告を拒絶し又英蘭銀行か内閣の旨を奉せんとするの形迹を現すや倫敦手形交換所組合銀行は舉て之に對して絶對的反對の態度を採りしかは米國特派員は到底其使命を全ふする能はざるを悟りて歸國したりと云ふ

第三節 跛行本位制

跛行本位制 (Limping Standard) とは現今佛蘭西其他羅匈同盟諸國及び北米合衆國に

於て實行せらるる幣制にして一定の法定比價を以て發行せる金銀二種の本位貨幣あり共に無限法貨として流通すと雖も其内一方銀貨の造幣を制限し其供給を制して名目貨幣たらしめ以て金銀市場比價の變動より來るべきグレシヤム氏法則の作用を避けんと計畫せるものを云ふ蓋し跛行本位の名稱は金銀二貨共に無限法貨として流通するの資格を有するに拘らす其一方を自由造幣とし他方を制限造幣とせるより起りしものなり

跛行本位制の何たるを明かにせんと欲せば先づ其如何にして發生せしやを究め次に其利害を考査するに如かず

前にも述べしか如く一國若くは少數の國々の間に金銀兩本位制を維持せんとするは理論に於ても實際に於ても到底許さざる所にして古來之を企圖して失敗せし實例に乏しからず去れば現今尙此制度を實行する國一もあるとなく千八百七十三年以降從來兩本位を實施せる邦國は何れも皆其幣制を革めて金貨單本位制に移るの方針を採るに至れり而して是等の邦國は何れも其國內に多額の銀貨を有し遽かに之を引上げて金貨に代ふると頗る困難を感せしかは過渡の時期一時

の方便として本位銀貨の造幣を制限し若くは全く之を停止し大に其供給を減し同時に金貨の製造に努め金銀二貨幣をして相并て無限法貨として流通せしめんととの策に出たり是れ即ち跛行本位制なるもの、發生せし所以にして同制の下にありては眞個の基準貨幣は自由造幣による金貨にして銀貨は其實質の價に依らずして金貨に對する法定の割合により名目貨幣として流通するものとす即ち物價を定め外國爲換相場を立るは金貨にして市上銀價の變動は是等の關係に毫も影響を及ぼすことなく此制を採る國は實際上金貨單本位國と同様の地位に立つべきなり

然れども既に國內に其實價を異にせる金銀二種の本位貨幣を併ひ行ふか如きは永久維持すべき完全なる制度にあらざるや明白にしてビイヤソンの言へるか如く金銀混成の準備金を以て兌換金券を發行するか如きは理に於て許さざるのみならず會々一國信用の基礎を薄弱ならしむるものなるか故に(前出)跛行本位制は過渡時代一時の便法としての外庇護すへからざる制度なりとす去れば此制を實行する國々の或は汲々として銀貨の回收に努め或は萬國複本位制の實行を唱

道するは決して偶然に非ざるなり

複本位制より跛行本位制に移り現今尙ほ之を持続する實例の最も顯著なるものを羅甸同盟諸國とす千八百七十一年獨逸帝國の新貨幣法制定せらるゝや本位銀貨廢止の方針に出でしかは大に金銀の市場比價に影響し爾來金に對する銀の下落滔々として停まず佛國始め其他の羅甸同盟諸國に於ける金銀の法定比價と益々軒輕し其結果是等諸國に流通せる金貨は續々國外に流出したり然るに是等諸國は當時既に金貨を以て商業上の需要に適せる貨幣なりと認め國內に之か潤澤なる供給を有するの利益なるを信せしかは此情況を見て憂慮措く能はず之に對する方策を求むるや切なりき去れと斷然複本位制を廢して金單本位制を採るか如きは容易の業にあらず之か爲め國庫の負擔を増加するか如きは到底事情の許さざるものありしを以て終に一時應急の策に出で千八百七十四年本位銀貨の自由造幣を廢し繼て七十八年全く之か造幣を停止し其供給を制限して所謂跛行本位制を實行するに至れり爾來世界に於ける金の産出は九十年代に至るまで著しき増加を見ず諸國に於ける金の需要は日に月に加はり金價愈高く萬國複本位

に關する前後三回の列國會議亦何等成案を供せざりしかは羅甸同盟諸國は終に其銀貨を處分するの機を得ず在昔今日に至るまで此制を持続せり

北米合衆國に於ける跛行本位制の由來亦其揆を一にし千八百七十三年同國は本位銀貨の自由造幣を罷め千八百九十三年に至り全然之か製造を停止せり其間銀の價格を高めんか爲或は購銀條例を制定し或は列國會議を發起して萬國複本位制の實行を企圖し銀貨の自由造幣を復活せんと計りしも終に其目的を達せざりき千九百年三月金貨本位法案を以て愈金貨を以て基準貨幣となすの宣言を爲せしと雖も鉅額の本位銀貨は今尙處分せらるゝに至らず依然無限法貨として流通しつゝあり

由是觀之跛行本位制なるものは偶然の事情より已むを得ざる結果として生ぜし者にして決して初より學理上完全なりと認めて畫策せられしものに非ざるや明白なりとす然れも同制は複本位制より金單本位制に移る過渡の方便として頗る適切にして實に方今英領印度比律賓諸島パナマ并に墨西哥等に行はるゝ金貨爲換本位制なるもの軌範をなし且つ現今羅甸同盟諸國及び北米合衆國の依然墨

守しつゝある所なるか故に理論上に於ても實際上に於ても亦一の緊要なる制度たるを失はざるなり今其利害得失の重なる點を列記すれば左の如し先づ缺點より擧げんに同制は左の三缺點を有せり

一、本位銀貨の名目價格と其地金價格との懸隔大なるに至る時は幣制改革をして益困難ならしめ且つ本位銀貨の價造を誘導するの虞あり、現今羅甸同盟諸國及び北米合衆國に行はるゝ跛行本位制は銀價下落の結果複本位制より轉化したる者にして本位銀貨の名目價格と地金價格との懸隔甚しく其地金價格は名目價格の二分一に及はず此事實は佛國に於ける幣制改革を遷延せしめ又米國に於ける一弗銀貨の價造を馴致せり千八百九十八年の計算に據れば若し佛國に於て當時國內に存在せし五法銀貨を改造して金一に對し銀三十五の比例に引直さんとせば約二億三千五百萬弗の補充費を投せざるを得ざりしと云ふ米國に於ける價造銀弗貨の或者は政府發行の眞貨幣に比し品位却て優等にして其多く流通せざるは只眞貨幣の流通額大ならざるを以て露現の虞あるに基くと云ふ

二、本位銀貨は其價格の割合に重量大に過ぎ文明國商業上の需要に適せず、社

會文明漸く進み經濟の進歩著き時は貨幣として重量の割合に價格の大なる金屬を尙ふに至るは自然の數なりとす此傾向は輒近先進國に於ける貨銀の騰貴及び富の増加によりて愈明白となれり然るに現今跛行本位制を採る羅甸同盟諸國及び北米合衆國に於ける本位銀貨は其實價の二倍以上を以て通用するにも拘らず其重量尙ほ甚大にして取扱上頗る不便なり是れ社會の需要に適應せざるものと謂ふを得ざるなり

三、跛行本位制に於ける本位銀貨は弾力性を缺き其供給過大なるときは本位金貨を驅逐するの虞あり、跛行本位制に於ては銀貨の自由造幣を禁し其供給を制限して名目貨幣として流通せしむるか故に銀貨は市場の需要に應じて自然に伸縮する能はず國庫か人爲的に之を左右する場合の外其供給の増減を見る能はざるなり是れ貨幣として最も尙ふべき性質を缺くものとす而して其供給一朝大に過ぐる時は金貨の用を奪ひ信用の基礎を弱め大害を社會に與ふる恐ありとす蓋し現今米佛二國か其所有に係る本位銀貨より多大の不利益を被りつゝあるは疑ふ可からざる事實にして其根源は其供給過多にして安全の疆界を超越せるに在

り米國に於ける千八百九十三年の恐慌は實に銀貨の過剰か貨幣制度を攪亂せしに因せり當時大藏卿はシャーマン購銀條例により毎月四百五十萬オンスの銀塊を買入れ之に對して銀預券を發行し來りしか其供給は忽ち市場の需要に超過し漸次金貨を國外に驅逐し終に恐慌を馴致するに至れり

以上列記せし所は跛行本位制の缺點の重なるものなるか同制の利益亦是なきに非ず而して其利益とする所二あり第一世界全般に及ぼす所の利益第二之を實行する邦國に與ふる所の利益是なり

一、跛行本位制の世界全般に及ぼす利益と云ふは其世界に於ける金の需要を融和し物價の暴落を防遏せしと是なり跛行本位制は千八百七十三年以來佛蘭西白耳義瑞西及び北米合衆國の幣制となれり而して現今世界に於て純然たる金單本位制を實行し若くは實際同制を採ると見做し得べき重要なる邦國は英獨露の三國なりとす此七國は實に世界の富及び商業の大部分を占め經濟上世界を制するに足るを以て其幣制の世界に於ける貨幣材料に及ぼす影響の著大なるは論を要せざる所にして現に世界の金貨の五分四を占有し印度及び支那の保有せる部分

を除きたる銀貨の残部の六割を保有せり今千九百一一年一月に於ける是等七國の保有せる金銀貨の分量を米國造幣局の調査に據り表示すれば左の如し

跛行本位國		金貨	銀貨
佛蘭西	八一〇、六〇〇、〇〇〇 ^兩	四二二、二〇〇、〇〇〇 ^兩	
白耳義	一七、八〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇	
瑞西	二四、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七〇〇、〇〇〇	
北米合衆國	一一一〇、八〇〇、〇〇〇	六五五、八〇〇、〇〇〇	
合計	一九六三、二〇〇、〇〇〇	一一二二、七〇〇、〇〇〇	
金單本位國			
英吉利	五一一、〇〇〇、〇〇〇 ^兩	一一六、八〇〇、〇〇〇 ^兩	
獨逸	七二一、一〇〇、〇〇〇	二〇八、四〇〇、〇〇〇	
露西亞	七二四、三〇〇、〇〇〇	一〇二、五〇〇、〇〇〇	
合計	一九五六、四〇〇、〇〇〇	四二七、七〇〇、〇〇〇	

右の數字に據れば金本位國に於ても亦大に銀貨を使用せざるを得ざるか如しと

雖も其金貨に對する割合は跛行本位國に於けるか如く大ならざるを見るなり即ち後者に於る金銀二貨の分量は百と五十七強の比例なれとも前者に於ては僅に百と二十二弱の割合なり去れば若し複本位論者の主張するか如く金銀二貨の併用か所謂辨償作用なるものにより金銀の比價の動搖を融和するものなりとせば佛白瑞米四國に於ける跛行本位制の實行は即ち約七億弗の金の需要を節減し其價格の昂騰を防ぎ同時に銀の需要を増し其下落を防ぎ得たるものと謂はざるを得ずして世界諸國の物價の暴落を遏止したる効ありしや明白なりとす

二、跛行本位制の之を實行する邦國に與へし利益と云ふは其複本位を革めて金單本位制に移らんするに當り過渡の時期適切なる幣制を供し重大なる國庫の負擔を猶豫せし事是なり跛行本位制に於て本位銀貨の名目價格の甚しく其實價と軒輊せる事實は同制の缺點を爲すと同時に亦同制の利益を爲すものなり前にも論せしか如く是れ佛國に於て其幣制を改革して金單本位制を採用するとを遷延せしめたる主因なりと雖も若し同國か斷然之を實行せりと假想せば之か爲めに生ずる國庫の損失と物價の變動とは果して如何なる影響を同國財政上及び經濟

上に及ぼすへきや蓋し想像するに難からざるなり去れば跛行本位制は幾多の缺點を伴ふにも拘らず之を實行する邦國に與ふるに過渡の時期犠牲の最も小なる幣制を以てし以て複本位の害惡を避けしめたる効あるものと謂はざるを得ざるなり

第四節 金貨爲換本位制

金貨爲換本位制(The Gold Exchange Standard)とは近來銀單本位國が其幣制を改革して新に採用せし一種の制度にして政府は名目貨幣たる銀貨を發行し無限法貨として専ら之を國內に流通せしむと雖も同時に内外重要の市場に金を貯へ一定の率を以て銀貨と引換へ又銀貨に對して金貨爲換手形を賣出し金を納めて銀貨を請求する者には之を交付し以て國內に適切なる貨幣を供給すると同時に金を以て價格の比準となし金貨國との貿易上金銀爲換相場の變動より生ずる不利益を除去せんと企圖せるものなり

晚近金銀比價の激變の金貨國と銀貨國との貿易の發達を阻害し金貨國より銀貨國への資本の輸入を妨げし事實は漸く諸國を警醒して之に對する救治策を講ず

るの必要を感せしめたり是れ銀單本位國の其幣制を革めて金銀爲換本位制を實行するに至りし由來を爲すものにして英領印度は千八百九十三年を以て銀貨の自由造幣を廢止し爾來政府の勘定を以てのみ之を製造し其金に對する比價を一ルーピーに付英貨十六片と法定し金を國庫に致して銀貨を請求する者には之を交付し又一磅及半磅の英國金貨幣を國庫に對する總ての支拂に充用するを許し其比價を一磅に付十五ルーピーと定め九十八年には英國に於ける印度政府所屬の金に對して印度に於てルーピー紙幣を發行し得べき法律を制定し千九百二年に至り之を永久の制となし九十九年に至り終に英本國及び英領諸國の造幣局の發行に係る一磅及び半磅の金貨を一磅に付十五ルーピーの比例を以て印度に於ける無限法貨と爲し又印度及び倫敦に金貨資金を設備し之に對して爲換手形を發行するの制を創め以て同制を實行し續て比律賓島の政府は米國政府に同制採用の許可を交渉し千九百二年を以て之を實施し墨西哥政府は又千九百三年中支那政府と協同して米國政府に委囑するに金銀爲換の變動を防遏すへき方策を案出せんことを以てせしに米國政府は之を快諾し國際爲換調査委員(Commission on In-

International Exchange)を任命し案を供せしむ墨西哥政府は同委員の提案を容れ千九百五年五月を以て終に金貨爲換本位制を實行せり其他パナマ共和國は千九百四年中米國と協商して同制を採用し英佛所領東洋殖民地も亦久しからずして同制を實施せんと企つるものゝ如し

金貨爲換本位制の真相を明かにせんには同制と其母制たる跛行本位制とを比較し二者の異同を對照するを便とす

金貨爲換本位制は其範を羅匈同盟國及び北米合衆國に實行せらるゝ跛行本位制に採りしものにして其趣旨に至ては彼此間毫も差異あるとなし即ち金の一定量を以て價格の單位とし金銀間に一定の法定比價を立て銀貨を發行し無限法貨として之を流通せしむと雖も其自由造幣を許さず其供給を制して名目貨幣として通用せしむるものにして金を標準として物價を定め實際上金單本位制を採ると同一の地位を得んとするものなり去れば金貨爲換本位制は跛行本位制の一種に他ならずして之を別論するか如きは論理上非難を免れざる所なり然れども事實に於ては二者間に劃然たる區別存するを以て之を別論するは却て説明を明瞭な

らしむる利益あり金貨爲換本位制と跛行本位制との間に於ける事實上の差異は次の三點なり

一、跛行本位制は羅匈同盟國及び北米合衆國の如く従前金銀兩本位制を實行せし國に於て採用する所なれども金貨爲換本位制は英領印度比律賓パナマ墨西哥等銀單本位制を採れる國の行ふ所なり換言すれば兩本位制より變遷せしものは跛行本位制と稱せらるれども銀單本位制を革めて新に採用せしものは金貨爲換本位制と云ふなり

二、跛行本位制にありては金銀二種の本位貨幣存在し相並て流通すと雖も金貨爲換本位制にありては流通貨幣は主として銀貨にして必ずしも本位金貨の發行を必要とせず只金の一定の分量を取り價格の單位を定め金に對して銀貨の交換比例を法定し其法定比價に準據して銀貨を引換へ又外國に宛てたる金貨爲換を支拂ひ得べき金の準備あれば足れり

三、跛行本位制も金貨爲換本位制も共に軌近銀價下落の結果として起りしものなれども前者は兩本位國に於てグレンシャム氏法則の爲め金貨の驅逐せらるゝに

耐へず金貨單本位制に移る過渡の手段として已むを得ず採用せられし制なるに反し後者は銀貨を以て適切なる貨幣とし銀貨單本位制を採れる未開國に於て金貨國との貿易上の不利を避けんか爲め實行せらるゝに至りし制にして多くは確實なる學理を基礎として新たに案出せられたるものなり但し英領印度に於ける金貨爲換本位制は已むを得ずして實行せられし形跡を有し金銀の法定比價大に市場比價と懸隔せり

以上は跛行本位制と金貨爲換本位制との差異の重なる點なり讀者は之により略金貨爲換本位制の何たるを解得せしならん今や更に進んで同制實行に必要な條件を列擧し尙ほ同制の利益を叙述して一層同制の趣旨を明かにすべし

金貨爲換本位制實行上缺く可からざる要件三あり左の如し

一、金貨爲換本位制にありては金に對して銀貨の比價を法定するを要す而して其比價は小に失せず大に過ぎざるを可とす何とならば其比價甚しく市場比價と隔離するときは銀貨の價造を誘致するの弊あり又市場比價と接近する時は銀價の小騰により銀貨は流通市場を去り貨幣の缺乏を來す恐あればなり現今印度に

於ては金銀法定比價を一と二十四とし比律賓 パナマ 墨西哥に於ては一と三十二の比價を採れるが其適否は實際問題として講究の價值あるものと謂ふべし

二、政府は市場の需要に應じて銀貨の供給を伸縮し適度を保たしむるを要す而して此目的を達するの最良策は國庫に於て自由に金銀の引換に應ずるに在り即ち金塊を送致して銀貨を請求する者には法定比價に準じて銀貨を與へ銀貨を出して金を請求する者には同じく法定比價に準じて金を交付するなり然れども金の請求は多くは外國に於て其用を有する場合に起るものなるか故に政府は豫め外國に於ける重要な場所に金を貯へ置き之に對して金貨爲換手形を發行して其請求に應ずるを便とす是れ比律賓及び墨西哥の實際行ふ所にして此二國は共に其爲換資金を紐育市に備へ代理者を置き爲換の支拂を爲さしめ又金貨を出して本國拂銀貨爲換を購入せんとする者あらば其需に應じて手形を振出し賣却せしめ以て資金を補充しつゝあり

三、銀貨に對して金を交付し若くは金貨爲換手形を賣りたる時は其收受せる銀貨は深く之を蓄藏して金を出し銀を請求する者又は外國の代理者の振出せる銀

貨爲換の支拂を要求する者が出るまで再び之を發行せざるを要す是れ市場銀貨の過多を矯正するに必要なる手段にして若し之を行はざるに於ては金の請求絶へず起り終には其資金を涸竭せしめ金貨爲換本位制を根底より壞覆するの虞なしとせざるなり

金貨爲換本位制は如上の要件を履行して始めて之を實施し得べきなり而して同制は克く其政策を誤らすんは左の効果を奏するを得へし

一、金貨爲換本位制は貧弱國若くは未開國に取り適切なる幣制を供す、人民の收入大ならず生計の程度高からざる邦國に於ては流通貨幣として高貴なる金屬を用ゆると能はざるなり然れども金貨本位制を採る先進諸國と交通貿易を爲すに當り異なりたる幣制を採るの不利なるは論を要せざる所なるを以て金貨爲換本位を實行し金本位の實を擧ると同時に國內流通用として専ら銀貨を使用するは蓋し最も得策なるへし加之ならず名目貨幣として銀貨を使用するは世界に於て需要少なく供給に餘裕ある金屬を利用するを得且つ紙幣の使用と同じく大に資本を節約するを得るが故に貧弱國及び未開國に取り最も利益ある手段

なりと謂はざるを得ざるなり

二、金貨爲換本位制の實行は銀の用を増加し其價格を保持するの力あり金銀の市價變動常なき時は甚しく銀單本位國の貿易の發達を阻害し銀單本位國に於ける貨幣の需要隨て増加する能はずと雖金貨爲換本位制實施せらるゝ時は貿易上の障除除去せられ國際資本の移轉圓滑に行はるゝに至るへきを以て大に之を實行する國の經濟の進歩を促かし貨幣用としての銀の需要を喚起し其價格を騰貴せしむべきなり蓋し金貨爲換本位制の實行より來る銀の價格の騰貴は萬國複本位論者の唱ふるか如き架空のものにあらずして其結果確實なりとす何とならば萬國複本位制は列國間に金銀の比價を法定し自由造幣を以て金銀兩貨幣を發行し商業上の需要如何を顧みず之を併行せしめ以て人爲的に銀の需要を増加し其市場價格を高め以て法定比價に一致せしめんと企つるものにして其目的を達し得べき否やは一の疑問に屬すと雖も金貨爲換本位制は大に其趨を異にし只之を行ふ國に於て銀貨の供給を制限し貨幣として其價格を高めんとするに過ぎず而して克く其制を維持し得んには之を行ふ國は金銀市價の變動に關し毫も介意する

を要せずして盛に銀貨を使用し加ふるに貿易の發達外資の輸入より來る國內經濟の進歩を以てし貨幣用としての銀の需要は自ら大に増加し其市價隨て昂騰すへきは必然の結果なればなり

三、金貨爲換本位制は複本位制の如く列國の協同を要せずして單獨に之を實行し得へし是れ之を行ふの必要ある國に取り最も便利なること謂はざるを得ず從來貨幣に關する列國會議の開催せられしは再三に止まらずと雖も未だ何等の成案を得るに至らず世人をして斯る問題に關する列國の協同の殆と絶望なるを歎せしむ去れば金貨爲換本位制の列國の合意を要せずして遂行し得へきは銀單本位國に取りて無上の僥倖なりと謂ざるを得ざるなり

第五節 金銀合成本位制及新複本位制

萬國複本位制の理論上及び實際上到底採用すへからざることを承認するも尙ほ貨幣として銀の用を大ならしむるを以て得策なりと信する學者數多あり而して彼等は其目的を達せんか爲めに種々の本位制度を案出して其實行を慫慂せり就中金銀合成本位制 Symmetallism 及び新複本位制 Neo-Bimetallism として知らるゝものは

其重要なるものなり

第一、金銀合成本位制、此制度は金の一定量と銀の一定量とより成る合成的貨幣を製造し若くは金の一定量及銀の一定量に對して兌換券を發行して流通せしめんとするものにして其複本位制と異なる所は同制にありては金若くは銀孰れか人民の擇む所に任せて使用せしめんとするものなれとも金銀合成本位制にありては必ず金及び銀双方を併用せしめんとするに在り此制度は期せずして種々の方面より提起せられしか就中學者によりて最も重視せられしはマーシヤル教授の提案にして (Evidence before the Gold and Silver Commission, 1888) 氏は金銀比價を法定し其法定比價に準據せる金の一定量と銀の一定量との合計に對し價格の單位を定め以て兌換券を發行し兌換券の發行を請求する者あらは其請求額に對して必ず所定の金及び銀を納付せしめ兌換券の兌換を請求するものあらは又た必ず所定の金及び銀を交付して以つて此二金屬を併用せんとを主唱したり今金銀合成本位制の本質を一層明瞭ならしめんか爲め左に同制と複本位制との優劣を比較せんに前者の後者に勝る點三あり

- 一、金銀合成本位制は複本位制の如く其採用及び金銀比價の法定に付列國の協同を要するとなく何れの邦國と雖も單獨に之を執行し得へし
 - 二、金銀合成本位制は之を實施する國の政府の權力を以て之を左右し充分に所期の効果を收め得へきも複本位制にありては列國政府の忠實なる協同的行動によるに非ずんば其實績を擧ぐると難し
 - 三、複本位制は銀の供給過多なる時は忽ち破壊せらるゝの恐あれとも金銀合成本位制は其患尠なし隨て複本位制に比し一層耐久的性質を具有す
- 次に金銀合成本位制の複本位制に劣る所は左の二點なり
- 一、複本位制は既に一國若くは數國の間に實施せられし制度にして且つ久しく問題となり居りしを以て世人之に親炙すと雖も金銀合成本位制は新に提起せられしものにして世上未だ其何たるを知らざる者多し隨て之を實施せんとするに當りては先づ其趣旨を教示せざるを得ざる不便あり
 - 二、金銀合成本位制の下に於ては物價の動搖は複本位制の下に於けるよりも其程度一層大なるへし何とならば合成本位にありては金銀の市場比價變動するも

金及び銀を併用せざるを得ざる結果として二金屬間の辨價作用は複本位の場合の如く著しく其働きをなすと能はされはなり

以上は金銀合成本位制と複本位制との優劣なるか金銀合成本位制も亦複本位制と同じく之を實施して果して成效し得へきや否やは大に疑問なり而して其疑問たる理由は左の如し

- 一、金銀合成本位制を主唱する者は同制は克く複本位制に付帶せる危険を攘剔し其利益を收むるものなりと稱すれとも元來複本位の利益なるものは一の疑問にして之か實行を保證するに足らざるなり
- 二、金銀合成本位制の實行は政府權力濫用の端緒を開くの虞あり
- 三、金銀合成本位制は一國單獨に之を實行し得へしとするも列國悉く同一の金銀比價を法定して之を實行するに非ずんば會々爲換相場の變動を惹起し國際債務の履行上錯亂を來し貿易の發達を阻碍し資本の移轉を妨くへきのみ而して這般の如き弊害は其所期の利益を以て到底之を償ふと能はざるへし

第二、新複本位制 金銀合成本位制に比し一層適理にして且つ實際的なる提案

之を新複本位制とす此制度は複本位制に於ける金銀の法定比價を永久不動となす代りに市場比價の變動に應じて隨時之を變更するものにして其最も適切なるものは兌換券を發行して所持人の望みに任せ金にても銀にても自由に兌換に應じ以て複本位の作用を妨ぐるとなくして兌換券の利益を收めんとするに在り今此制度を批評せんに此制度は常に複本位制と等しく一定の法定比價を以てする金銀二貨の自由造幣に附帶せる不利益を避くると能はざる而已ならず之を實施すへき諸國の幣制に對し更に不確實にして變動極りなき分子を導くものにして到底其効果を奏せしむる能はざるの缺點を有せり蓋し此制を實行して充分に其目的を達せんとせば政府は絶へず物價の趨勢を注視し其影響を豫想して機を逸せず迅速に適當の處置を施し苟も過誤なからんとを要す是れ政府の克くし能ふ所ならんや加之ならず此制度は複本位制と同じく列國の共同的働作を要するや勿論なれば既に簡單なる複本位制の實行すら望なきに絶へず金銀法定比價の變更を必要條件とせる此複雑なる制度の到底實行し得へからざるや自ら明かなりとす

本學參考書

- Darwin, Bimetallism.
Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, ch. XII.
Nicholson, Money and Monetary Problems, Pt. I, ch. VIII. Essays 7, 8, 9.
Walker, International Bimetallism
White, Money and Banking, ch. VII.
Barbour, The Theory of Bimetallism
Laughlin, History of Bimetallism in the United States.
Wyllis, History of the Latin Monetary Union.
Cernuschi, La Monnaie Bimetallique.
Laveleye, La Monnaie et le Bimetallisme International.
Boissevain, Le Probleme monétaire et sa solution.
Ditto, Zur Währungsfrage.
Prüger, Das neue Finsko der internationalen Doppelwährung
Lexis, Doppelwährung (Handwörterbuch)
The International Monetary Conference of 1878: Proceedings and Exhibits. (Washington)
The International Monetary Conference of 1881: Journal and Exhibits (Cincinnati)
Conference monétaire internationale, 1892: Procès—Verbaux (Paris)
La Conférence monétaire de Bruxelles (Paris)
Kinley, Money, ch. XIV.
Counant, Principles of Money and Banking, Vol. I, 31c. III, chs. II—VII.
Edgeworth, Thoughts on Monetary Reform (The Economic Journal 1895.)

第十六章 理想的支拂の標準

第一節 理想的標準の趣旨——第二節 貨物本位——第三節 勞力本位——第四節 效用本位——第五節 支拂の標準としての金貨貨幣本位——參考書

第一節 理想的標準の趣旨

吾輩は本編第四章に於て最も公平なる支拂の標準は永時に亘り毫も價格の變動せざるものにして貴金屬貨幣は諸貨物中其價格の變動比較的にも最も尠なきが故に支拂の標準として最も適切なりと論せり前章叙説せし複本位に關する提議亦貨幣價格の變動を小ならしむるを以て主たる目的とせるものなり然れども是れ貨物貨幣 Commodity money を支拂の標準として使用し其或一定額を以てせる貸借を決済するに同額の支拂を以てせば完全なる債務の履行なりと認むる現今の慣行を是認したる場合に於ける論にして本章に研究する所の理想的支拂の標準と同視すべきに非ざるなり

貨幣として用ゆる貨物の價格をして永時に亘り變動せしめざらんとを目的とせる本位問題に比し其趣旨一層深遂にして貸借の關係上分配の衝平を得んとを期

するもの之を理想的支拂の標準に關する問題とす抑々文明の進歩經濟の發達は社會の生産に係る貨物の分量を増殖すると同時に大に其獲得に要する犠牲を減少するものとす而して貸借取引の當事者たる者は文明進歩の結果として生ずる所謂社會的餘剰の公平なる分配を享くるを當然とするを以て支拂の標準たるものは其價格常に騰貴の傾向を有し所謂社會的餘剰を當事者間に公平に分配するに足るものたるを要す然るに現今實際社會に於て唯一の支拂標準として普く使用する貴金屬貨幣は其供給と需要との關係甚だ不規則なるよりして其價格の趨勢社會的餘剰の發生に隨伴すると能はず到底支拂の標準として衝平を保持するに足らず隨て其或定額を以て取結ひたる貸借の決済を同額の支拂を以てするの慣行は理論上許容すべき制にあらざるなり或者曰く吾人は實際に於て理想的公平の標準を得ると能はざるか故に諸貨物中價格の變動の比較的最も尠なき貴金屬を以て満足せざる可からず法律亦之を認めざるを得ざるは蓋し止むを得ざるに出てしものにして其永時に亘る貸借を決済せしむるに當り其契約當初に於ける金額と同一の金額を以てすへしと命ずるは貸借當事者たる者は常に支拂手段

として使用する財貨の價格の變動を豫測して契約條件を定むへしと推想するに因るものなりと然りと雖も是れ明かに法制の不完全を表白するものに他ならずして若し他に貸借の衝平を得へき方法あるに於ては這般の如き制度の支持すべからざるや勿論なりとす是れ理想的標準問題の提起せられし所以にして同問題の學問上重視せらるゝ理由亦實に此處に存せり

理想的支拂の標準は貸借當事者間に所謂社會的餘剩を公平に分配するを以て其目的となすものなること上述せしか如し然るに説を爲す者あり曰く貨幣價格の變動より生ずる貸借の損益は社會的變化の結果にして個人的勤勞の果實に非ず其性質一種の非勞的殖耗 *Unearned increment or decrement* なるか故に當然社會全般の所得若くは損失に歸すへきものにして個人たる貸借當事者の占有若くは負担に委すへきものにあらずと此説は一應適理にして支持し得へきか如し然れとも社會をして個人の貸借上に起る損得を引受けしむるか如きは所謂言ふへくして實際行ひ得へきとにあらざるを奈何せん加之ならず現今の社會組織に於て私有財産の制を維持し契約の自由を認むる以上は契約當事者たる個人をして直接に

斯る損益を負擔せしむるは最も能く一般の福祉を増進せしむる所以なるを以て之を社會に歸するか如きは策の得たるものに非ざるなり既に契約の當事者たる個人をして右損益を分擔せしむへしとせば其衝平は如何にして之を完ふし得へきや是れ當然起らざるを得ざる問題にして本章各節に論せんとする各種の理想的支拂標準は何れも皆此問題を解決せんか爲めに提起せられしものなり

第二節 貨物本位

貨物本位 *The Commodity Standard* とは貨物を以て支拂の標準たらしめんとするものにして貸借契約締結の當時其貸借金額を以て購買し得たる貨物と同様の貨物を購買し得へき金額を返濟するを以て公平の方法なりと認むるものなり此種類に屬する提案二あり物價指數本位及穀物本位即是なり

第一、物價指數本位 *The Tabular or Multiple Standard* 物價指數本位とは貸借を決濟するに當り最も公平なる辨濟法は當初の契約金額と同一の購買力即ち同一量の綜合的貨物を購買し得へき力を有する貨幣を以てするに在りとの論據を有するものにして政府に於て定期例へは毎週若くは毎月完全なる物價指數表 *Index*

numbers of prices を調製して之を公布し之を標準として貸借を決済せしめんとするものなり例へは千九百年度に甲か乙に壹萬圓の貨幣を貸し滿十箇年の後物價指數本位の命する所に従ひ返済すべき契約を結ひたりとせんに千九百十年に於ける指數千九百年に於ける指數に比し一割の下落を示せりとせは乙は返済期に至り甲に對して元金として九千圓を支拂へは可なかるが如し

此本位を主張する論者は其公平なる支拂標準を供するものなりとの効用に附加するに其實行の容易なるを以てし盛に其利益を鼓吹せり

一、物價指數本位制は之を實行するも支拂の具として依然貨幣を用ひざるを得ざるか故に貨幣の廢棄を要せざるのみならず之と並行し得べきものなり

二、物價指數本位制は之を制定するも所謂任意法として實施するを妨けず隨て契約上之に據ると否とは各人の自由となすを得べし

三、物價指數本位制は複本位制の如く列國の同盟を要せず一國單獨に之を實行するを得へし

以上は物價指數本位制の趣旨及び其利益として唱道せらるゝ要點なり果して同

制は論者の言ふか如く公平なる支拂標準たるを得へく且つ其實行容易なるものなりや

吾輩の意見を以てすれば物價指數本位制は一の誤まれる觀念を以て其前提とし而かも殆ど不可能の事業に倚頼するものにして決して公平なる支拂標準たるを得ざる而已ならず假りに公平なる支拂標準たるを得へしとするも之か適用上幾多の困難を生し到底實用に堪へざるものなり請ふ左に其然る所以を論述せん

一、貨幣の購買力即ち貨物の分量を以て公平なる支拂の標準となすは正當なる觀念にあらず 抑々文明の進歩は貨物の分量を増加すると同時に之か獲得に要する犠牲を減するものとす而して文明の利益に浴すべき者は其債權者たるも債務者たるを問はざるか故に眞個の公平なる支拂標準は常に文明の利益を貸借當事者間に等分するものたらざるを得ざるなり然るに物價指數本位制は貸借の決済を爲すに中り其契約當初に於ける契約金額の貨幣の購買し得たりしと同量の貨物を購買し得べき貨幣の或分量を以て債務を辨済せしめんとするものなるか故に文明の利益を擧げて債務者に私するものと謂はざるを得ず是れ豈公平な

る標準なりと謂ふを得んや

二、物價指數本位制は貸借上の不公平を醫正すると能はず 現今支拂の標準として普く使用せらるる貴金屬貨幣の公平なる標準たる能はざる所以のものは其價格の變動の有様か文明進歩の結果たる社會的餘剰の公平なる分配を妨ぐるを以てなり即ち貸借締結の時に於ける貨幣價格に比し其返濟當時の價格騰貴せん平債務者は購買力の小なる貨幣を借りて購買力の大なる貨幣を返濟せざるを得ず之に反して返濟當時の價格下落せん乎債權者は購買力の小なる貨幣を貸して購買力の小なる貨幣を請取らざるを得ず幸にして其騰貴か文明の利益を公平に分配し得へき程度に止まるときは貴金屬貨幣は公平なる支拂の標準たるを得へしと雖も斯の如きは極めて稀に起る所にして多くの場合に於ては其騰貴或は大に過き或は小に失し又或は全然反對の方向を取りて下落の趨勢を呈し其結果不公平の分配を演出し貸借當事者孰れか一方に私するを免れざるなり然るに物價指數本位制は此弊を矯めんか爲め提起せられしものなるか其實行の結果は上段にも述べしか如く會々文明進歩の利益を擧げて債務者の壟斷に委するに過ぎず

して毫も之を醫正すると能はず即ち物價指數本位制の提議は不公平の標準に代るに不公平の標準を以てせるものと謂はざるを得ざるなり

三、物價指數本位制は物價の指數に附隨せる總ての技術的缺點を有せり、物價指數本位制は政府の調製に係る物價の指數を基本とするものなるか故に物價の指數調製に關する總ての技術上の困難は即ち大に同制の價值に關係を有するものとす蓋し支拂の標準として完全なる物價の指數は所掲貨物の種類及其各分量中數及び相場の種類等何れも其宜きを得たるものたらざる可からず而して斯る完全なる指數は到底之を調製し得へからざると既に第十三章第五節に述べしか如くなれば物價指數本位制は假し其前提觀念に於て誤謬なしとするも決して完備せる制度たるを得ざるなり

四、物價指數本位制は貨幣の用を省くと能はざるか故に計算上混雜を惹起す恐あり、價格の比準として貨幣を用ひざるに於ては物價の指數を調製すると能はざるか故に物價指數本位制は必ず貨幣と并用せられんとを要するものとす既に二者を并用せん乎同時に二種の標準を生し或債務は物價指數本位に準據して決

濟せられ或る債務は貨幣を標準として支拂はるゝに至るべきを以て頻繁なる取引を爲す場合の如きにありては計算上往々混雜を惹起す恐なしとせざるなり隨て物價指數本位は世人の厭惡する所となり多く其用を見ると能はざるへし

五、加之ならず物價指數本位制は商業上の支拂の標準として其用を見ると尠なし、凡そ商業上の貸借は短期なるを例とす而して物價の變動より生ずる危険は永時に亘る貸借に於て特に感ずる所なるを以て商業上貸借の支拂標準としては貨幣を用ゆるも物價の指數を用ゆるも其結果に於て大差あるとなし去れば商業上より云ふ時は特に物價指數本位制の要を認めざるなり

之を要するに物價指數本位制は其前提全く正鵠を失し其他幾多の缺點を有するを以て到底實行すると能はざるものなりジョセフ・ロー(一八二二)ポレット、スクロープ(一八三三)ジー・アール・ポーター(一八三八)の諸氏創て之を提起せしより多數の學者之に和し就中ジェボンズ氏の如きは盛に其効を唱へしと雖も現今之を實行して貸借の衡平を得せしめんと説く者殆ど絶無なるに至りしは決して偶然に非ざるなり

第二、穀物本位 The Corn Standard 穀物本位は貨物本位の一種にして單に小麥を以て支拂の標準たらしめんとするものなり故に一に單一貨物本位 The Single Commodity Standard とす

此本位は蓋しアダム・スミスの創むる所に係り價值の原因を勞力に歸せし學說即ち The Labour Theory of Value を以て其前提となすものにしてスミスは貴金屬貨幣の價格の變動を知らんには其一定量の購買し得る勞力の分量の増減によるを捷徑なりと信せしも實際之を調査すると能はざるを見て賃銀の變動を基として貨幣價格の變動を測定せず賃銀の代りに小麥の分量を以て其變動を測るの方法を採れり蓋しスミスの時代に於て小麥の一定量の購買し得べき一般下級勞力者の勞力の分量は永時に亘り殆ど變化なかりしを以てなり

穀物本位は右述るか如く價值の勞力學說を以て其前提となすものなれとも實際に於ては小麥を以て支拂の標準となすものなるか故に一種の貨物本位たるを失はずして前段に論述せし物價指數本位と同一の根據を有するものと認むべきものとす去れば物價指數本位の根據に對する批評は直ちに以て此本位に對する批

評となすを得へし加之ならず此本位の支持し得へからざる理由尙ほ一あり軌近交通の開発農業の進歩其他種々の原因は永時に亘り著しく小麥の價格に影響を與へ又氣候の状況及び諸般の社會的事件は往々にして收穫の増減を來し年々甚しく小麥の價格を動搖せしむる事實は小麥をして支拂の標準として極めて不適當なるものたらしむるは是なり若夫れ此本位の前提とせる價值の學說の正否に就ては茲に喋々の辯を要せざるへし

之を要するに穀物本位は單に小麥の相場を以て支拂の標準となすものにして物價指數本位に比し一層不完全なるものとす

第三節 勞力本位

勞力本位に二種あり第一單純なる勞力本位第二最終勞働犧牲本位是なり前者は社會主義を奉する者の主として唱道する所にして後者はコロムビヤ大學教授ジエービー、クラーク氏の提起する所に係れり

第一、單純なる勞力本位 The Labour Standard 此本位はアダムスミスの唱へし貨物の價值は其生産に要せし勞力の分量によりて定まるとの學說を前提とするもの

にして之を小別して二種とす曰く勞働犧牲本位曰く勞働時間本位是なり以下各別に之を論述すへし

一、勞働犧牲本位 The Labour-cost Standard 此本位は一般下級勞力者の一日の勞働の犧牲は永時殆ど異なるとなしとの推定より起り之を支拂の標準とせば衡平を得へしとせるものにして實にアダムスミスの提起せし所に係り社會主義者の多く主張する所なり

吾輩の見を以てすれば此本位は到底支持すへからざるものなり而して其理由は第一其前提の誤謬に陥れると第二其實行の不可能なるとの二點に存せり

抑々勞力本位の前提とせる價值の學說は經濟學說上容認すへからざる說にして生産上資本の存在を無視し又貨物の價值の單り其生産上の犧牲のみによりて定まるものに非ざるを忘却したるものなり前提既に誤れり隨て此本位の支持し得へからざるは自ら明かなりとす加之ならず日進月歩の資本的生産組織の下絶へす其勞働の種類性質を變する勞力者の一日の勞働の犧牲は決して變化なしと認むへからざるなり

勞力本位の實行すへからざるは勞力其物の支拂の標準たるに適せざるに由れり蓋し勞力の物たる極めて不確定の性質を有し勞力者の年齢體格健康及び心的情況勞役の種類其他種々の事情により其犠牲及び效程決して一樣なる能はず又文明の進歩生産法の變遷に伴ひ勞役の種類苦痛並に成果に變化を來すへきや明白なり加之凡そ勞力者の就業は同種同級の勞力者のみにて單獨に爲さるゝと極めて稀にして多くの場合に於ては特種の技能を有する者と一般下級勞力者との共働によりて行はれ而かも特種の技能を有する者の中にも自ら優劣なきを得ざるを以て各種勞力者の勞働の犠牲及び成果は到底正確に測定し得へきものにあらず隨て其性質上物の標準たる能はざるものとす

二 勞働時間本位 The Labour-time Standard 此本位は一定時間の勞働の成果を以て支拂の標準たらしめんとするものにして凡そ勞力は貨物の價値の根源なるか故に其一定時間の成果は當さに公平なる支拂の標準たらざる可からすとの説を根據とするものなり

此本位亦前段論述せし勞力犠牲本位と同一の前提を有するを以て支持し得へか

らざるなり加之ならず種類を異にせる勞力は同一時間に同等の成果を生ずるものにあらずして其相互の比例は到底之を算定すると能はず又勞力の效程は文明の進歩に伴ひて絶へず變化し而かも其變化の程度は種類によりて異同あるを免れざるを以て同一時間の勞働の成果なるものは所謂社會的餘剩を貸借當事者間に公平に分配すへき標準たると能はざるなり

之を要するに單純なる勞力本位は其勞力犠牲本位たると勞働時間本位たるとを問はず誤謬なる學説を基礎とし且つ到底實行し得へからざるを提起するものなるか故に之に關して論議するは寧ろ無益の業なりと謂はざるを得ず

第二、最終勞力犠牲本位 The "Marginal Disability of Labour" Standard. 貸借上其當事者間に衡平を得せしむへき辨濟法は如何との問題は近年米國の經濟學者間に盛に論究せられたりコロムビア大學教授ジェー・ビークラーク John Bates Clark 氏は理想的支拂の標準は文明の進歩より來る福利を債權者及び債務者間に等分せしむるものなりとし所謂最終勞力犠牲本位なるものを主唱せり此本位はクラーク氏の價値及賃銀に關する學説に基きたるものなれば之を説明せんには先づ氏の

價值の一斑を叙述するを要す氏の説に従へば凡そ貨物の價值は其最終の單位(廣界的單位)の社會に與ふる效用の測度にして其效用は素より主觀的に認識せらるゝものとす而して生産上貨物の最終の單位は所謂最終勞力の果實にして資本的生産の下に於て毫も資本の報償を含まざるものなるか故に貨物の價值は正に其最終單位の生産に於て社會の敢て行ふ所の最終勞働の犠牲によりて測られざるを得ざるなり (Yale Review, 1892, 1, p. 272; The Distribution of Wealth, ch. XXIV.)

クラーク氏は上述の如き學説を基礎として其最終勞力犠牲本位を主張したり即ち文明の進歩は勞力の犠牲を軽減するか故に永期に亘る貸借の辨濟をして公平ならしめんと欲せば貸借締結の際に於ける一日の勞力の或一定の割合に相當する勞力の分量を購買し且つ其犠牲の一定の割合を表示すべき價格の單位を用ゐて貸借を行ひ之を以て支拂の標準と爲すにあり然る時は辨濟を爲すに中り其辨濟當時に於ける勞力の同一の割合に相當する勞力の分量を購買し且つ同一の割合の犠牲を表示すべき者を以て支拂を執行するととなるを以て貸借期間文明の進歩より來る福利は貸借當事者間に等分せらるべきなり然而文明の進歩は勞力

の犠牲を減すると同時に生産貨物の分量を増殖すべきを以て斯の如き標準を以て支拂はれたる債權は其發生當時に比し少數の勞働時間を購入すへしと雖も同時に一層多量の貨物を購入し得べきなり例へば貸借契約締結の際債權者か債務者に交付せし物件は一百單位の貨物又は一百時間の勞働を購買し得べき力を有せしも數十年後に於ける辨濟當時に於ては百十單位の貨物若くは九十時間の勞働を購買し得べきか如し

クラーク氏の最終勞力犠牲本位は其基く所頗る深遠にして其學問上の價值は上掲本位の比にあらずと雖も單純なる勞力本位と等しく到底把捉すへからざる性質を有する勞力其物を以て標準となすものなるか故に所謂言ふへくして行ひ難しとの誹を免れざるなり蓋しクラーク氏自身亦此本位を以て實行し得べき者と認めず只之を以て理想的標準なりとし金貨單本位の比較的公平なる標準たる所以を證明するの資料となせしのみ (Political Science Quarterly, vol. X—“The Gold Standard of Currency in the Light of Recent Theory”)

ラフリン氏は右缺點の外尙最終勞力を以て支拂の標準となすに付き疑義を挿

んで曰く最終勞力犠牲本位の提議は單純なる勞力本位と等しく貨物の生産に資本及び勞力の二者の結合を要するとを無視したるものにして最終の勞力と雖も資本と結合して其働をなす以上は其生産物は單獨に勞力の結果なりと云ふを得ざるなり加之ならずクラーク氏の説は資本を一定不動と見做しての論なるか故に同一の論法により勞力を一定不動と見做すときは貨物の價值は最終の資本の犠牲によりて決せらるるとも云ふを得へき理なりクラーク氏か特に勞力の犠牲を撰擇せし理由那邊に存するや理解すると能はずと(Principles of Money, p. 64)然れども右ラフリン氏の批評は資本的生産の下に於ても毫も利子を生せざる資本若くは毫も地代を生せざる土地(クラーク氏は土地亦資本なりと論せり)に勞力の施さるゝとあるも毫も勞力の報償を生せざる生産には決して資本及び土地の報償を生ずるものにあらざるとを看過したるものなり

第四節 效用本位

效用本位は之を小別して三種とす曰く疆界效用本位曰く總計效用本位曰く消費者餘利本位是なり以下順次之を説述せん

第一、疆界效用本位 The Marginal Utility Standard 疆界效用本位はエル、エス、メリ

ヤム L. S. Merriam 氏の提起せし所に係り (Annals of American Academy of Social and Political Science Jan. 1893, p. 491) 貸借物件の價值を其疆界效用によりて測度し其と同一の價值を返済するによりて貸借上の公平を得へしとするものなり

今此提議を検するに所謂疆界效用とは綜合的貨物(第十一章第一節参照)の社會に對する疆界效用にあらずんば其貸借當事者に對する疆界效用たらざるを得ず而して若し社會に對するものならんには疆界效用は物價の平準による外他に之を指示すへき途なかるへきを以て此本位は毫も物價指數本位と異なる所なかるへし又同一の價值と云ふ時は同額の金額とも解し得ざるにあらず若し然らんには此本位は全然現今の貨幣本位と同一なりとす何れにせよ此本位は文明の進歩より生ずる利益を公平に配分すへき標準たるに足らざるや明かなり若又貸借當事者に對するものならんには此本位は没理の最も甚しきものとす何とならば異なりたる人の主觀的測度を以て本位を定むるか如きは不可能の事たるのみならず人により又同一人にてても時を異にするにより甚しく同一貨物の疆界效用を異に

すへければなり

第二、總計效用本位 *The Total Utility Standard* 此本位はイ・エ・ロックス E. A. Ross 氏かクラーク氏の最終努力犠牲本位説に對抗して提起せし所にして其趣旨とする所は貸借の公平を得んか爲に採用すへき支拂の標準は努力若くは貨物の分量を以て測定せられたる價值に非ずして貸借物件の客觀的效用即ち總計效用たる可からず而して總計效用を標準として爲す貸借の辨濟は同量の貸借物件の外尙ほ契約期間時の遷移に隨ひ自ら生すへき其社會的價值の減少を償はんか爲めに其少量を附加するを以て之を實行し得へしと云ふにあり (*Annals of American Academy, Nov, 1892, p. 49.*)

總計效用本位も亦其理論上支持すへからざると并に其實行し難きこと前掲疆界效用本位に遜らざるなり蓋し總計效用本位は辨濟上時の遷移に隨て起るへき貨物の價值の減少を償ふ爲めに其少量を附加する點に於て物價指數本位と稍其趣を異にすと雖も其文明の利益を擧て債務者の壟斷に委する點は全然物價指數本位と其徹を一にせり又其實行難と云ふは疆界效用本位に於けると同しく其標準

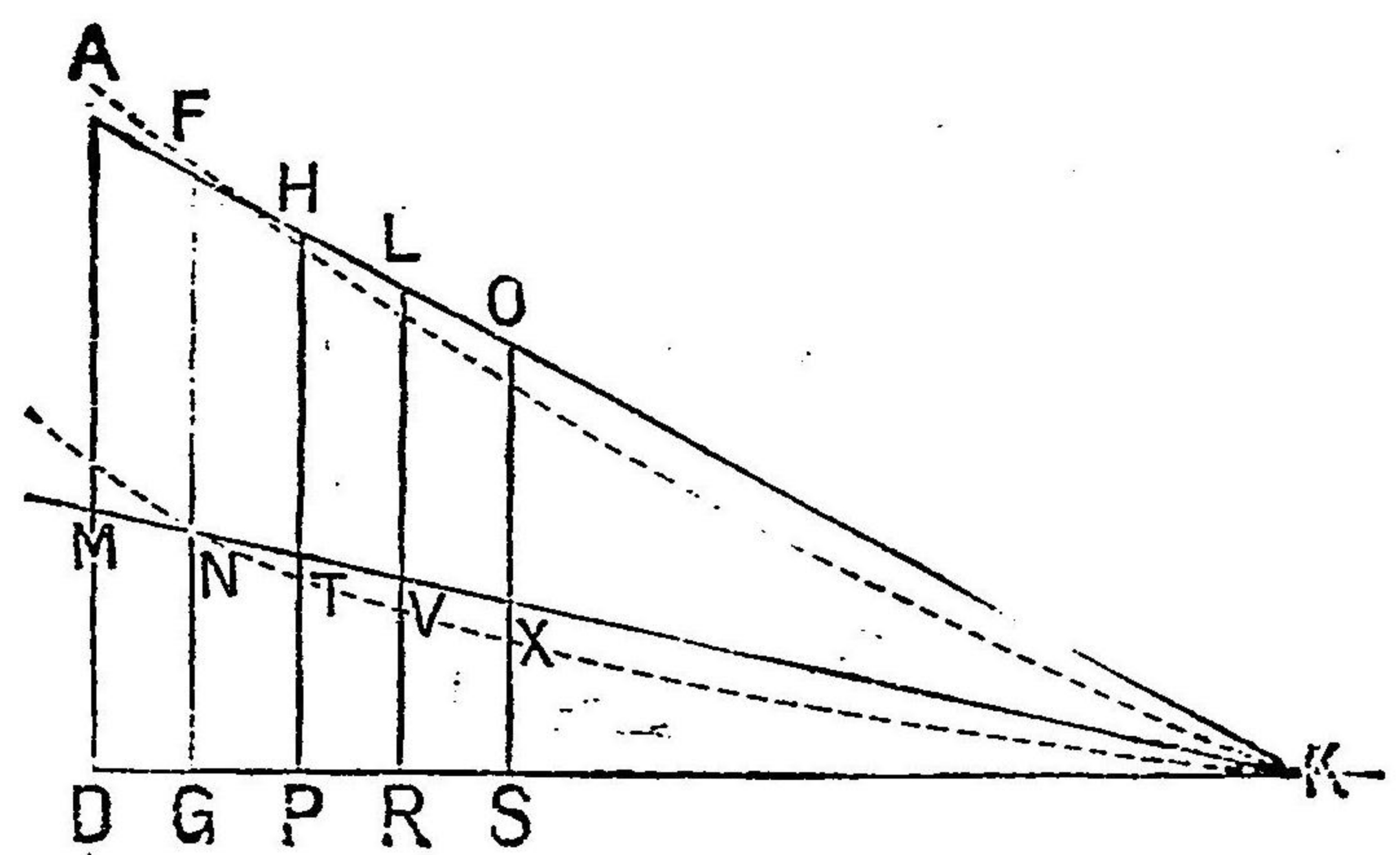
とすへき效用の到底測度すへからざること並に此本位に所謂附加すへき少量の貨物なるものの極めて漠然として不確定なるの二點に存せり之を要するに總計效用本位は把握すへからざるものを以て標準とし且つ其目的とせる貸借上の不公平を全く矯正すると能はざるか故に到底支持することを得ざるなり

第三、消費者餘剰本位 *The Purchaser's Surplus Standard* 此本位は米國イリノイ州立大學教授デビット・キンレー David Kinley 氏の提起せし所に係り貨物(綜合的貨物)の購買者として各人の支出に對する犠牲と其購買する貨物より享くる效用との差の大小は社會に於て各人の經濟上の地位を定むるものなりとの觀念に基けるものにして貸借の公平なる辨濟法は其辨濟の爲め其當事者の契約當初に於ける比較的地位に變化を生せざらしむるに在りとせるものなり再言すれば凡そ貨物の社會的價格なるものは一定すへきものなるを以て其代價として支拂ふ所の貨幣の額は人により差異あるとなしと雖も其同一金額に對する各人の犠牲は貧富の程度により自ら徑庭なきを得ざるを以て貨物の箇人的效用と犠牲との差は人によりて同等なる能はず隨て社會の各人は貨物の購買者として其經濟的地位を

異にすへきや明かなり而して貸借の公平なる辨濟法は貸借期間當事者の身上に起り得へき其地位の變化に關係なく契約の當初に於ける其當事者の購買者としての比較的地位を其辨濟の爲めに毫も變化せしめざるに在りとせるものなり

キンレー氏は右の如き理論に基き消費者餘利本位を以て理想的支拂標準なりとし物價の變動より生ずる貸借當事者の比較的地位の變化に應じて辨濟金額を伸縮すへしと主張せり。即ち債權者の債務者に對する比較的地位下らば債務者は其割合を以て貨幣を多く支拂ひ之に反して其比較的地位上らば其比例を以て貨幣を少なく支拂ひ以て其變化を矯正すへしとせり然れとも氏は其所謂比較的地位の變化は極めて微小にして且つ之を醫正すへき勢力存在するを以て實際に於ては貸借當初の元金と同一の金額を支拂ふときは概ね公平なるを得へしと信ずるものゝ如し而して其理由を説明すること下の如し曰く

凡そ物價の平準に變動を生ずるや各人の消費者餘利の分量は爲に變化するを免れずと雖も、之か爲め其購買者としての比較的地位に變化を來すことなかるへし、何とならば各人の新舊餘利の比は新舊物價平準の比と殆ど同等なるへければな



第十六章 理想的支拂の標準

り例へば貸借の當初各人の消費者としての比較的餘利を上圖の如くAD, FG, HP等の直線を以て示すとせんに、ADの餘利を有する者とHPの餘利を有する者との間に或る金額の貸借を行ひたりと假想す然るに返濟の當時物價騰貴し各人の餘利減してAM, FN, HT等となりたりとせばAD:HP = AM:FNなるか故に貸借元金と同一の金額を返濟すれば其貸借當事者の比較的地位は貸借契約締結の當初に於けると毫も異なることなきか如し然れとも凡そ貨物の需要の有様を示す線(Demand curve)たるAK及びMKの線は直線に非ずして、點線を以て示せる如き曲線なるへきを以て理想的公平なる辨濟法は元金と同一の金額の返濟に非ず

して之に多少の増減を要するや明かなりとす然りと雖とも實際上斯る微細の差異は金利の下落、貸借期限の短縮、投機取引の物價に及ぼす影響等の爲め自ら消滅すへしと認め得べきを以て元金と同一の金額の返済は庶幾くは貸借上衡平を得るにちかいらんと(Kinley, Money, pp. 287—291)。

以上はキンレー氏所説の概要なり氏の説に従へば消費者餘剰本位を嚴正に實行せんと欲せば物價の變動より生ずる貸借當事者の比較的地位の變化に應じて返済金額を伸縮せんことを要するなり然れども比較的地位なるものは如何にして之を測定し得べきや是れ言ふへくして行ふへからざる事となるや論を俟たざる所なるを以て之を實行せんことは全く不可能のこと、謂はざるを得ず惟ふにキンレー氏の物價の變動は殆ど當事者の比較的地位を變せずとし貸借元金の返済を以て公平に近しと斷せる所以のもの亦此缺點を自認すればなり

夫れ斯の如く消費者餘剰本位は嚴正に之を實行すること能はるか故に貸借元金の返済を意味せざるを得ずとせば即是れ現行の貨幣本位と毫も異なることなきなり隨て現行貨幣本位に對する批評は移して以て此本位の批評となすことを

得へし。

之を要するに消費者餘剰本位はキンレー氏か從來提起せられし各種の支拂標準を以て何れも不可なりとし新に案出せし所なるか唯理想的支拂標準の問題に一新案を加へしに止まりクラーク氏の勞力犠牲本位と共に現行金貨本位の比較的良好的標準たるを説明するの資となせしのみにして未だ此問題の解決に對して一步たに進むること能はざりしなり

第五節 支拂の標準としての金屬貨幣本位

以上吾輩は理想的支拂の標準として從來提起せられし諸案の大要を叙述し且つ之を論評せり今や本節に移るに臨み先づ上述各提案の根據とせる所の相一致せざることを指摘し以て本問題につき如何に學者の説の歸一せざるかを明かにせん各提案の標準とする所種々あり曰く貨物曰く犠牲曰く效用曰く消費者餘剰等是なり若夫れ貸借期間文明の進歩著しく勞働の犠牲愈減し生産費愈小に貨物の分量愈増殖するに於ては同一貨物の返済は起債當初に比して一層小なる勞力時間勞力の犠牲總計效用及疆界效用を意味し同一の勞力時間若くは犠牲を以て返済

せは一層多量の貨物と一層小なる效用とを意味し同一の總計效用を返済せは一層多量の勞力と貨物と及び一層小なる疆界效用とを意味し而して消費者の比較的餘利は場合により或は同一の比を保ち或は之を保たざることあるべきなり夫れ斯の如く同一の趣旨を有し而も同一の目的を達せんとする各種の提案にして其結果を異にせる以上は論理上左の如き判断を下し得べきなり即ち各種の提案中唯一を除き他は皆誤れるか然らすんは總ての提案皆悉く正鵠を逸せるか二者其一に居らすんはあらざるなり

以上論述せし所によりて之を見るに公平なる支拂標準は竟に之を覓むへからざるに似たり去れば貸借上の衡平は箇人間日常の取引に委し現制金屬貨幣本位の下に貸借條件の折衝協定を以て所謂社會的餘利の分配を當事者間に決せしむるの外なかるべき歟

惟ふに現行の金屬貨幣本位の下に於ても貸借上の衡平を得るとは全然不可能の事にあらざるか如し而して之を馴致せんとする事情は一にして足らずと雖も就中(一)現今債務者の多くは同時に債權者たると(二)債務は多く利益を目的として起

さるゝと(三)産業上の進歩は企業家の債務の負擔を軽減すると(四)世の進歩と共に貸借期限の漸く短縮せんとする傾向を有すると(五)投機取引の物價の變動を小ならしむると及び(六)利率の協定か或程度まで貨幣價格の變動より生ずる損失を補填するに足ると等は其主要なるものとす以下順次是等事情の大意を説述せん

第一、現今債務者の多くは債權者たると、現今社會に於ける貸借中其最も重要なもの之を商業上の貸借とす蓋し現今の商業取引は信用を以て行ふと多し隨て之に従事する者は債務者たると同時に債權者たるを常とす去れば貴金屬貨幣を支拂の標準として取結ひたる貸借上其價格の變動の爲め貸借の當事者孰れかに利益を與へ若くは損失を被らしむるとあるも同一人にて其損益を享くると多きを以て彼是相補填し結局其當事者の福利に關係を及ぼすと尠なかるへし

第二、債務は多く利益を目的として起さるゝと、凡そ債務は消費の目的を以て起さるゝと尠なからすと雖も多くは利益の目的を以て起さるゝものとす商業上の債務の如きは皆悉く後者なりと謂ふも敢て過言にあらざるなり而して利益の目的を以て債務を負ふ者は貨幣價格の騰貴に對し豫め備ふる能力を有するゝ多

さを以て假令之か爲め損失を被るとあるも其損失は只彼等の利潤を減するの結果を生ずるに過ぎざるなり

第三、産業上の進歩は企業者の負擔を軽減すると、貨幣價格變動の方向は之を豫知すると難しと雖も之を概論すれば文明の進歩は貨物に對して貨幣の價格を騰貴せしむると同時に勞力に對して之を下落せしむる傾向を有するものとす是れジェー、ピー、クラーク氏の克く説明せし所なり(前出)去れば債務を負ふて事業を營む企業家は其生産物の下落により常に損失を被ることを免れざるべきなり然れども這般の如き損失は文明進歩の結果として生ずる勞力の效程の増進生産法の改良原料の下落等により大に軽減せられ又自己の生産物以外の貨物の購買者として企業家の受くる利益によりて補填せらるべきや明白なるを以て貨幣價格の變動より來る企業家の損失なるものは決して大ならざるべきなり

第四、世の進歩と共に貸借期限の漸く短縮せんとする傾向あると、加之ならず貸借期限は世の進歩に隨ひ漸く短縮せんとする傾向を有するを以て貸借上債務者の負擔を變化すると愈々其程度を減し之を矯正するの必要愈々減少すべきなり

り是れ看過すへからざる事實にして特に商業上の貸借に於て之を認む

第五、投機取引の物價の變動に及ぼす影響、投機取引は永時に亘る物價の趨勢を左右する力を有せずと雖克く其變動の幅を狭小ならしむる效ある者とす(著者の取引所投機論第四版第四章を見よ)果して然らば投機取引も亦貨幣價格の變動より生ずべき貸借上の不公平を矯正するの必要を減するものと謂はざるを得ざるなり然れども世上各種の貨物皆悉く投機取引の目的物たるを得ざるか故に投機取引の物價の平準に及ぼす影響に關しては之を過重視するの弊に陥らざらんとを要す

第六、貸借上利率の協定か或程度まで貨幣價格の變動より生ずべき損失を補填するに足ると、貨幣の價格急激に變動するときは貸借上其當事者孰れか一方を利し他方を害するの不公平を免れずと雖も其變動徐々として起り而かも其趨勢を豫知し得るに於ては貸借取引は自ら之に適應すべき利率を以て行はるべきを以て彼是相補填し其不公平を避け得べきなり例へば輓近の情況の如く金の産出年々増殖し其購買力漸く減すると殆ど明かなるときは貸主は金利を高め豫め自

衡の策を講すべく又斯る場合に於ては商工業の振興に随伴して金利自ら騰貴すへきを以て物價の趨勢に通せざる者と雖も知らず識らずの間に其貸金に對して高利を得以て損失を免れ得へきを以て貸借上の不公平は實際に於て左程甚しからざるを得へしか如し然れども金利の高下を以て精密に貨幣價格の變動に應ぜしむるか如きは到底期し難き所なるのみならず將來の趨勢に對する各人の意見決して歸一すると能はず又實際と背馳せる意見を抱き事を爲す者も尠なからざるへきを以て金利騰貴の程度は自ら貨幣價格下落の程度に及ぶ能はずして貸借上の不公平は竟に或程度まで實現せざるを得ざるへし

之を要するに現今文明社會に實行せらるゝ金屬貨幣本位は其價格の變動により貸借上に不公平を來すを免れすと雖も上掲の諸事情は大に其程度を輕減するを以て未だ理想的本位として完全なる標準を發見し得ざる間は社會は現行の制度を以て甘んせざるを得ざるへし而して金屬貨幣本位中金貨單本位は文明社會の制度として現今の時勢に最も適切なるものたると前章に論せしか如くなれば最近諸國の競ふて之を實行するは蓋し洵に當を得たる措置なりと謂はざるを得ざるなり

るなり

本草考卷

- Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, ch. XXV.
Nicholson, Money and Monetary Problems, 5th. ed., pp. 19-28.
Report of the Indianapolis Monetary Commission, 1898, Part I, §§19-41.
J. B. Clark, Ultimate Standard of Value (Yale Review, Nov. 1892.)
E. A. Ross, Standard of Deferred Payments (Annals of American Academy of Social and Political Sciences, Nov. 1892 and Nov. 1893.)
I. S. Merriam, Theory of Final Utility in its Relation to Money and the Standard of Deferred Payments (Annals of American Academy, Jan. 1893 and May 1894.)
F. Fetter, Total Utility Standard of Deferred Payments (Annals Amer. Acad., May 1895)
Clark, The Gold Standard of Currency in the Light of Recent Theory (Political Science Quarterly, Sept., 1895.)
Langhin, Principles of Money, ch. III.
Scott, Money and Banking, ch. III.
C. M. Walsh, The Fundamental Problem in Monetary Science.
Kinley, Money, chs. XIII and XV.
Knies, Das Geld, 396-431.

第十七章 不換紙幣

第一節 紙幣の種類——第二節 不換紙幣の發生——第三節 不換紙幣の性質——第四節 不換紙幣の價格——第五節 不換紙幣の利害得失——第六節 不換紙幣の發行整理及び消却——第七節 歴史
上顯著なる不換紙幣——本章參考書

第一節 紙幣の種類

吾輩は本篇第五章に於て貨幣とは金屬貨幣及び紙幣を總稱するものなりと論せり故に貨幣論に於ては單に金屬貨幣に關する事項を講述するを以て足れりとせず更に紙幣に關する攻究をなさんとを要す是れ本章並に次章を設くる所以なり紙幣は之を小別して三種となすとを得へし曰く金屬貨幣預證券曰く兌換紙幣若くは兌換券曰く不換紙幣即是なり

金屬貨幣預證券とは政府又は銀行か或金額の金屬貨幣を預りそれに對して流通上便宜なる金額を以て發行せる無記名式要求拂の預證券を云ふ現今北米合衆國に行はるる、金貨預券 Gold certificates 并に銀貨預券 Silver certificates の如きは其實例にして何れも法貨たる資格を有せずと雖も他の紙幣と相並て汎く國內に流通せ

り是等の預證券にありては其發行者たる國庫は常に其預りたる金屬貨幣の全部を保有せんとを要し其金屬貨幣は之か引換に資する外一切他に使用するを得ず故に此種の紙幣は單に同額の正貨幣の代用を爲すに止まり毫も其用を節約する能はずして其效用は只正貨幣に比し取扱上輕便なる支拂方便を供すると同時に正貨幣の磨損喪失より生ずべき損失を除くことを得る而已

兌換紙幣若くは兌換券とは政府又は銀行か從來の紙幣を整理する爲め若くは支拂又は貸出に對して發行する無記名式證券にして(政府發行の場合には兌換紙幣と云ひ銀行發行の場合には兌換銀行券又は單に銀行券と稱し之を區別するとあり)或は法貨たる資格を付與せらるるあり或は然らざるあり其揆を一にせずと雖も何れも所持人の要求次第何時にても其表示せる所の金額を正貨幣即ち其國の本位貨幣を以て引換支拂ふべきことを明約するものなり故に其發行者は常に相當の兌換資金即ち正貨準備を貯んとを要するものとす兌換紙幣は必ず要求次第本位貨幣に引換られんとを要するか故に其引換即時に實行せられず若くは其引換の目的物か本位貨幣以外の物件(例へは土地の如き)なるときは其紙幣は之を兌換

紙幣と云ふを得ざるなり

政府發行の兌換紙幣は現今稀に見る所なれども獨逸帝國の國庫證券 Reichskassen
scheine 及び北米合衆國の國庫證券 United States Treasury Notes は此類に屬せり前者
は千八百七十四年四月三十日の法令に據り從來各聯邦に於て發行せし紙幣を銷
却せんか爲め發行せられしものにして五馬克二十馬克及び五十馬克の三種あり
何れも各金庫に對する支拂に用ゆへく又中央金庫に於ては其所持人の要求次第
何時にても之に對して金貨を引換交付すへき義務を負へり然れども民間法貨た
る資格を付與せず後者は千九百年の制定に係れるシャーマン購銀條例により購
銀の代金として發行せられしものにして法貨たる資格を有し大藏卿の隨意を以
て金若くは銀本位貨に兌換せらるへし然れども實際金貨に引換へらるゝを例と
するものゝ如し

不換紙幣とは發行者に於て所持人の要求次第本位貨幣と引換ふるとを約せざる
紙幣にして初より不換紙幣として政府によりて發行せらるゝとあり或は政府か
其發行せる兌換紙幣若くは銀行の發行に係る兌換券を變更して不換紙幣となす

場合あり其發生の事情を一にせずと雖も何れも法貨なる資格を付與して流通せ
しむるものとす蓋し兌換紙幣と不換紙幣の岐るゝ所は其要求次第本位貨幣と引
換へらるゝや否やの點に存せり故に土地其他の貨物と引換へらるゝ紙幣若くは
本位貨幣と引換へらるゝも其引換即時に實行せられざる紙幣は兌換紙幣にあら
ずして不換紙幣なりとす然れども通例不換紙幣と云へは何物とも引換へらるゝ
とを明示せざる單純なる不換紙幣を指すものとす

紙幣の種類及び其各性質の概要上述の如し然れども上記三種の紙幣中第一種の
金屬貨幣預證券は單に同類の金屬貨幣の代用を爲すに止まり其需要供給價格等
一切の關係總て其代表する所の金屬貨幣に異ならず且つ其行使は只金屬貨幣に
比して輕便にして其磨損喪失より生ずる損失を防ぐに過ぎざるか故に特に之に
關する攻究を要せざるなり隨て紙幣論中主として論すへきは兌換紙幣及び不換
紙幣の二者なりとす

第二節 不換紙幣の發生

前節にも述へしか如く不換紙幣とは要求次第即時に本位貨幣に引換へられざる

紙幣を意味すと雖も其最も普通なるものは其引換若くは消却に關し何等の明約なきものを云ふ而して不換紙幣は政府か初より不換紙幣として之を發行するとあり或は政府若くは銀行の發行せる兌換券を變して不換紙幣となすあり其揆を一にせずと雖も其作用及び結果に至りては彼是寸毫の差異あるとなし佛國の「アツシニヤ」米國の「グリーンバックス」及び我維新政府の發行せる各種の紙幣の如きは初めより不換紙幣として發行せられしものにして千七百九十七年乃至千八百二十一年に於ける英蘭銀行券及び明治九年以後に於ける我國立銀行紙幣の如きは銀行兌換券を變更し不換紙幣となせし實例なり

不換紙幣の發生に二別あると上述の如し然れとも歴史上より謂へば最も早き不換紙幣は政府か初めより不換紙幣として發行せしものにして兌換券を引直して不換紙幣となせしか如きは遙かに後の時代に於て實行せらるゝに至りしものゝ如し而して不換紙幣の發行は戰亂恐慌其他非常の場合に見ると多しと雖も亦平和的費用に充つる爲め若くは廉價にして巨額なる交換の媒介を社會に供給せんか爲め之か發行を見し例に乏しからず

凡そ貨幣は其種類の何たるを問はず其職分を盡さんには一般に嗜好せられ何人も之を受取らんと欲するものたらざる可からず是れ本篇第四章に詳述せし所なり去れば不換紙幣亦貨幣として普く流通せんには此資格を具備せんとを要するや論を俟たず然而して不換紙幣の此資格を有するに至るは貴金屬貨幣の如く其材料たる物質の直接に吾人の慾望を充たし得るより來る結果にあらず又兌換券の如く何時にても本位貨幣に引換へらるゝより起るものにあらずして或は一層良好なる貨幣の缺乏より起り或は其發行者たる政府の權力より生ずと雖も畢竟其發行額を制限して其價格を維持せしめ且つ將來償却の希望を確實にして以て信用を有せしむるに在りとす

第三節 不換紙幣の性質

不換紙幣は一種の強制的貨幣にして其發行は無利息無期限の強制的公債を募集するに他ならず何とならば政府か不換紙幣を發行し國用を辨するや政府の債權者をして強制的に之を受領せしめ又法貨として汎く民間に流通せしめ嘗て其銷却の條件を定めず後年財政に餘裕を生ずるを待て始めて之か銷却を圖るものな

れはなり

然るに田尻博士は其著財政と金融第七版第五一五頁に不換紙幣は無利子公債なりとの説は非なりと題して曰く「一旦不換紙幣の下落を見るときは假令政府は普通の収入を以て之を償還し得るとするも下落の度合如何により非常の高利を拂はざるを得ず假へは紙幣の下落五割に達し正貨百圓に對し紙幣百五十圓を要するとせば政府は百五十圓の負債を起して實價百圓を收入し他日正貨を以て償還の爲め百五十圓を支拂はざるを得ず今之を利子に引直す時は五箇年にて償還すれば年利一割に當り十箇年にて償還すれば五分に相當す豈に夫れ之を無利子と云ふを得んや而して有利公債を起して不換紙幣を償還する場合の如きは更に損失を重ねるものと云はざるを得ず何となれば下落の爲め膨脹したる元金に利子を支拂はざるを得されはなり米國の南北戦争の場合の如きは紙幣の下落一時二十五割に達せり豈鑑みざる可けんや」と然れとも博士の論は不換紙幣の價格は必ず下落するものなりとの斷定に基くものと謂はざる可からず不換紙幣と雖も其發行者の信用充分にして且つ其額適度を超過せざるときは價格下落するものに

あらず故に價格の下落は不換紙幣濫發の結果にして其本性と認むへからず果して然らば博士の非難は當を得たるものにあらずなり況や博士自ら同書中他の部分に於て不換紙幣の信用大にして且つ其發行額大ならざるときは其價格下落せずと主唱し左の言をなせしに於てをや

世間不換紙幣は先天的に其價格下落するものなりと信する者ありと雖も是れ大體に通せざるに座するものにして一個の謬見たるに過ぎざるなり抑々不換紙幣の價格下落するは其發行者の不信用なるか若くは其發行高の過多なるかに由るものにして苟くも發行者最後の信用に疑なく發行額一國の通貨需要點に超過せされは一時の原因か異狀の働を顯はすの外漫りに下落するもの非なるなり云々(財政と金融第七版四九九―五〇〇頁)

不換紙幣は若し一般に受授せられ故障なく流通し得へきに於ては正貨と等しく價格の比準となり支拂の標準となり又交換の媒介たるを得へし而して價格の比準支拂の標準としては不換紙幣の資格は其正貨と并ひ行はるゝ場合と否とによりて差異あり前者にありては不換紙幣は全然基本貨たる正貨に準すへきを以て

副的本位を爲すに過ぎすと雖も其發行額過多を告げグレンシャム氏法則の作用により全然正貨を驅逐し去りたる曉には唯一の本位たる地位を占め單獨に其貨幣たる職分を盡すに至るへし又交換の媒介としては不換紙幣は何れの場合に於ても其取扱上輕便なる點に於て大に正貨に優る性質を具ふるものとす

不換紙幣は一種の債券に他ならずして其機能は殆ど正貨幣に異ならず而かも之か獲得に要する費用最も小なり故に不換紙幣の行使は極めて犠牲の小なる貨幣を社會に供するの効ありと謂はざるを得ず然れども不換紙幣は人爲的に其供給を伸縮するに非ざるよりは世の需要に應じて増減すへき所謂通貨の弾力性なるものを缺き且つ濫發せらるゝ危険を付帶せるを以て決して良好の貨幣たるを得ざるなり若夫れ不換紙幣の價格及び利害得失に關しては請ふ次節次下に詳論せん

第四節 不換紙幣の價格

不換紙幣の價格を考究せんには從來正貨幣を適當の分量を以て保有せし社會に於て新たに不換紙幣を發行して使用し而かも之か爲め正貨の其用途を變して地

金となり其供給を増加し若くは外國に輸出せられ之に對して外國貨物の輸入を見る場合の外毫も交換貨物の分量を變化せず又信用の使用並に貨幣の效程に毫も變化を來さざる場合を假設し之を左の三段に分ちて論ずるを便とす

第一、不換紙幣の發行額從來存在せし正貨の額に超過せざる場合

第二、不換紙幣の發行額從來存在せし正貨の額を超過せし場合

第三、右二個の場合に於て不換紙幣の價格と正貨の價格との關係

第一、不換紙幣の發行額從來存在せし正貨の額に超過せざる場合、從來正貨幣並に信用形式を交換の媒介として使用せし社會に於て新に不換紙幣を發行し之を使用するに當り若し其社會の經濟上の進歩著しく交換の媒介に對する需要日に加はり或は戰亂其他の原因により正貨を藏匿する者多く若くは信用緊縮の傾向を呈し優に其不換紙幣を吸収し得へきに於ては不換紙幣の發行は毫も通貨の過剰を生ずるとなかるへしと雖も若し其發行か吾輩の假設の如く交換貨物の分量及び他の事情に毫も變化なく而かも從來正貨の供給に不足を感せざりし場合に起るときは正貨は漸次流通社會を去り不換貨幣の發行額愈加はり從來存在せ

し正貨の額に伯仲するに至る時は正貨は終に全く跡を市場に留めず價格の比準支拂の標準たる職分は全然不換紙幣によりて盡さるゝに至るべきなり

然而して斯る場合に於て其不換紙幣の行使の物價の平準に及ぼす影響如何にと云ふに物價の平準は到底幾分の下落を免れざるものゝ如し蓋し不換紙幣の爲め驅逐せられたる正貨の一部は地金として國內に止まり他の一部は外國に流出し外國貨物の輸入を馴致すへし而して右地金と輸入貨物との増加は共に紙幣に對する需要を喚起し以て物價の平準を下降せしむべきなり加之ならず外國に流出せし正貨の内若し其或分量か外國に於て貨幣用に供せられ爲めに交換の媒介の増殖を來す時は幾分か外國の物價の平準を騰貴せしむるを以て國際物價の平準は之か爲め多少其權衡を失するに至るべきなり

第二、不換紙幣の發行額從來存在せし正貨の額に超越せし場合 上段述べしか如く不換紙幣の發行額にして其驅逐せし正貨の額以上に上らざる時は其價格は却て幾分の騰貴を現はすへき傾向を有するを以て其發行額稍々正貨の額に超過するも其價格の下落を來すと異なるべきなり然れども不換紙幣にして適當の分

量を超ゆる時は需要供給の關係上其價額の下落は免れざる所にして其額愈増加し所謂其濫發を見る時は其價格は愈下落し物價の平準は愈騰貴すへきなり然而して不換紙幣の發行か適當の分量を超越せし場合に於ける其價格の消長は之を理論上より謂へは其分量に逆比例を爲すものとす是れ貨幣數量説の實現を見る唯一の場合なりとす蓋し不換紙幣は金屬貨幣と異なり交換用の外他に何等の用途を有せざるか故に其價格は單に貨幣用としての需要によりてのみ生ずるものとす再言すれば不換紙幣の疆界效用は唯それに對して交換せらるゝ貨物の疆界效用の映象たる外一切他に何等の意味關係を有するものにあらざるなり即ち不換紙幣の價格は正に其分量に逆比例を爲すべきものにして若し貨物の側に毫も増減なく又信用取引の額及貨幣の效程若くは其流通の速度に毫も變化なきに於ては其分量二倍せば其價格は二分の一に減し其分量半減せば其價格は二倍とならざるを得ざる道理なりとす

然りと雖も不換紙幣の適當の分量を超へて發行せられしときは其價格は如何なる場合に於ても必ず其分量に反比例すへしと斷言するを許さざるなり是れ實に

留意すべき點にして若し其發行毫も規律なく濫に増加せられ豫め其價格下落の程度を測知すると能はざるに於ては所謂見越價格若くは氣構價格を以て受授せられ或は人々損失を恐れ之を受領するとを厭ふに至るべきを以て其價格の下落は分量増加の割合よりも一層大なるべきや必ぜり

由是觀之不換紙幣の價格と其分量との數量說的關係は只其分量か一定せるか若くは其増加か規則的に而かも甚だ遅々として行はれ何人も好んで之を受領し其社會一般に故障なく流通すると確實なる場合にあらざれば實現なるものにあらざるなり而して斯の如きは不換紙幣發行の場合に稀に見る所なるか故に其數量的關係は只理論上言ひ得べきに止まり實際上之を認むると能はざるものとす

第三、不換紙幣の價格と正貨の價格との關係 不換紙幣の價格は其發行額大ならず未だ多く正貨を驅逐するに至らず市場正貨と相并て行はるときは毫も正貨の價格と差異あるべき善なし即ち不換紙幣はリカードの曰ひしか如く百パーセントの造幣料を課したる名目貨幣に他ならざるなり然れども其發行額次第に増加し終に全然正貨を驅逐し唯一の價格の比準たるに至るときは漸く其價格

下落の徴候を呈するに至るものとす而して不換紙幣か正貨を驅逐し去りて全く其の用を奪ふに當り其供給の果して過多なるや否やは不換紙幣と正貨との間に於ける交換比例に差異を現すると否とによりて之を察知し得べきなり而して此二者の關係は不換紙幣の供給に對し物價の騰貴よりも一層適切なる標的を供するものとす蓋し不換紙幣過多の結果として現はるべき物價平準の騰貴は所謂經濟上の摩擦例へは多くの特種貨物の相場習慣によりて支配せらるゝ事實の如きにより迅速に實現せざるを例とし既に不換紙幣の供給過多にして其額か從來存在せし正貨の額に比し遙に超過せし場合に於て始めて現出すべきなり隨て物價の平準は正確に不換紙幣の過多を卜すべき標的たる能はざるなり然るに貴金屬の價格は最も迅速に不換紙幣の供給の如何に照應し市場未だ物價の平準に變化を現せざるに早く既に不換紙幣過多の徴候を示して金紙の開き外國爲換相場の騰貴を現すべきを以て不換紙幣の供給の適否を卜するに一層適切な標的を供するものと謂つべきなり

皮相の見を以てすれば不換紙幣發行過多の結果として起る物價騰貴の程度は當

然不換紙幣と正貨幣との間に於ける價格の開きと同等ならざるを得ざるか如く見ゆへしと雖も正貨に對する物價と紙幣に對する物價との差と正貨の價格と不換紙幣の價格との開きとは決して一致する能はずして不換紙幣の供給が將に其適度を超へんとする初期に於ては前段述べしか如く二者の感應力に鋭鈍の差あるによりて未だ物價の平準に變化を現せざるも金紙の間には早く價格の差異を認むべく既にして或期間を経過せし後其供給過多なると漸く明白となり益其増發を見んとするの秋に至つて終に其影響一般貨物に及び不換紙幣の貨物に對する購買力は今や却て其金に對する購買力に比し稍小なるを常とするの情勢を呈するに至るへし而して右後者の場合に於て二者に對する不換紙幣の購買力に斯く差異を生ずる所以のものは蓋し左の二理由に基けり

一、貴金屬の需要の減少。不換紙幣が貨幣として正貨の用を奪ふ時は市場地金の供給爲めに増加し其價格を下落せしむべきは想像し得べき所なり故に不換紙幣の増發は之に對して交換せらるる金及び其他の貨物の價を齊しく騰貴せしむへしと雖も金の價格の騰貴の度合は他の貨物の騰貴の度に及ばざるへし

二、不換紙幣の將來の供給に對する氣構の差異。凡そ物の價格は其將來に於ける需要供給の情勢に關する豫想の影響を受けるを常とす之を氣構又は見越と云ふ而して氣構は各貨物の價格の其需要供給に適應して變動する遲速によりて自ら差異あり貴金屬は他の貨物に比し其適應頗る敏捷なるか故に不換紙幣日を逐て増發せられ其價格益々下落の情勢を呈するに中りては只其近き將來に於ける價格の影響を受くるに止まり氣構によりて騰貴する程度比較的大ならずと雖も他の一般貨物にありては其適應甚だ迅速ならず隨て比較的遠き將來に於ける不換紙幣の價格の影響を受けるを以て其氣構によりて騰貴する度合は貴金屬よりも一層大ならざるを得ざるなり換言すれば不換紙幣益増發せられ其價格益下落せんとするに際し其將來に於ける供給の變化に對して割引を要する期間は貴金屬に短かく他の貨物に長きを以て其割引額は當さに前者に小にして後者に大ならざるを得ざるなり

以上吾輩は不換紙幣の價格に關し概括的の説明をなせり然れとも右記述せし所は冒頭にも掲げしか如く講述の便を圖り從來正貨幣を適當の分量を以て保有せ

し社會に於て新に不換紙幣を發行して使用し而かも之か爲め正貨の其用途を變して地金となり其供給を増加し若くは外國に輸出せられ之に對して外國貨物の輸入を見る場合の外毫も交換貨物の分量を變化せず又信用の行使并に貨幣の效程に毫も變化を來さざる場合を假設し其假設の下に於て不換紙幣の價格を論ぜしに過ぎざるを以て實際と符合せるものと謂ふを得ざるなり實際に於ては不換紙幣の發行は種々の場合に實行せられ其信用亦自ら厚薄あり而かも之を行使する社會に於ける諸般の事情は絶へず變遷するを常とするを以て是等諸項を精査するに非ずんば不換紙幣の價格の消長は得て之を究むへからざるや論を竣たす

第五節 不換紙幣の利益及び弊害

不換紙幣の利益及び弊害は多くの學者によりて反覆論述せられし所にして茲に之を詳論するの必要殆ど之なしと云ふも不可なし然れども講述の順序上其大要を叙述するは必ずしも無用にあらずるへし先づ其利益より説かんに
不換紙幣の利益の重要なもの二あり曰く經濟上の利益曰く財政上の利益是なり

第一、不換紙幣は克く正貨の用を省き之か獲得行使に要する犠牲を節約す、*ア* *ダムスミス*は之に關し適切なる譬喩を設けて曰く抑々紙幣は空中に架設せられたる道路の如し其使用は從來道路に供せられ一粒の穀を生せざりし土地を化して耕地となし以て人生に必要な貨物の生産を増加せしむと蓋し金銀貨は之を獲得するに多大の費用を要し又之を行使するに當り授受運搬の不便喪失磨損等より尠なからざる犠牲を要すると恰かも耕地の一部を割て車道を作り之か修繕に多額の勞費を要するか如し然るに不換紙幣は之を作るに要する紙片と印刷費の外之か獲得に何等の出費を要せず又其運搬喪失磨滅等により社會の失ふ所殆ど微細なり是れ社會に取れ最も經濟的の貨幣を供するものと謂はざるを得ず加之ならず不換紙幣の行使は現在并に將來に於ける貴金屬貨幣の用を節約するより多大の利益を社會の生産上に與ふるものにして之により節約せられたる現在正貨は或は内國に於て直接に工藝用に供せられ或は外國に輸出せられて必要なる資本を購入するの資に供せらるべく又其將來に於ける金屬貨幣の獲得維持をして不必要ならしむるとは之に要すべき資本勞力を擧げて他の産業に向はしむる

ものとす

第二、不換紙幣は國家の危急存亡の場合に際し政府をして克く所要の資金を得せしむ、若夫れ戰亂其他非常の場合に於て國帑疲弊し政府の信用大に衰へ多大の犠牲を以てするに非ざるよりは所要の資金を調達する能はざるに當り不換紙幣を發行して之を流通せしむとを得るに於ては政府は比較的小なる犠牲を以て克く國用を辨するを得べく其財政上の利益最も大なるへきや明かなり

以上は不換紙幣の利益の重なるものなから不換紙幣の弊實は實に恐るべきものあり而して其貨幣としての性質上の缺點及び其濫發の弊に陥り易きとの二點は其最も顯著なるものとす

第一、不換紙幣は之を發行せる國の領域内に於てのみ流通するものなるか故に發行者たる政府か人爲を以て其供給を左右する外市場の需要に應じて伸縮するの作用を缺けり蓋し貨幣に向ふ所の性質一にして足らずと雖も就中所謂彈性を有して市場の需要に應じて自ら伸縮するとは其最も重要な性質なりとす然るに不換紙幣は全然此性質を缺如するを以て其價格は極めて不確定にして變動し

見きものとす

第二、不換紙幣は其發行者を誘ふて濫發の弊に陥らしめ其價格を下落せしむるの害あり是れ不換紙幣に殆と避くへからざる付帶的性質として目せらるゝものとす抑々不換紙幣は平時事なきの日に於ても犠牲の小なる貨幣を社會に供給するの目的を以て發行せらるゝとありと雖も其發行は多くは非常の場合に於て之を見るものとす而して政府か百計盡きて不換紙幣を發行するの舉に出るときは必ず國用不足の場合なるへきを以て一度之を發行して其急を凌ぎたる時は終に其美味を忘るゝ能はず引繼ぎ幾回も之を發行するに至り終には適度を超越し更に進ては之か濫發となり其價格愈々下落し害惡を社會に流布するに至るを例とす

不換紙幣の増發は常に財政上の必要より起る而已ならず亦經濟上の理由より促かざるゝと多し而して其重要なるもの二あり曰く通貨の増加は繁榮の基なりとの誤信曰く債務者の階級の利慾心是なり蓋し是等經濟上の理由は其根底一片の誤信若くは不正の意思に存在するを以て素より支持すへからざると明白なれと

も不換紙幣濫發の罪惡敢て罪惡と謂ふの公然演ぜらるゝ秋に於ては頗る有力にして會々其發行者の非行を幫助するに足るものとす

不換紙幣の利害大率上述の如し今や更に其濫發の社會に及ぼす害惡を諸方面より觀察して如何に其恐るべきものなるやを明かにせん

其一、經濟上に及ぼす害惡、不換紙幣増發せらるゝ時は物價愈騰貴し物價の騰貴は通貨の需要を喚起し益不換紙幣の濫發を誘致すへし而して其結果として起る害惡は實に枚舉に遑あらずと雖も今試に其重なるものを擧げれば投機熱の勃興金利の暴騰輸出入の失衡内外商業發達の阻碍收入支出の不調和貸借關係の紊亂等とす

其二、財政上に及ぼす害惡、不換紙幣濫發の國家財政上に及ぼす影響亦實に寒心すべきなり即ち納税の失順歳入の減少國費の増加公債の下落増税の必要等其直接の影響の主要なるものにして又他日不換紙幣の整理に要すべき國庫の負擔實に重大なりとす

其三、社會上に及ぼす害惡、不換紙幣の濫發の社會上に及ぼす害惡は其經濟上

及び政治上に及ぼす影響と關聯するもの多く劃然之を區分すると能はずと雖も空商投機を獎勵し奢侈を流行せしめ着實の氣風を奪ひ勤儉貯蓄の美習を湮滅し一般風教を害し又貧富の懸隔を甚しからしめ社會階級の調和を失はしめ秩序を紊亂し犯罪を増加する等蓋し其主要なるものなり

其四、政治上に及ぼす害惡、不換紙幣濫發の經濟上財政上及び社會上に及ぼす弊害を見るときは其政治上に及ぼす影響を察知すると亦難からず即ち其濫發は大に政府の威信を傷け其權勢を殺き内は不良を制すると能はずして外は列國の侮辱を買ひ百難進出し亦如何ともすへからざるの悲壘に陥らざるを保せざるなり
之を要するに不換紙幣の行使は其社會に與ふる利益決して鮮なからずと雖も其弊害の大なる到底利益を以て償ふ可からず特に其濫發の弊竇に至つては最も寒心すべきなり古來之か爲め社會の秩序を紊し安寧を害し國家を擧て困弊窘迫の域に墮落せしめし實例頗る多く諸國の史上何れも歴然として指呼の間に在り豈に戒めざる可けんや

第六節 不換紙幣の發行整理及消却

不換紙幣濫發の害毒甚しく其戒めざる可からざると前節に述へしか如し然れども國家の大難若くは非常の場合に際し國用足らざるに於ては已むを得ず不換紙幣の力を藉らざるを得ざるにあるへし去れば平時事なきの日豫め其發行整理并に消却の方法を討究し置く亦決して無用にあらざるべきを信するなり

先づ不換紙幣發行の機關に就て論せんにも述へしか如く不換紙幣は政府自ら之を發行するとあり又銀行券を變更して不換紙幣たらしむるとあり其撥を一にせず前者にありては不換紙幣發行機關は國庫にして後者にありては銀行なりとす而して今其二者の得失を案するに不換紙幣の發行額大ならざる際において其間大差なきか如しと雖も一朝巨額の發行を見るときは兩者の間至大の差異を生すへし即ち政府の不換紙幣を發行するや之か回收は租税の收納にあらずんば政府の自ら進んで決行する消却の場合ならざる可からざるか故に自ら時宜に應ずる能はざる不便あり若し金紙の間に價格の開きを生ずるも各地の金庫に於て何時にても之か引換に應ずべき制を採るか若くは各地の銀行に命して其收受

せし不換紙幣を回付せしめ國庫に於て正貨と引換ふべきとを約せざる以上は速に之を醫正すると能はずと雖も銀行か其發行機關たる時は其營業上日々收受する所の紙幣を消却すると極めて容易なるか故に克く市場の需要に應じて供給を制し以て其價格を維持するを得べきなり

不換紙幣の發行機關として銀行の政府に優ると上述の如し然而して銀行か發行機關たる場合に於て唯一の銀行か其任に膺ると多數の銀行か之を發行するとの得失を案するに前者は遙に後者に勝るものゝ如し蓋し不換紙幣の如きは其發行及び伸縮に關し統一的施政を要すればなり

以上は不換紙幣の發行額か漸く金紙の間に價格の開きを生せんとする程度以内在り而かも其價格を維持せしめんか爲め其餘剩額を消却し得べき資金を具有する場合に就ての論なるか不換紙幣一朝濫發せらるゝ場合に於ては其發行機關の優劣の如きは最早之を論するの必要なきなり即ち斯る場合に於ては其發行機關の如何を問はず政府は自ら之か消却資金を調達し若くは之か消却に關し進んで適當なる方策を講究せざるを得ずして縱令其發行者か銀行なるにもせよ之を

放任し傍觀するを得されはなり

市場通貨の需要大に起り不換紙幣を發行して之に應せんとするに當り其發行及び整理の方法として數ふべきもの茲に三あり曰く金紙平準法曰く外國爲換準據法曰く右二者の併用法即是なり(濫發の場合にありては其文字の示すか如く其發行を濫にし毫も規律を有せざるか故に其發行及び整理法なるものなきや勿論なり)以下順次其得失を論せん

金紙平準法とは常に市場の情況に留意して徐々に不換紙幣を發行し紙幣と正貨の價格に差異あるや否やを調査し紙幣の價格下落の傾向を呈し若くは少しにても現に正貨に讓るものあるを發見するときは直ちに其發行を停め同時に之か引揚に着手し金紙の間毫も其價格に開きなきに至るを待て始めて其回收を止むる方法なり此方法は紙幣の下落は即ち其發行過多を證するものなるを以て直に其供給を減して價格の恢復を計るへしとの簡單なる理論に基くものなり然れども此方法は單に内國市場のみに注目して外國爲換上に留意せざるものなるか故に滿全なるものと謂ふを得ざるへし何とならば不換紙幣の發行額市場の需用に超

過するも正貨流出の度其超過の度に等しきが若くは之に超過する時は爲めに金紙の間に價格の開きを現せざるとあり得へければなり

外國爲換準據法とは外國爲換か逆勢を呈したる時は直ちに不換紙幣を引揚げ其平準若くは順勢を現するに至るを俟て其引揚を停止するを云ふ此方法も亦完全なりと謂ふを得す何とならば内國通貨過剰ならざるも貿易其他國際貸借の情況により爲換逆勢を呈すると往々あるのみならず又一時輸出の増加其他の原因より外國爲換は順となるも内國の通貨は餘剰を告げ金紙の間に開きを生ずるとあり得へければなり

金紙平準法並に外國爲換準據法の單獨なる施行に附隨せる缺點上述の如し是に於て乎其双方を併用する方策の要を生ず蓋し併用法に據るときは前記二法の足らざる所を補ひ克く不換紙幣過多の發行を抑制するに足らん論者或は實際上不換紙幣收縮の常に困難なるを理由とし併用法亦言ふへくして實行し難きを曰はん惟ふに金融機關の發達充分ならざる社會に於て政府不換紙幣を發行するに於ては論者の説或は正鵠を得ん然れども既に金紙平準法及び外國爲換準據法を充

分に併用し得べき社會は金融機關の發達を遂けたる社會ならざるを得ざるを以て論者の説の如きは寧ろ杞人の憂に屬すへき而已況や中央銀行なる發行機關を有する國に於ては臨機應變割引歩合を昇降して容易に且つ有効に之を行ひ得べきに於てをや

以上吾輩は不換紙幣の發行並に整理に關し大體の攻究をなしたれば以下其消却に就て論述すへし不換紙幣は市場通貨の需要盛なる時之に應せんか爲めに發行すべく其發行額をして市場の需要に超過せしめさらんとを要するや勿論なりと雖も凡そ不換紙幣は平時事なきの日に於て利用すへき器具にあらず其發行は戰亂其他非常の場合に於て見るを例とするか故に其發行額をして適度を保たしむるか如きは蓋し至難の業にして財政上の必要は其濫發をして已むを得ざらしむると往々なきにあらず是に於て乎不換紙幣の消却に關しては嘗に其發行額大ならすして其價格下落せざる場合のみならず尙ほ其濫發の場合を想像して之を論究するの要あり

不換紙幣消却の方策に二種あり其時期に關するもの並に其方法に關するものは

なり以下順次之を論述すへし

第一、不換紙幣消却の時期に關する方策は小別して二種とす曰く漸次消却法曰く即時消却法即是なり左に此二法の得失を比較せん

其一、漸次消却法の利益即時消却法の缺點

一、不換紙幣の増發は多くは戰亂其他國家の危急存亡の際に中り國力將に傾斜せんとする時に起るものとす然るに平和克復の後直ちに之を消却せんとすれば租税の増課を要し又外債を募り其資に充つるも結局其元利償還の爲め増税を免るゝと能はず斯の如くなる時は國力既に疲弊せる上に更に過重の賦課を要すへし是れ經濟上決して策の得たるものに非ざるなり

二、加之ならず巨額の不換紙幣を一時に消却するときは勢ひ物價の暴落を來し經濟社會に急激の動搖を與へ其結果人民財産の安穩を破り或は之か爲め倒産の厄に陥る者なきを保せざるなり然則不換紙幣の消却は須らく國力の恢復を俟て徐ろに之を遂行するを以て方針となさざる可からず

其二、即時消却法の利益漸次消却法の缺點

一、國家が非常の場合に際會し巨額の不換紙幣を發行するや其結果として起る物價の騰貴は必ず平和恢復の後に至り始めて現出すべきなり何とならば凡そ非常の場合に於ては一時取引の増加を見るを例とするを以て不換紙幣大に發行せらるゝも爲めに通貨の過剰を感ずるとなければなり故に平和恢復するや否や直ちに之を消却せば物價の騰貴を見ず不換紙幣の害を被るとなくして克く其効果のみを收め得べき道理なりとす然るに漸次消却法による時は未だ其幾分を消却せざるに既に物價の騰貴を來し其害終に免るゝと能はざるへし

二、即時消却は急激に多額の増税を要するか如しと雖も内外債を起して一時其資金を調達するの途なしとせず而して國債の募集は其元利償還の爲め終に租税の増課を免れずして只一時の負擔を永年に割賦するに過ぎず人民の負擔甚た輕からざるや明かなれとも人民の之か爲めに感ずべき苦痛は夫の不換紙幣過多の結果たる物價の騰昂より來る害惡に比すれば頗る小なりと謂はざるを得ざるなり

三、加之ならず即時消却は非常の英斷を要すると勿論なりと雖も平和恢復特に

戰捷の場合に乗して之を爲す時は其實行必ずしも難からざるへし然るに漸次消却法により時々小額つゝ消却するか如きは中途種々の障礙を生し其遂行愈々困難を加ふるの虞あり

即時消却法及び漸次消却法の利害得失概ね上述の如し而して其孰れを採るべきやは素より其國の實狀に照して判斷せざるを得ずして抽象的論議を容るへからざる所なり

第二、不換紙幣消却の方法に關する方策は其即時消却法によると漸次消却法によるとを問はず亦分て二種に區別す即ち一は政府正貨を準備し請求に應じて引換る法にして他の一は内國債を起して其手取金として收受する所の紙幣を消却する法是なり

其一、政府正貨を準備し請求に應じて引換る方策、不換紙幣濫發せらるゝ時はグレシヤム氏法則の作用により正貨は跡を市場に斂め其大部分は海外に流出するに至るべきを以て紙幣を消却せんか爲め正貨を準備せんには之を内國の市場に求むると能はず勢ひ其供給を外國に仰かざるを得ず特に即時消却法を執行せ

んとするに中りては之か爲め外債を起すの必要を生すへし而して政府が正貨を準備して不換紙幣を回収するに際し採るべき方策二あり曰く幣制を改革し貨幣の量目若くは品位を貶して引換をなす法曰く從來の幣制を維持し正貨と紙幣の市價を比較し割引を以て引換をなす法即是なり蓋し幣制にも改革を加へす又割引をもなさずして所謂平準引換をなすか如きは不換紙幣流通額に匹敵すへき巨額の正貨を貯へんとを要するか故に到底實行し得へき所にあらざる而已ならず物價の暴落正貨の流出は其當然の結果として起らざるを得ざるなり是に於て乎上記二法孰れか其一に據るの必要を生すへし

然而して右二法の優劣を案するに幣制改革引換法は割引引換法に優るものゝ如し何とならば前者にありては不換紙幣の價格と同等の程度まで正貨の價格を引下くへきを以て引換の爲め物價を動搖するの虞なきも後者にありては市場二様の物價を生し且つ不換紙幣の供給減少するに隨ひ屢々其割引の率を變更せんとを要し若し其率の變更を怠るときは爲めに引換の請求を爲す者なきに至り紙幣の消却を遅延するの結果を生すへければなり

其二、内國債を起して紙幣を消却する方策 此方策亦之を二種に小別するとを得即ち公債の手取金として收受する所の紙幣は悉皆之を燒棄し以て其供給を減する法并に銀行を利用し公債を擔保として兌換券を發行せしめ以て公債の手取金として政府の回収したる不換紙幣に代らしむる法是なり而して此二法の優劣を比較するに前者は俄に通貨の供給を減し物價を下落せしむるの害あれとも後者は斯る虞渺なきか故に後者を以て優れりとす米國に於ける綠背紙幣及び我々不換紙幣の消却に適用せられしものは即ち後者なり然れとも右叙述せし内國債を起して紙幣を消却する方策たる孰れも只不換紙幣の分量を減するに止まり之が根本的消却を實行するものにあらざるか故に斯る方策を採る時は尙ほ別に正貨吸収の策を講し悉皆不換紙幣を消却し以て兌換の制を確定するの必要あるや論を要せざるなり

第七節 歴史上顯著なる不換紙幣

不換紙幣は政府初めより不換紙幣として發行するあり又兌換券を變更して不換紙幣となすによりて發生するとあるは既に第二節に述へしか如し而して此二種

の不換紙幣に就て歴史上最も顯著なる事例二三を擧ぐれば左の如し

第一、佛國のアッシニヤ Assisnats 紙幣、佛國の寺院は千七百八十九年以前王侯の喜捨に係る廣大なる土地を所有し其收入を以て傳道及び救貧慈善の費に充てしか同年革命政府の議會は寺院所屬の土地を國有とし是等の事業を國庫の負擔に歸し僧侶は總て俸給を受けて生活すべきことを決議せり然るに當時革命政府の財政は甚しく困難を告げ此決議に基き沒收したる土地及革命の結果政府の有に歸したる帝室財産を賣却せんと試みしか容易に其目的を達すると能はざりしを以て終に五分利付アッシニヤ公債を起して急を凌ぎ漸次是等財産を拂下げ其代價を以て之か償却の資に充てんと企てたり而して第一回アッシニヤの發行は大に國民の歡迎を受けしか革命政府は後幾何もなくして之を一種の不換紙幣(無利息公債)に變更し且つ續々之を發行し千七百九十三年に於いては其發行額總計三十億六千七百萬法の巨額に達し内償却せられしもの僅に六億八千二百萬法に過ぎず其結果アッシニヤ紙幣の價格著しく下落したり是に於いてか激烈なる手段に慣れたる革命政府は同年四月一日を以て銀紙の間に差別を設けて取引をな

す者あらは六年の懲役に處すへしとの法令を布けり然れとも毫も效を奏すると能はず同年六月アッシニヤの價格は僅に正貨の三分之一となり八月には更に下落して六分一となれり其結果として國債所有者其他一定の收入を得る者及び一般債權者の損害甚しく特に最も困弊を極めしは勞力者なり是より先きアッシニヤの價格漸く下落するや政府に上書して幣制の改革を請願する者雨の如く起り政府は終に千七百九十三年五月三日を以て一の法令を發布し夫の最高價令 *Maximum* として知らるゝ方策を實施して穀物の賣價を法定するに至れり然れとも一方に於て不換紙幣の濫發を續行し他方に於て穀物の賣價を制限するか如き方策は素より其效を奏すへくもあらず翌九十四年にはアッシニヤの發行額は殆ど八十一億法に達し内大藏省に回歸せしもの二十四億六千四百萬法を差引き流通額實に五十六億法にして穀物其他一般貨物の價格は益々暴騰したり既にしてダン・トン・ロベスピエーヤの輩斃れ革命共和政府コムベンションを承繼せるジレクトリ Directory 政權を握るに及びアッシニヤの濫發更に愈々甚しく其額遂に無慮四百億法に達せり而して其下落はジレクトリをして會々國有の土地を擔保とし

てマンドテリトリヤン mandats territoriaux なるものを發行してアッシニヤに代ふるの舉に出てしめしと雖も亦毫も人民の信用を博する能はず其第一回の發行に於て既に百分八十二の割引を呈し千七百九十六年に於てはアッシニヤと共に其價僅に額面の百分一に下落し翌年終に全く回収せられしがアッシニヤは依然として流通せり事情既に斯の如くなりしを以て國債所有者は其利子を紙幣にて請取るも毫も請取らざると擇む所なかりき加之ならずジレクトリーは公債整理の名の下に國債を三分一に減少して其三分二を没却するの暴政を敢てせり當時の事亦以て知るべきのみ之を佛國に於けるアッシニヤ紙幣の顛末とす

第二、北米合衆國の綠背紙幣 Greenbacks 綠背紙幣は北米合衆國に於て南北戦争の戦費を辨せんか爲め發行せし不換紙幣にして背面綠色に印刷せられしを以て其名あり其發行は千八百六十二年二月二十五日同年七月十一日及び翌六十三年三月三日の三回にして其額は毎回一億五千萬弗宛總計四億五千萬弗なりき戦亂終を告ぐるや合衆國政府は綠背紙幣を消却するの方針に出て千八百六十七年一月より同六月に至る半ケ年間に一千萬弗を消却し爾來翌年一月まで毎月四百萬

弗づゝを消却せり然るに當時輿論は通貨の減縮を非とし爾來綠背紙幣の消却は一層多額なる國立銀行紙幣の發行によりて補はれ千八百七十八年三月三十一日の法令は終に當時流通總額三億四千六百六十八萬餘弗以下に其流通額を減するとなからしめたり而して綠背紙幣の價格は千八百六十四年中其額面の百分三十五に減し爾來千八百七十九年正貨支拂の確定せしめて絶へず變動し常に正貨に對して割引を以て授受せられたり

第三、英蘭銀行券の兌換中止、十八世紀の末葉那破翁權威を歐洲に振ふや英蘭の運命亦危殆に瀕せしかは時の宰相ピットは大に之を憂ひ百方對佛政策を講し或は兵を大陸に送り或は同盟國に向て軍費を供したり其結果英國は政治上及び軍事上に於て成效するを得しも國帑は疲弊し公債は増加し正貨は海外に濫出し海運業は著しく衰頹せしかは千七百九十七年二月終に英蘭銀行券の兌換の中止を命し爾來二十有四年間之を恢復するを得ざりき世に抑制の時期 The Period of Restriction として知らるゝもの即是なり然り而して最初約十年間に於ては英蘭銀行の謹慎なる體度は克く銀行券の濫發を防ぎ其價格の下落を來さゝりしか爾

後漸く濫發の弊に陥り正貨は次第に海外に流出し終に銀行券の下落を見外國爲換に影響を及ぼすに至り千八百十年前後に於ては金價は騰貴して一オンスに付四磅十志内外を唱へ(造幣價格は三磅十七志十片半なり)漢堡爲換は約百分五下落し巴里爲換は約百分十四下落したり此狀況は大に官民の注意を喚起し加るに同年に於ける投機熱の勃興と共に次て起りし恐慌とは終に國會に於ける調査委員會の組織となり夫の有名なる正金報告 Bullion Report の提出を見たり正金報告の内容は克く當時の謬見を説破し銀行經營に關して健全なる方策を立てしものなりしか不幸にして國會の採用する所とならざりき既にして銀行券は益々増發せられ千八百十五年五月に於ては金價は終に五磅六志の高價を唱ふるに至れり然るに其翌十六年地方銀行の破綻せしものあり其發行銀行券(英蘭銀行券に引換らるべきもの)の數量大に減せしと同時に金貨の供給亦潤澤なるに至りしかは金紙の差は漸く減せんとし同年十月に至り金價は回復して三磅十八志半を唱ふるに至り英蘭銀行は自ら進んで兌換の制を復せんと企てたり然れとも一方に於て公債の増加正貨の流出俄かに起りしかは金價は再び騰貴の勢を呈し千八百十九年

二月に至りては戻りて四磅三志を唱へたり去れと是れ一時の變調に過ぎず爾來兌換回復の機運漸く熟し千八百二十一年五月終に法律を以て兌換の制を復すとを得たり

第四、明治の不換紙幣、慶應三年徳川慶喜政權を朝廷に奉還せしも國家の用度未だ返上の運に至らず既にして伏見鳥羽の役起り政府の財政困難を極めしかは明治元年五月始めて十三箇年間に消却の條件を以て不換紙幣を發行して其急に應したり之を太政官札と云ふ然るに當時人民は諸藩の發行に係りし藩札に懲り營初太政官札を厭ひ其流通頗る困難を極め三府に於てすら六割餘の下落を見他の地方に於ては全然授受せざるの情況なりしを以て政府は百方策を旋らし或は之を租税の納入に使用せしめ或は紙幣の相場を立つるとを禁し金紙の交換に打歩を取る者あらは禁錮の刑に處すべく令せしも紙幣の下落は終に如何ともすると能はざりしかは元年十二月終に時價を以て通用すべきとを公許し租税其他の上納に紙幣を用ゆる時は正貨百兩に付紙幣百二十兩の割合を以てし一般歳出亦一箇月十日平均の相場を以てするの已むを得ざるに出たり然れとも斯の如き

は財政上甚だ不利なるを發見せしかは翌二年四月再び金紙の開きを立つるを嚴禁し違背する者は曲事たるへきとを命し同時に消却期を短縮して五箇年となし其期に至り尙消却未済の分は年六分の利子を付し公債證書に引換ふへき制となせり蓋し太政官札の價格の斯く下落せし所以は全く其民間信用の薄弱なりしに因りしものにして決して其濫發の結果にあらざりしなり何とならば其發行額は元年中約二千四百餘萬兩翌二年中約二千四百萬兩合計四千八百萬餘兩の小額に過ぎず後年政府の基礎漸く鞏固を加ふるや爾來民部省札其他の紙幣加はり紙幣の流通額大に増殖せしにも拘らず其價格は次第に騰貴し金紙の價格に差異なきに至りたればなり

太政官札に次て發行せられし不換紙幣は民部省小札にして明治二年九月より翌三年十月まで約七百五十萬兩の發行を見たり明治四年五月新貨條例制定せられ始めて文明式文明式の正貨幣發行せられしも當初其製造高甚だ少額にして市上の需要を充たすに足らざりしかは政府は四年十月を以て大藏省兌換證券なるもの約六百八十萬圓を發行して其の缺を補ふの方策に出たり然れとも同證券發行の目

的は單に正貨の補填にのみ存せずして政府歳計の不足を補ふも亦其目的の一なりしものゝ如し大藏省兌換證券に繼て翌五年中新に發行せられし兌換紙幣尙一あり開拓使兌換證券なるもの即是なり此紙幣は北海道開拓の費に供する爲め發行せられしものにして其發行額二百五十萬圓なりき

以上述しか如く維新以降明治五年に至る間我邦流通政府紙幣は太政官札及び民部省札の不換紙幣其額約五千五百五十萬兩并に大藏省及開拓使の兌換證券其額約九百三十萬圓の二種にして其額甚だ大ならざりき隨て政府の信用鞏固を加ると共に紙幣の價格は正貨の價格と平準を保持するを得たり然而政府は太政官札及民部省札并に當時尙ほ諸方に流通せし各種の藩札を回收し之を劃一にするの必要を感せしかは明治四年十二月を以て豫て獨逸國フランクフルト府に注文せし新紙幣と稱する不換紙幣を發行して其引換に着手したり

是より先き政府は明治五年中を期し太政官札及び民部省札を悉皆消却し若し交換未了の紙幣あらは翌年より年六分の利子を付すへき布告を發せしかは政府は深く其布告實行の方法を考究し終に金札引換公債證書を發行して不換紙幣を引

揚げ此公債證書を抵當として兌換紙幣を發行する所の銀行を設立せしむるに決し五年十一月に國立銀行條例翌年三月に金札引換公債證書條例を制定頒布せり此二條例は實に政府か不換紙幣整理の第一着手なりしと雖も明治五年中政府は藩札交換の爲め二千二百九十一萬餘圓の新紙幣を發行し次て翌六年歳計補填の爲め八百五十二萬餘圓の新紙幣を發行するの已むを得ざるに遭遇せしかは終に不換紙幣整理の目的を達するを得ざりき

當時不換紙幣の増發は尙未だ其價格に影響するに至らず紙幣は正貨に對して平價を以て流通せしと雖も比年貿易の逆勢は正貨の流出を馴致し其供給愈減少せしかは政府は雷に太政官札並に民部省札を消却するを得ざりし而已ならず明治八年を以て曩に發行せし大藏省及び開拓使の兌換證券の兌換を停止し之を不換紙幣たる新紙幣に引換るの制に革め又翌九年八月を以て當時兌換の請求に困みし國立銀行を救済するの舉に出て國立銀行條例を改正して其紙幣兌換の制を變して通貨交換の制となすの已むを得ざるに至れり是に於て乎我邦に行れし各種の紙幣は皆悉く不換紙幣とはなれり然るに明治十年會々西南の役起り政府は軍

費に充てんか爲め新に四千七百萬圓の紙幣を増發し加るに九年改正國立銀行條例は大に其設立者に利益を與へしものなりしかは爾來其設立を請願する者踵を接して起り隨て其發行紙幣の額亦俄に増加し十一年七月には其額貳千萬圓となり十三年三月には三千四百四十三萬圓に達せり之を國立銀行紙幣の最高額とす茲に始めて通貨の過剰を見るに至れり而して明治十一年末に於ては我邦不換紙幣流通額は政府紙幣銀行紙幣を合して實に一億六千五百萬圓に達せり是れ當時我經濟社會に取りて過當の巨額と謂はざる可からず既にして通貨の過多は忽ち其價格に影響し明治十年戰役中にも拘らず既に平均銀貨一圓に付紙幣一圓三錢三厘の割合を唱へ十一年には一圓九錢九厘となり爾來年を追て下落し十二年には一圓二十一錢二厘となり十三年には一圓四十七錢七厘となり十四年には其極に達し一圓六十九錢六厘となれり十四年四月其最極點に達し一箇月平均一圓七十九錢五厘にして最も廉なりし日には一圓八十一錢五厘を唱へしと云ふ而して其結果は有ゆる不換紙幣の弊害を經濟社會に與へたり是に於て乎紙幣の處分は世上の一大問題となり政府亦大に之を憂慮し朝野共に之に對する方策を考究す

るに至れり然れども明治十一二年の頃にありては紙幣の價は下落せるにあらず又其發行も決して過多なるにあらず其價の銀貨に對して差あるは洋銀の騰貴せるに由るなり洋銀の騰貴は貿易の不公平にあり貿易の不公平は通貨缺乏して物産工作起らざるに在りとの説盛に行れしかは當時政府か貨政上施行せし方策は紙幣の下落を防ぐの目的を有せりと謂はんよりも寧ろ銀貨の騰貴を抑制するの趣旨に出でしと謂ふへし即ち當時政府は一の紙幣消却案を立て漸次消却に着手せしも其最も重きを置きしは銀價引下の方策にして或は國庫所有の銀貨を市場に賣出し或は洋銀取引所の設立を公許し又横濱爲換會社を設立せしめて洋銀を賣買せしめ次て横濱正金銀行を起し民間所藏の正貨を預らしめ以て百方銀價の下落を企圖せしか何れも其目的を奏する能はず銀貨に對する紙幣の下落は滔々として停止せざりしかは十三年の下半終に斷然是等方策を委棄し紙幣の整理を以て急務とし始めて強硬の處分を實行するに至れり乃ち政府は紙幣消却資金を増加せんか爲め酒造税を改正し地方税の負擔を増加し諸官省の經費を節減し又從來工業獎勵の爲めなせし紙幣消却準備金貸付の事務を廢して官設工場を拂下げ

たり是時に中り政府部内或者外債を起し紙幣の即時消却を斷行せんとを建議せしも政府の方針は松方大藏卿の意見により漸次消却法を採り一大中央銀行を設立して之を實行するに決したり當時紙幣消却資金の概要を擧れば通常歳入中より得べきもの毎年平均凡七百萬圓外に貸付金公債證書及び金銀貨を以て合計五千五百七十九萬餘圓の準備金ありしなり此資金を以て政府は一方に於て紙幣を消却し同時に他方に於て正貨を蓄積して他日兌換紙幣の制を立つるの方針に出たり既にして明治十五年六月日本銀行條例制定せられ同年十月其開業を見翌十六年五月國立銀行條例を改正し其存立時期を制限し日本銀行をして國立銀行紙幣の合同消却を實行せしむることなせり爾來政府紙幣及ひ國立銀行紙幣漸く消却せらるゝの運に向ひ又準備正貨の額大に増加し十八年末に於ては不換紙幣の總流通高に對する準備金の割合は三割七分九厘を以て算するの好況を呈したり斯く紙幣減少し準備正貨増殖せるを以て其結果紙幣價格の恢復となり正貨の流入となり貿易は漸く順況を呈し物價及ひ金利は愈々下落し公債は益騰貴するに至れり是より先き市上銀紙の開き未だ存せしや政府は日本銀行の兌換券發行

を許可せざりしか今や銀紙の價平準に復せしかは十七年五月政府は其兌換券發行を許可し翌十八年五月始て其發行を見たり繼て十九年一月より準備金中の正貨を支出して政府紙幣の交換消却に着手し又二十一年七月日本銀行兌換券條例を改正して現行の制限屈伸制を採用し二十三年三月紙幣交換基金特別會計法を制定し準備金一千萬圓に加るに日本銀行貸上金二千二百萬圓を以て資金とし不換紙幣の交換は茲に故障なく之を遂行するを得たり即ち國立銀行紙幣も政府紙幣も共に明治三十二年十二月三十一日限り其通用を廢止し其翌日より起算し滿五箇年間に悉皆引換を了するを得たりしなり之を我邦に於ける不換紙幣の顛末の大要とす

本書參考書

- Knies, Das Geld, S. 344 ff.
Pareto, Cours d'Economie Politique, 1, § 327.
Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, ch. XVIII
Ricardo, Works, ch. XXVII
Laughlin, Principles of Money, chs. XIII-XIV.
Walker, Money, Pt. II

- Mill, Principles of Political Economy, Bk. III, ch. XIII.
Kinsley, Money, ch. XVI.
Knox, United States Notes, chs I-III, 13
Sumner, History of American Currency.
White, Paper Money Inflation in France.
Conant, History of Modern Banks of Issue, chs IV & V.
田原稻次郎氏財政と金融第七版第七編第二章
明治財政史第十一卷乃至第十四卷

第十八章 兌換券

三四

第一節 兌換券の性質——第二節 兌換券の效用——第三節 政府發行の兌換券と銀行發行の兌換券——第四節 自由發行制と制限發行制——第五節 大銀行單獨發行制と多數銀行發行制——第六節 兌換券發行に對する保證物件并に正貨準備——第七節 兌換券償却合同資金の制——第八節 諸國兌換銀行券制度一斑——第九節 カレンシー主權とバンクンク主權——參考書

第一節 兌換券の性質

兌換券は政府之を發行すると銀行之を發行するとの別あれとも等しく發行者に於て所持人の要求次第直ちに其表示する金額を正貨即ち其國の本位貨幣を以て支拂ふとを約せる信用證券なり（兌換券）然るに兌換券は元來一種の信用證券なるか故に正貨及び不換紙幣の如く其支拂を強制すると能はざるものなりと雖其信用に疑なき時は汎く市上に流通し一般的交換の媒介若くは支拂の手段として普く用ゐられ且つ現今二三の國を除き各國何れも之を法貨（リール、ガルド、フラン）と爲し強制的支拂の具たらしむるを以て其流通力は毫も正貨幣と差異なきものと認むるを得へし是れ兌換券か其性質信用證券なるにも拘らず貨幣の一種と見做さるゝ所以

なり

今や兌換券の性質を一層明瞭に説明せんか爲め兌換券と其他の信用證券との差異を論述すへし蓋し約束手形爲換手形小切手の類と兌換券との間に於ける主たる差異は其發行の目的を異にするの點に存せり即ち兌換券は初より流通を目的として發行せるものにして諸般の支拂に之を用ゆる時は單純なる交付により債務の辨濟を結了し不渡となるも引渡人に於て其償還の責に任せざる而已ならず引渡人は其他何等の責任を負担せずと雖も手形及び小切手に在りては然らず其發行の目的は主として債權債務の關係を證するにありて其世上に流通し交換の媒介をなすは寧ろ其行使に附隨して起る副作用なり故に其讓渡は所持人拂のみの、外裏書の手續を要し不渡となりたる時は之か裏書讓渡人は償還の責に任せざる可からず

兌換券と他の信用證券と其發行の目的を異にするに附隨して上述の外尙其差異の著しきもの二三を擧ぐれば他の信用證券は其效用を消滅する一定の期限を有すれども兌換券は永時流通すべきものと推定せらるゝと他の信用證券にあり

ては利付なるもの往々あれども兌換券には決して利付のものなさと及び他の信用證券にありては其金額種々なれども兌換券にありては其各種類額面の金額常に一定して流通に便にし派錢を有せざると等はなり
加之現今諸國に行はるゝ兌換券は其銀行より發行せられしものと雖も多くは法貨なるか故に正貨を以て借入れたる金員を返済するに當りても法貨たる兌換券を以てする時は債權者之を拒むことを得ず之を拒みたる時は其債權は爲めに消滅せずと雖も其より生ぜし損害は債權者の負擔なり然るに他の信用證券にありては之を受取ると否とは全く債權者の隨意なりとす

第二節 兌換券の效用

兌換券は一種の信用形式にして交換媒介として流通するものなるか故に其機能は第十四章第二節に論せし交換の媒介としての信用の機能中に述べしか如し今多少重複の嫌なきに非されとも特に兌換券の效用を説明せん其主なるもの三あり曰く貴金屬の節約曰く金融の疏通曰く通貨をして社會の必要に適應せしむると即是なり

第一、貴金屬の節約 兌換券の發行は其總額に相當する正金を準備する場合と雖も克く貴金屬の代用を爲し又之に代ふるに重量小に取扱に便なる交換の媒介物を以てし正貨の受授運搬に要する手數及び費用を節約すると大なり然而して現今各國に行はるゝ兌換券は總額準備を以て發行せらるゝもの殆ど稀にして只其發行額の一部分に相當する正貨を準備するに止まるか故に兌換券の使用より生ずる利益は常に上述の利益のみに止まらず其正貨節約より來るもの頗る大なりと謂はざる可からず抑々交換取引上毎に金銀貨を用ゆるとは社會に取り實に巨大の費用を意味するものにして富裕なる社會にありて始めて堪へ得べき所なり疆界效用の學説は克く貧弱國の多額の正貨を保有する能はざる理由を説明し假令準備は不完全なるも多く紙幣を使用するに至る所以を明かにするものとす然れとも健全なる政策の下に兌換券を發行し之を使用するは獨り貧弱國に必要なる而已ならず資本豊富なる邦國に取りても亦經濟上等しく緊要なるとにして之を使用するによりて以て貴金屬の用を省き之か獲得上費やさるを得ざる資本勞力を節し以て他の生産事業に向はしめ又貴金屬を貨幣として用ゆる場合に

於ける種々の費用不便を避け得るものとす

兌換券を用ゆるにより起る資本の經濟は尙ほ之を用ゐる場合に於ける貴金屬獲得に要する資本の利子を計算すれば愈大なることを覺知すへし、ビボンズ氏は千八百六十七年に於ける英國の金銀銅貨流通額九千五百萬磅の保存費を計算して年々二百九十二萬七千磅を要し内二百八十五萬磅は百分の三の利率を以つて計算したる利子なりと曰へり (Jerens, Investigations in Currency and Finance, p. 286.) 又千八百九十八年に於ける歐洲諸銀行兌換券平均流通額は百四十六億六千八百萬法なりしか其内正貨準備額八十一億八千二百萬法を差引殘額六十五億法に對し年三分の利子を見積る時は其額實に年々我七千萬圓許に達するなり

加之ならず兌換券の使用は正貨取扱上當然被るべき磨損喪失の損害を免るゝとを得へし正貨の磨損より生ずる損害は其額眞に小ならず千八百九十三年三月より九十七年九月末に至る四年六箇月間に英蘭銀行に回付せる貨幣は其重量法定量目に達せざると實に十三萬四千二百九十五オンスにして之を造幣價格に見積れば五十二萬二千九百十磅の損失なりと (The Economist, July 15, 1899 LVII. p. 1012.)

即ち英蘭銀行を経たる貨幣のみにても年々我百萬圓許の磨損ある計算なり豈尠なしとせんや然るに兌換券を用ゆる時は少許の紙料印刷費を投して斯る巨大なる損失を免れ得べきなり

以上は正貨幣保存費の莫大なることを示し兌換券使用の利益を説きたるものなれども兌換券の使用は右の外尙ほ賣買取引上正貨授受の不便運搬の費用等を節約すると大なりとす此點に就ては吾輩未だ大數計算によりて成れる統計を有せざるか故に其實數を示すと能はずと雖も其巨大なるは讀者の想像し得べき所なりと信す

第二、金融の疏通、銀行の預金事務未だ甚だ幼稚なる時代に於ては銀行の貸出資金は主として其資本金なるを以て金融上遺憾なからんを欲するも望む可からざるなり然るに其際兌換券を發行するに於ては銀行は其流通額丈無利息を以て公衆より借入金爲すといなるを以て貸出資金爲めに増加し世上の金融之か爲めに大に疏通すべきなり去れば兌換券の發行は信用の未だ充分に發達せざる社會に取り最も緊要なるや論を俟たざる所とす

加之ならず之を歴史に徴するに兌換銀行券の發行は預金事務發達の楷梯を爲し信用進歩の導火線たりしものにして現今の預金事務の發達は實に兌換券の行使に俟つ所大なりと謂はざる可からずルロアポリュー氏は曰く「凡そ兌換銀行券の發行は公衆をして銀行を利用せしむるに有力なるものにして公衆は其兌換券の流通より自然に銀行を信用するに至り終に支拂取立等の事務にまて之を利用するに至るとは吾人の經驗に徴するも誠に明白なる事實なり」と(Leroy-Beaulieu, *Trité de l'Economie Politique*, III, P. 474.) 既にして預金事務漸く發達し商工業者多く銀行を利用するに至る時は銀行は其預金を基とし大に割引貸附を許し其手取金を又預金に振替へ之に對して小切手を振出さしむるを以て世上の金融爲めに圓滑なるに至るへしと雖も直接に此利便に浴するは主として人口稠密なる商工業地にして夫の稀薄なる人口を有し充分に銀行を利用すると能はざる事情を具ふる農業地の如きにありては預金事務の發達稀々たるは蓋し自然の數なりとす故に是等地方の需要を充たさんには依然兌換券の力を籍らざるを得ざるなり之を要するに兌換券の發行は銀行の利用未だ盛ならざる時代は勿論預金事務發達の時代と

雖も其用尙ほ甚た大なるものありとす之を金融上に及ぼす兌換券の效用とす
第三、通貨をして社會の必要に適應せしむると、兌換銀行券の最大利益は克く通貨の分量をして社會の需要に適應せしむるの點に存せりコーヴェス氏は曰く若し金及び銀か唯一の通貨たる時は貿易上輸入超過の際は正貨外國に流出し内國の物價俄然下落し恐慌を惹起すとなきを保す可からすと雖も兌換銀行券ある時は商業社會の必要に應し通貨不足となれば之を補ひ以て恐慌を防ぎ商業社會をして安固ならしむへし」と(Caues, *Cours d'Economie Politique*, II, p. 309.)

抑鞏固なる銀行制度の下に發行せられたる兌換券は信用取引の生物に外ならずして其伸縮は主として商業の盛衰に因て起る結果なりとす今其然る所以を説明せん例へば茲に一社會あり其信用取引は商業手形の割引及び兌換銀行券發行の外一切他の方法を取らずと假想する時は商業好況を呈し割引の依頼頻繁なれば割引歩合爲めに騰貴し銀行は之に應して多額の兌換券を發行すへし之に反して商況振はす通貨を要するの度減すれば割引の依頼大に縮小し金利爲めに下落し同時に從來銀行に債を負ふ者は其債務の辨濟を爲す毎に其丈の兌換券を集め

若くは正貨を用意して拂ひ込むへし然る時は通貨の流通額は其丈減少せざるを得ざるなり

以上は只信用か手形割引及び兌換券発行の方法のみによる場合を想像したる論なれども今更に尙ほ預金の存在を認むるも同一の現象を呈すべきとを發見すへし即ち今若し通貨の分量社會の需要に超越せりとせん乎割引の振替によりて生したる預金は手形期日に至り大に其額を減し又兌換券及び正貨を以て拂ひ來る向も出て同時に外國輸出の爲め正貨を取付くる者起り其結果預金及び流通兌換券の額は大に減少すへし之に反して世上商業活潑となり通貨を要すること愈々多きを加ふる時は割引の依頼頻々として起り割引歩合騰貴し正貨外國より流入し兌換券大に發行せられ預金亦増殖すべきなり

依是觀之兌換銀行券は克く世の需要に應じて伸縮すべき彈力を有するものにして其發行は商業活潑を加へ貸出を依頼する者多きに至りて始めて起り其償却は商業萎縮し通貨の用少なきにより始めて生ずる現象にして一言以て之を謂へは其伸縮は商業消長の結果に外ならず決して必要なきに之を發行し必要なきに之

を回收し以て商業振衰の原因を爲し得べきものに非ざるなり

然りと雖も凡そ商業の消長なるものは必しも靜思熟考の結果に非ず時に或は一時人心の傾向により商況に變動あるを免れざるか故に兌換券の發行も社會の需要に適應せざるとなきに非ず世に兌換券過發若くは兌換券不足と稱するもの即ち斯る場合に起る現象なり然とも是等は一時の現象にして必ず久しからずして匡正せらるべきか故に永時に亘り之を謂ふ時は兌換券は通貨をして社會の需要に適應せしむる彈力性を有するものと謂はざるを得ざるなりオバーストン卿曰く「貨幣流通額の増減は物價及び商況變動の原因を爲すと稀なり人心の變化極りなきと需要供給の豫測違ひ氣候の不順嗜好流行の變遷法律の制定政治上の出來事外國市場氣配の消長及び人心を動搖せしむる有ゆる事項は總體的に又單獨的に商況變動の原動力となるなり貨幣増減の如きは從たる結果にして商況及び物價變動の原因を爲すものに非ず然れども時に或は商況變動の勢を強め若くは之を弱むるの力を有するとあり例之は一時人心の激昂より實際左程兌換券の必要なきに多額の發行を促したる場合の如きは之か爲め却て投機をして盛に行はれ

しむるとあるか如し(Lord Overstone, Tracts, p. 167.)

第三節 政府發行の兌換券と銀行發行の兌換券

之を概論すれば善良なる兌換銀行券は善良なる政府發行の兌換紙幣に優るものとす古來政府自ら兌換券を發行したる例乏しからすと雖も現今にありては大抵皆其發行を銀行に委ね政府自ら之か發行に従事するもの稀なり今左に兌換銀行券の政府發行兌換紙幣に優る所以を説明せん

第一、政府發行の兌換券は自然的伸縮力を缺けり、蓋し最も善良なる兌換券制度は兌換券か經濟社會の需要に應じて自然に伸縮し得べき様劃策せられし制なりとす凡そ貨幣の需要なるものは物價の高低起業に對する信用の程度商工業の盛衰等によりて大小あり又季節の如何によりて異同あり決して單純なるものに非るを以て人爲的に之に應ずると極めて困難なりとす去れば自然に世の需要に感應して伸縮し得べき制を採るは兌換券の效用をして最も大ならしむべき所以にして經濟上最も望ましき所なりとす然るに政府發行の制は此緊要なる點に於

て到底銀行發行制に及はざるなりトック氏は其物價史に政府發行制と銀行發行制との利害得失を論じて曰く「銀行發行制にありては兌換券は商業の需要に應じて伸縮すれども政府發行制にありては其伸縮は商業の需要如何に依らず主として政府の必要によりて決せらるへし去れば後者にありては需要を供給すと云ふよりも寧ろ需要を生出するの結果を生す云々と」(Took, History of Prices, Vol. I, pp. 176-177.)

今右トック氏の言を説明すれば政府の兌換券を發行するや必ずや其支出を要する時に限り發行するものなるか故に銀行か割引貸附の依頼に應じて其兌換券を發行する場合の如く所謂生産的事業に向て而かも市場の需要に應じて之を發行するに限らず時に或は市場金融緩慢にして資金の用途に困む場合と雖も巨額の發行を見るときを保せず隨て金融の調和を缺き物價の變動を來すの恐なしとせざるなり又回収の點より之を見るも兌換銀行券にありては割引の満期貸附の返済によりて自ら回歸し兌換券歸らされは正貨銀行に入り來り若くは預金の減少を見結局市場に於ける交換の媒介物其丈減退すれども政府發行の兌換券に

ありては其回収は租税の上納に非ずんば正貨引換の場合に限るものなるにより其緊縮力比較的に遅鈍なりとす果して然らば兌換銀行券は政府發行の兌換券に比し遙かに優等なりと謂はざるを得ざるなり

第二、政府は兌換券發行機關たるに適せず 夫れ政府か兌換券發行の任に膺るに於ては其發行額を豫め一定するか若くは立法部又は行政部の意見により時々伸縮すべき制を採らざるを得ず而して其額若し一定不動ならん乎兌換券は克く其本能を完ふするを得ざるべく市場金融緩慢にして資金の需要尠き時に中り多額の流通を見之に反して金融切迫なる時兌換券の缺乏を訴へざるを得ざるへし若し立法部の意見により時々伸縮すべき制を採らん乎其召集決議に長日月を費さざるを得ず到底市場の急に應ずると能はざるを奈何せん若し又行政部の意見に任ずるの制を採らん乎是れ行政部に與ふに非常の權力を以てするものにして其權力濫用の虞ある而已ならず當局の更迭毎に異なりたる財政意見を實行せられ統一を缺くの恐なしとせず加之ならず兌換券發行を立法部若くは行政部に委ぬる時は假令其當局者の能力に間然する所なく又正實に其職務を竭し得へし

とするも彼等は尙ほ實際社會の事情に接するの機會に乏しきを以て其需要に適應すべき施政をなす能はざるや知るべきのみ

第三、政府は利子歩合を上下して正貨準備を伸縮すること能はず、兌換券の發行を政府事業となすの不可なるは嘗に上述せし所のみ止らず尙正貨兌換に資する準備金を備ふる點に於て大に不可なるを見る蓋し正貨準備の多寡は一般商工業者の常に注視する所にして其増減は實に信用の消長商業の振衰を示す所の晴雨計たり而して銀行か兌換券發行の任に當る時は正貨準備減少の傾向を呈せは直ちに利子歩合を引上げ其恢復を計畫すべきも政府は斯の如き働作をなすと能はざるなり是れ政府發行制の第三の缺點なり

第四、政府發行兌換券の缺點の著き者尙一あり政府の財政不如意なる時自ら正貨準備の薄弱を來し爲めに經濟社會に不安の念を起さしめ結局商工業の進歩を阻碍するに至ると是なり若し兌換券の發行を銀行に委ね政府直接に之に關與せざるに於ては假令財政困難の場合と雖も銀行の正貨準備に影響するとなかるべく隨て經濟社會を動搖するの虞少なかるべきや明かなり

兌換銀行券の政府發行兌換券に優る所以實に右述へたるか如し然らば則ち政府は自ら銀行業を營み兌換銀行券を發行するとを得ざるか是れ當然起るべき問題なり世に説を爲す者あり兌換券發行銀行を國有となすの可なるを主唱して曰く抑々私人の資本を以て兌換銀行を設立する時は之に従事する者の第一に顧慮せざるを得ざるは株主の利害なるか故に兌換券の發行上社會の公益を圖るに當て若し株主の利益と相衝突する時は之か爲め大に掣肘せらるゝは蓋し自然の數なり故に寧ろ純然たる國有銀行をして兌換券發行の任に膺らしめ十分に其職分を竭さしむるに如かず加之ならず發行額の全體に相當する正貨を準備せしめて兌換券を發行するは一方に於て公衆より無利息の資金を借入れ他方に於て利息を取りて之を貸附くるに外ならず其利益や決して尠なしとせず斯る利益は須らく之を國家に收むべく少數銀行業者の壟斷に委す可からずと若夫れ皮相の見を以てすれば論者の主張する所の兌換銀行を國有と爲すの制甚た美にして毫も間然する所なきか如し然れとも少しく思慮を旋らす時は是れ一箇の空論たるに過すして甚た危険多き制なるを發見すへし何を以てか之を言

ふ曰く第一兌換券發行銀行を國有となす時は政府の一部局其事に當らざるを得ず隨て銀行の業務と政府の財政との關係密接となり或は一時政府の便宜の爲め民間の經濟を害するか如き舉に出つるとなきを保せず第二政府に於て兌換銀行を經營するに於ては勢ひ兌換券の發行は政治的勢力の影響を受け其管理者は内閣の更迭と共に進退するか如き弊を生せざるを得ず第三論者の所謂少數人士の利益壟斷は寔に理あり然れとも上述の危険より生ずる損害は這般の如き利益の以て償ふへからざるを記慮せざるへからず況や兌換銀行に課税するに於ては之を私人の經營に委するも其利益の一部を國庫に徴收し得べきに於てをや第四私人の經營に係る兌換銀行は株主の利益を圖る爲め公益を害するとあるへしとの危険の如きは適當の監督法を設けて豫め之を防遏すると敢て難きに非るなり之を要するに國家か兌換銀行を經營し兌換券發行の任に當るか如きは實に兌換券の效用を没する而已ならず其之か爲めに生ずる經濟上の危険は寔に鮮少に非るなり宜哉現今文明諸國に於て(露西亞及瑞典を除き)之を民業に附し國家か監督の任に當り百万兌換券の效用を完ふせしむるに努むると同時に其之より生ず

る利益の一部を國庫に徴收し以て遺憾なからしめんとを計るもの多きや

第四節 自由發行制と制限發行制

兌換銀行券は政府發行の兌換券に優り兌換銀行券を發行する銀行は政府之を經營するの不可なると前節に述べしか如し果して然らば兌換券の發行は之を民間の銀行に委ねざる可からず而して其發行は銀行の自由に放任すへきや將又之に制限を加へ法律を以て之を規定すへきや

自由發行制を主張する論者は曰く不必要なる兌換券を發行すれば忽ち正貨引換の請求を受くへきか故に銀行たる者相當の正貨準備なくして濫に之を發行するの道理なし故に敢て法律を設けて之を羈束するの必要を見すと之に反して制限發行制を主張する論者は曰く銀行たる者常に充分なる用心と周到なる注意とを以て業務を行ふ者のみならんや殊に割引貸附の依頼頻々として起るに當り隨意に兌換券を發行するとを得るに於ては一時其收益甚大なるを以て自然過多の弊に陥らざるを得ず既にして兌換の請求俄然起らんにば銀行は終に之に應ずると能はずして恐るへき害毒を社會に流布すへきや必然の數のみと

抑も銀行の兌換券を發行するや主として貸付若くは手形割引の手取金に對して之を引渡すものにして銀行は之によりて要求拂債務を負擔するものとす去れば兌換券の發行は夫の貸出の振替より生ずる當座預金と毫も異なるとなく只其形式に於て二者間差異あるに過ぎざるなり即ち兌換券發行の權ある銀行より貸出を受くる者は其手取金に對して兌換券にても預金上の權利にても其好みに隨ひ之を獲得し得へく銀行は右孰れの場合に於ても之か兌換若くは引出に應ずへき資金を準備するの必要を有し彼是寸毫の差異を感せざるなり然而して現今各國の制度は一二の例外を除き預金義務の負擔並に之に對する支拂準備金を銀行の自由に放任するを例とせる以上は兌換券の發行に對しても亦何等制限を加ふるの必要なしと謂はざるを得ざるなり然りと雖も是れ實に皮相の淺見にして兌換券流通の範圍と預金使用の範圍との間に存する差異を究むる時は直ちに其非なるを了知すへきなり蓋し兌換券は預金と異なり其行はるゝ範圍頗る廣汎にして都鄙遠近を問はず貧富賢愚を論せず國內普く之を行使し常に正貨と同様に取扱はれ而かも之を行使する者の多數は預金を利用する人士に比し自家防衛の能力

に乏しく到底國家の庇護を待たずんば其利益を完ふすると能はず一朝銀行破綻し兌換券其實を失はん乎其影響の及ぶ所眞に重大なるものあるを以て國家の權力を以て其發行を律制し以て正貨との間に些少の差異なからしめんとを期するは洵に正當の措置と謂はざるを得ざるなり之を史に徴する古來銀行か一時の勢に乗して兌換券を濫發し終に倒産の厄に陥り至大の害惡を社會に流布し特に無辜の細民を苦めし例決して尠なしとせず千七百七十二年蘇格蘭に於ける「エイヤバンク」の支拂停止の如き千七百九十二年乃至九十三年英虞蘭に於ける多數の私立銀行の倒産の如き又千八百三十九年米國「ミンガン州」の「ウワイルドキャットバンク」の破産の如き皆其殷鑒たらざるはなし由是觀之兌換券の自由發行は寔に危險なる制度にして制限發行の制こそ其當を得たるものと謂ふべきなり宜哉現今何れの國に於ても制限發行制を採らざるものなきや

第五節 大銀行單獨發行制と多數銀行發行制

銀行をして兌換券發行の任に膺らしむるに當り前節論せし自由發行制と制限發行制との得失の外尙重要なる問題一あり兌換券發行權は之を多數の銀行に付與

すべきや將た唯一の大銀行をして之を獨占せしむべきやの問題是なり

大銀行單獨發行制と多數銀行の發行制と孰れか可なるやの問題は往時佛國を中心とし學者間に盛に論難辯駁せられし所にして之に關する論争は千八百四十八年佛蘭西銀行の獨占發行の制確定せし時に始まり千八百七十年普佛戰爭の起るに及て漸く其終局を告げしの觀ありしと雖も爾來尙之を論議する者尠なからず而して其利害得失に關する論點は大約左の如し

先づ大銀行單獨發行制を可なりとする學者の論旨を擧げんに

第一、兌換券は正貨の代用を爲すものなるか故に其様式同一なるを尊ぶ而して兌換券發行は國家の貨幣權の行使なるを以て當に唯一の代表者に委任すべきなり單獨銀行制は即ち上述の趣意に適ふものなり

第二、單獨發行制は責任の歸する所を明かにするの利益あり責任一に歸すれば發行者の注意隨て周到となり夫の多數銀行發行制に於けるか如き怠慢又は無責任の冒險より生ずる害毒なし

第三、單獨發行制にありては世人は常に其衝に當る銀行の事業に注目し輿論の

監督嚴密なりと雖も多數銀行發行制にありては世人は各銀行の狀況に注意を拂ふと薄し

第四、單獨發行制にありては其發行銀行は多數銀行發行制の下に於けるか如く他行との間に競争を生ぜざるを以て安全の疆界を超へて兌換券を發行する等のとなし蓋し配當の大なるを欲するの念慮は競争者あるによりて益熾なるものとす然るに他行の競争する者なくんは銀行は準備を大にし公利公益を進むるを以て其方針となすに至るべきなり

第五、多數銀行發行制にありては會々一銀行破綻する時は累を一般に及ぼし銀行の支拂停止金融の梗塞等を來し各銀行は自家防衛に汲々として毫も他を顧みず一として市場を救済し社會の信用を維持するの力を有する者なきに至る大銀行單獨發行制にありては然らず其政府との間に於ける密着の關係は世人をして毫も其信用を疑ふことなからしめ其一舉手一投足は克く救済の目的を達し恐惶を鎮壓するに足る

第六、多數銀行發行制にありては巨額の正貨流出する時は各行皆取付に遭ひ其

影響全般に波及すへしと雖とも單獨發行制にありては斯る虞なき而已ならず取付に應じて割引政策を行ふことを得へし是れ一國經濟の爲めに非常なる利益なり

次に多數銀行發行制を可なりとする學者の論旨を擧げは左の如し

第一、多數銀行發行制は其性質として恐惶を煽動すと云ふは誣罔なり其恐惶を熾ならしむるは各行の發行權濫用に在り故に其濫用を防遏するの策を講ずれば可なり

第二、政府の監理の下に於ける單獨銀行發行制は其性質として政治上常に其銀行の施政に反對する者を有し自然政界以外に超然として其業を營むと能はず

第三、單獨發行制にありては其銀行と政府との關係密接なるを以て往々にして政府の財産を補助せざるを得ざるの位地に陥り爲めに其基礎を危からしむるとなきを保せず千八百十三年より十四年に亘りて佛蘭西銀行兌換券の不信用及び千七百九十七年に於ける英蘭銀行の兌換中止の如き優に之を證明せり

第四、單獨發行制にありては發行銀行たる者其獨占權を濫用し以て暴威を逞ふ

し無辜の私立銀行を倒し其極銀行業の集中を來し兌換券益々増發せられ兌換の請求終に起り恐慌襲來するの虞なしとせず然れども多數銀行發行制にありては然らず兌換券發行に依て銀行の利益を獲ると大なれば世の資本直ちに銀行業に向ひ利潤の平均俵ち行はるへし加之ならず此制の下にありては各行互に相制抑し他行の兌換券流通高を減し以て自己の兌換券流通高を擴張せんと努むるが故に正貨兌換の請求絶へす起り其結果として兌換券濫發せらるゝ憂なし

第五、單獨發行制にありては中央機關か割引政策を行ひ金利を動かすの結果往々にして地方の利害を顧みざるの弊あり

以上は大銀行單獨發行制と多數銀行發行制との利害得失に就き往時學者の列舉せし所なり今之を検するに大銀行單獨發行制の利益として掲げられたるものは其弊害に比し頗る大なるものありと雖も多數銀行發行制の利益として數へられしものは承認し難き點甚な多きを發見す請ふ少しく之を論評せん

多數銀行發行制を可なりとする論者は第一に其主張する制度は其性質として恐慌を煽動せず恐慌をして熾ならしむるは各行の發行權濫用に在りと云ふと雖も

市場變調を呈する時各行の自家防衛にのみ汲々として毫も救済の策を講せざるは歴史上屢々起りし所にして之を其制度の性質上の缺點と謂はすして亦何とせんや

第二に單獨發行制にありては銀行は常に政敵を有すとの理由を以て之を攻撃すれども這般の如き弊害は銀行の組織及び政府の監督權に斟酌を加ふれば全く之を防遏し得ざるに非ず

第三に單獨發行制にありては銀行は政府の財政を補助せざるを得ざるの境遇に陥り易く爲めに其基礎を危ふすへしとの論は實に論者の言の如し然れども此單獨發行制の缺點は時としては寧ろ其利益なりと謂はざるを得ざるなり蓋し國家危急存亡の秋克く財政の困難を救ひ經濟社會の安固を保全する者は有力なる中央銀行にして決して諸所に割據せる小銀行に非るへし普佛戰爭の當時及び其後に於ける佛蘭西銀行の效績の如き諸所に散在せる多數小銀行の成し能ふ所に非ざるなり

第四に所謂小銀行相互抑制の利益の如きは取るに足らず千八百四十四年ビール

條例制定以前に於ける英國地方銀行の状態は正反對の實例を供せり加之ならず小銀行相互抑制の利益と稱するものは論者の多數發行制の辯護として第一に掲げたる所と矛盾せり論者は多數發行制を辯護して此制度は其性質として恐慌を煽動するものに非ず其恐慌を熾ならしむるは各行の發行權濫用に在りと曰へり然るに今小銀行の相互抑制は其紙幣濫發を防ぐへしと主張す之を自家撞着と謂はずして何ぞや

第五に所謂中央銀行の割引政策か地方の利害を顧みざるの弊なるものは一應道理なきに非されとも單獨發行制の下に於ける正貨流出の影響を全般に波及せざるの利益並に割引政策の効果は這般の如き小弊害の以て比すへき所に非ざるなり

以上論述せし所は主として經濟上より觀たる所なれとも多數銀行發行制は到底大銀行單獨發行制に及はざることを示せり尙ほ之を政治上より觀れば更に後者の前者に優るを發見すへし宜哉現今歐洲諸國は殆ど皆兌換券の發行を中央銀行に委託するの制を採るや瑞西は多數の銀行兌換券を發行するの制なれとも十數年

來中央銀行の設立を唱ふる者多く近年其議論漸く熟し千九百〇五年其設立案は終に議會を通過し之に關する法律の發布を見たり故に同國も亦大銀行單獨發行制を採る國々の班に列するに至りしものと認むべきなり北米合衆國亦た多數銀行制を採れり然れとも同國の制は經濟上の必要より起りしにあらすして寧ろ政治上の情勢より生じたりと解釋して可ならん歟

第六節 兌換券發行に對する保證物件 並に正貨準備

兌換券の主なる效用は第二節に述へしか如く正貨の用を省き金融を疏通し彈力性に富める交換媒介を社會に供給するに在り然れとも正貨を蓄積し其と同額の兌換券を發行するに止むる時は其效用は大に減縮し單に正貨取扱の不便と其磨損喪失を防ぐと及び公衆を誘導して銀行を利用せしむると等に止まり其他は得て之を收む可からず去れば兌換券の效用をして完からしめんと欲せば須らく準備正貨よりも遙かに巨額の發行を許さざる可からず是れ保證物件并に正貨準備に就き研究を要する所以なり

銀行は其全資産を以て債務を辨濟するの責を有すると喋々の辯を俟たざるなり然れとも正貨の外兌換券償却の引當と爲すへき物件に就ては其種類により自ら優劣あるを以て銀行者たる者日常其業務を經營するに當り其選擇を誤らざらんとを要す蓋し兌換券償却の引當と爲すへき保證物件の種類は銀行の營む所の業務によりて決せられ手形の割引に應じて兌換券を發行せば其保證物件は手形と爲り貸附に應じて兌換券を發行せば其保證物件は債權證書及び之に附隨せる擔保品たるへく又公債株式の類に放資し兌換券を發行せば其保證物件は其買入れたるものを以て形成すへし故に是等各種の保證物件を比較し其優劣を究め最も優等なるものを獲得し得へき業務に従事するの方針を採ると緊要なりとす

今各種保證物件の優劣を比較するに短期の商業手形は兌換券の保證として最も適當にして且つ最も依頼すへきものなるか如し元來兌換券は所持人の要求次第正貨を以て支拂はざるを得ざる債務なり去れば其引當となるへき保證物件は迅速に正貨に引換へらるへきものたらざる可からず而して短期の商業手形は各種の債權中最も能く此要件に適ふものとす現今歐大陸諸國兌換銀行條例の保證準

備として先づ短期商業手形を數ふる所以のもの亦決して偶然に非ざるなり

平時事なきの日に在りては公債證書及び強固なる會社債券の如きは商業手形に比し一層確實にして兌換券の保證として優るものあるか如く見ゆ何とならば商業手形の義務者は僅々數名の商工業者に過ぎされとも公債證書社債券の如きにありては之か義務者たる者は政府又は信用ある會社なるか故に何時にても容易に之を賣却するを得へければなり千八百三十八年蘇格蘭諸銀行の連合上申に曰く抑々蘇格蘭銀行制度の鞏固なる所以のものは各銀行皆其資本及び預金の大部分を公債に放下するの點に存せり夫れ公債のものたる通常利率頗る低く市況不味の際之を賣却せんと欲せば損失を免れずと雖も然れとも少許の犠牲を意とせされは如何なる場合と雖も正貨に引直し得へきものとす云々(Maclend, Theory & Practice of Banking vol. II, pp. 222-223)と然れとも是れ平時に於てのみ然るものにして恐慌の際に於ては寧ろ反對の現象を呈するを奈何せん千八百七十三年の恐慌の際紐育諸銀行は地方銀行より其預金の大部分の引出を受けたりしか其際公債證書及び商業手形の優劣を確知するを得たりポールス氏は其著米國財政史

に克く當時の事情を記載せり曰く「公債證書の類を擔保として貸附けたる「コール
ローン」六千萬弗は平素紐育諸銀行の倚頼せし所なりしか當時全然之を回收する
能はざりし而已ならず其引當の公債證書の價格は俄然下落し非常なる犠牲を以
てするにあらざるよりは一葉たに之を賣却すると能はざりき是れ蓋し此種の質
物の特性にして平時にありては之より安全なるものはれなしと云ふも可なれと
も一朝事あるに際しては其價格暴落し亦如何とも爲す可からず之に反して商人
の信用及び其支拂能力は斯る場合と雖も左程變化を來すものに非るか如し此經
験により吾人は公債證書商業手形共に優等なる保證物件には相違なきも永時に
亘り判断を下す時は後者は遙に前者に優るとを會得せり」と(Bolles, The Financial
History of the United States from 1861 to 1885 p. 350) 英國に於ける事情亦其揆を一に
せり「バジエオット氏其「ロムバードストリート」に言へるあり斯る場合(恐慌に於て
公債を擔保とし資金の融通を許し得へき者獨り英蘭銀行ある而已同行より資金
の供給を仰くに非るよりは公債の購入は到底爲し得へき業に非ず英國廣袤大な
りと雖も其買入に充つへき正貨は夫の英蘭銀行營業部に貯藏せる支拂準備金の

外何處にも存在するとなし果して然らば若し恐慌に際し同行營業部其自身が大
に正貨回收の必要を感じ公債の賣方に立つとせば其目的を達し得へきや否や知
るへきのみと(Bagehot, Lombard Street, ch. VII, sec. II, p. 190) 現今に於ては諸般の報
道機關大に發達し市場の事情亦た往時の如くならず經濟社會の實況は短期にし
て急激なる恐慌の襲來に代るに長期に亘る不景氣を以てせんとするの傾勢を呈
せり隨て非常の場合と雖も公債の賣却上或は往時の如く困難を感ずるとなかる
へしと雖も然れとも公債の商業手形に比し大に讓色あるは今日尙ほ動かす可か
らざる事實なかる如し

兌換券の如き要求次第支拂はざる可からざる債務の引當として公債證書社債券
の類を保有するは右述るか如く危険甚だ多しと雖も其危険は近來銀行間に行は
るゝ相互救済の法により幾分か軽減せられたるものゝ如し紐育交換所組合銀行
の恐慌の際發行せし交換所預り證券の如き千八百九十年英蘭銀行總裁リッダー
デール氏の採りし手段の如き皆其例證なり然れとも是等の協同行爲は公債の價
格下落を防遏するよりも寧ろ一般の信用を保全し恐慌を防ぐの目的に出でたる

ものと謂ふ可し公債の價格下落を防ぎ其賣却を容易ならしむるの目的を以て銀行か協同一致の舉に出てしは千八百九十九年秋露西亞に於ける諸銀行の聯合を以て最も著名なる者とす同年露西亞に小恐慌起り公債の價格大に下落するや露西亞帝國銀行は千九百年三月一日までを限り政府の保證せざる諸種の優等債券に對して信用を開き貸附を爲すとを許され又工業會社の社債の如きも從來帝國銀行の擔保として受入るとを肯せざる所なりしか同時に之に對して融通の途を開けり而して一方に於ては聖彼得斯府に於ける大銀行の「シンデケート」組織せられ五百五十萬「ルーブル」の資金を投し以て公債の投資より生ずる下落を防ぐに努め帝國銀行は損失ある時は「シンデケート」に於て之か辨償の責に任すへしとの條件の下に之か資金を供給し「シンデケート」の事務は帝國銀行總裁の監督の下にある五人の委員をして執掌せしめたりと云ふ (Economiste Européen, Dec. 29, 1899-XVI, 828.)

以上吾輩は兌換の保證物件として商業手形及び公債證書社債券の優劣を比較し就中手形を以て最も優等なるものと斷定せり而して株券及び信用貸附證書の

不可なるは論議するの要なしと信す今や一步を進めて正貨準備に就て攻究せん兌換券引換に資する爲め準備する正貨の多少は貴金屬の節約に關する兌換券の效用に影響し又大に銀行の利益に關係を有するものとす去れば法律を以て其割合を規定するか如きは果して策の得たるものなるや否や自由銀行制を主張する論者は曰く法律を以て準備金の割合を定むるか如きは大に不可なり誠實なる銀行は自ら相當の準備金を保有すへし故に安全なり正實ならざる銀行は然らず故に倒産を免かれず自然淘汰の法則は克く銀行界を支配すへきを以て正貨準備の如きは之を銀行者の自由に放任して可なり況や其割合の如きは元來立法者の臆測を以て定め得へきものに非ず漫に之を律するか如きは經濟上多大の弊害を生ずへきに於てをやと然れとも細かに此問題を討究する時は是れ一箇の空論に過ぎざるを發見すへし蓋し國家は當然兌換券の發行者に命するに潤澤なる正貨を準備すへきとを以てするの權能を有し之を監視するの責あるものとす請ふ左に其然る所以を述べん

夫れ兌換券の物たる其性質上汎く一般民衆の間に流通し常に正貨と同様に取扱

はるゝか故に二者間に價格上寸毫の差異なきを尙ふ而して其正貨準備を必要とする所以のものは第一其信用に瑕瑾なからしむると第二正貨幣と同一の價格を以て流通せんと第三何時にても正貨幣と引換らる可きとを期せんか爲めに他ならず然るに正貨準備を發行者の自由に放任するときは往々にして其割合を減縮せしめ終に上記三目的を達する能はず無辜の良民を害し細民の所得を奪ひ又信用の發達を妨げ害惡を社會に及ぼすとあるは歴史上其例證に乏しからず去れば國家か法律を以て正貨準備最少額を規定するは假令其割合を定むる上に於て憶斷的なりとの誹謗は免れざるにもせよ實に經濟政策上必要とする所にして斯の如くして始て一般民衆の利益を保護し得べきなり然り而して大銀行單獨發行制の場合と多數銀行發行制の場合とを比較するに後者にありて特に其必要を感ず何とならば前節にも述へしか如く前者の場合にありては毫も他行の競争を感ぜざるか故に銀行自ら進んで潤澤なる準備金を設くるに努むると同時に公衆は常に其銀行の行動に注目し些少にても危険の點あらは決して之を看過せざれとも後者の場合に於ては銀行間の競争上互に利益の大ならんを冀ひ準備金の如きは

成るへく之を小にして以て多額の資金を運轉せんとするに至り公衆の監督も亦一銀行の場合の如く嚴密なる能はされはなり
右述るか如く法律を以て兌換券に對する正貨準備の最小額を規定するの必要果して是ありとすれば其割合は如何是れ頗る緊要なる問題なれとも元來一定の規矩準繩あるとなし然れとも準備金の割合は多くは兌換要求の性質によりて決せらるゝものにしてバシエオット氏の言ひしか如く債務の密度は其金額の大小と同一の勢力を有するものとす(Pagelot, Lombard Street, Ch. XII.)即ち兌換券の發行巨額なるも其一回の兌換要求高にして大ならざらん乎準備金の割合は左程大なるを要せざるべし之れに反して發行高小なりと雖も一時に巨額の引換を請求せらるゝ時は準備の割合隨て大ならざるを得ざるなり又準備金の割合は銀行の所在季節の如何等により大小あるを免れず地方に於ける銀行よりも中央市場に於ける銀行は準備金の割合大なるを要し金融頻繁なる季節は然らざる季節よりも巨額の準備金を要するか如し

十九世紀の初め英蘭銀行の重役等は英國々會の諮問に對へて銀行の準備金は總

ての債務に對して三分一以上なれば足れりと曰へりオバーストン卿亦英虞蘭に於ては兌換券發行額の三分一の正金を準備せは充分なりと曰へり其他百分廿五の準備金は兌換券の準備として決して少額に失するものに非すと説く學者數多ありき然れとも或場合に於ては右何れも充分なりと謂ひ難きものゝ如し方今諸國の實例に據れば兌換券に對して又或場合に於ては兌換券預金等總ての要求拂債務に對して三分一乃至百分四十の正貨準備最少額を規定するもの多し英國佛國及我國の如きは此點に就き何等の規定を設けずと雖も獨逸帝國銀行は少くとも發行總額の三分一に相當する正貨を備ふべきとを命せられ埃利匈牙利銀行及び瑞西國立銀行は其百分四十を以て最少額と爲すの規定を以て支配せられ白耳義國立銀行は兌換券其他要求拂債務の全額に對し三分一以上の正貨を保有せざるを得ず又ネゼラランド銀行は同しく兌換券及び預金に對し其百分四十以上の正貨を有すべき制なり

第七節 兌換銀行券償却合同資金の制

夫れ兌換銀行券償却の引當となるべきものは其發行銀行の全資産なり英蘭銀行

佛蘭西銀行獨逸帝國銀行其他諸國の中央銀行は何れも兌換券發行の權を有する大銀行なりと雖も其發行に係る兌換券に對しては銀行全資産の外他に引當とすべき資金一もあるとなし英虞蘭に於ける兌換券發行權を有する地方銀行蘇格蘭に於ける十個の發行銀行愛兒蘭に於ける六個の發行銀行其他北米合衆國に於ける數千の國立銀行等亦た皆獨立して其發行兌換券に對する債務を負擔せり然れとも一國內數多の銀行か兌換發行權を有するときは銀行間の合同により相互救濟の舉に出づるを以て最も進歩せる制となすなり兌換券償却合同資金の制(The Safety Fund System)として知らるゝ合同救濟法は一千八百二十九年始て米國紐育州に實施せられし方法にして現今英領加奈陀に行はるる所のものなり
兌換券償却合同資金の制とは一言以て之を蔽へは一國に於て兌換券を發行する多數の銀行が聯合して平素若干の釀金を爲し組合中兌換義務を履行すると能はざる者生する時は其共同資金を以て之を救濟するを云ふ此方法は從來預金の場合に行はれたる相互救濟に比し一步を進めたるものとす即ち預金の場合に於ては銀行間の相互救濟は非常の場合に於てのみ行はれ未だ嘗て平素より之を計畫

を爲せしことなしと雖も兌換券償却合同資金の制は平素若干の醸金を爲し置き非常の場合に備へんとするものなり

兌換券償却合同資金の制は上述の如き趣旨に基くものにして現今加奈陀に於て完全に行はれ世人の稱賛して措く能はざる所なり然れとも其始めて實施せられし紐育州に於ては好結果を奏すると能はざりき而して其理由は同州裁判所か若し同盟銀行中破綻せし者ある時は其全負債は性質種類の如何を問はず盡く合同資金を以て之を償ふへしとの判決を與へたるに因れりと云ふ蓋し合同資金は元來發行紙幣に對してのみ備へしものなりしに斯く廣き範圍に用ゐしむるに於ては其目的を達する能はざるに至るや必然のことのみ

加那陀に於ては千八百九十年始めて此制を採用したり元來同國の銀行は其以前と雖も經理頗る宜しきを得破産の數寔に少なく千八百八十年迄は兌換券所持人に銀行資産の優先權を與へざりしか同年始めて之を付與するの法を制し同時に銀行の株主たるものは爾來其所有株金の外尙同額の金額を限り兌換券所持人に對して責任を負ふ可しと規定せり而して千八百九十年合同資金の制を立つるや

加那陀の銀行制度は愈々鞏固を加へたり今其制の内容を略述すれば左の如し

各行の紙幣發行最高額は其拂込資本金の全額にして其保證準備及び正貨準備に關しては何等の規定を設けずと雖も千八百九十二年七月十六日を限り各自前年度平均紙幣流通額の百分五に相當する金額を醸出し之を大藏省に差入るを要す大藏大臣は之を預り年百分三の利子を付すへし而して同盟銀行中兌換義務を履行すると能はざる者生する時は上記共同資金を以て其紙幣の償却に充て若し其償却高か共同資金中該銀行の持分に超過し之か爲め他の銀行所屬の資金を減したる時は其減額に對し大藏大臣は同盟銀行に命して更に年々其各自紙幣流通高の百分一以内の金額を醸出し一時之を補填せしめ後當該破産銀行の清算を待て其資産を以て之を辨償せしむ而して當該銀行は兌換停止の時より支拂の時まで年六分の利子を支拂ふを要す

加奈陀に於ける合同資金の制大略右の如し制定以來僅に二小銀行の破綻を見しのみにして未だ充分に同制の効力を試験するの機會に遭遇せずと雖も此制度は紙幣所持人をして即時其所有紙幣の償却を受け破産銀行の清算終了の期まで之

を猶豫するの必要なからしむるを以て其結果兌換券の信用を高め願る完美なるものと稱せざるを得ざるなり宜哉現今北米合衆國に於て此制を模倣すへしと主張する者輩出するに至りしや

第八節 諸國兌換銀行券制度一斑

現今諸國に行はるゝ兌換銀行券制度は保證物件の種類より之を區別するときは獨佛に於けるか如く主として商業手形を以て保證となすもの英米に於けるか如く政府貸上金若くは公債證書を以て保證となすもの及び我邦に於けるか如く公債證書並に商業手形を混用するもの三種あり又正貨準備より之を區別するときは英國の如く或定額以上總額の準備を要するもの荷白二國の如く發行高に對し一定の比例を以て正貨を準備するものを北米合衆國の如く一種變則の比例準備を要するもの獨逸及び塊太利匈牙利の如く定額以上總額準備に加るに制限外無準備發行を許し更に比例準備を加味せるもの佛國に於けるか如く正貨準備に關し何等の制限を設けざるもの及び我邦に於けるか如く定額以上總額準備に加るに制限外無準備發行を以てせるものとの諸種あり然れとも諸國の兌換

券制度を説明せんには以上の區分法孰れにも偏倚せずして寧ろ其發行に關する特點を基礎とせる區分法に従ふを便とす而して今此方法により諸國現行の兌換券制度の顯著なるものを列擧すれば左の諸種あり

第一、定額以上總額準備制 此制は或額を定め正貨準備を要せず公債證書其他安全なる證券を時價を以て見積り保證準備となし其定額以上の發行額に對しては必ず總額の正金準備を命ずるものにして「カレンシー」主義本章第九節參照に基けるものなり

此制に所謂定額とは此制を採用する國の最小流通額を意味するものにして如何なる場合と雖も紙幣流通額か其額以下に下るとなきを豫期するを云ふ故に定額または正貨を準備するの必要なく此制の利便甚大なりとす然れとも此制たる定額以上の兌換券を發行するには必ず正貨幣又は地金の準備を要するを以て恐慌の際信用地に墜ち大に貨幣を要するに當り銀行たる者盛に兌換券を發行して其急を救ふと能はず却て恐慌を助成するの憾なき能はざるなり蓋し斯る場合に於ては銀行は既に法律の許す限り兌換券を發行したる際なるへきを以て其以上

に之を發行するの餘力を有せざるを例とす是れ兌換券の市場の需要に應じて伸縮すへき變通の效用を没却するものにして此制の大缺點なりとす

此制の標本たる英蘭銀行の制は千八百四十四年の制定に係る所謂ビール條例なるもの、規定する所にして同行を營業部及び發行部の二に分ち各別に經營せしめ發行部に對して當初千四百萬磅を限り政府に對する貸上金政府發行の證券を以て保證準備となし正金を準備せしめて兌換券を發行するとを許し尙ほ地方に於ける紙幣發行銀行にして其發行權を棄却する時は其都度其銀行の發行制限額の三分の二に相當する額を加るとを許し其以上の發行に對しては總額の正貨準備を命せしものなり現今英蘭銀行兌換券流通總額は五千萬磅内外にして内保證準備發行定額は千八百十七萬五千磅なり此定額は千八百五十五年より千九百〇二年に至る四十七年間前後九回に増加したるものにして尙ほ未だ地方銀行發行權の全部を消滅せしむるに至らずと雖も殘す所僅に數百萬磅あるのみクレヤ氏は紙幣發行權を有する地方銀行にして盡く其發行權を棄却し英蘭銀行に於て之を吸収せば同行の保證準備發行定額は大約貳千萬磅に上るへしと曰へり(Clare)

A Money Market Primer, p. 16.)

然り而してビール派の「カレンシー主義」を奉して制定せられたる右英蘭銀行法は兌換の確實を保するに於て其目的を達するとを得たりと雖も前段に掲げた此制の缺點は終に暴露せざるを得ずしてビール氏等の主張せる兌換券の増發を止め恐慌を防遏するの計畫は豫期に反して啻に其功を奏せざりし而已ならず千八百四十七年五十七年及び六十六年の三恐慌に際し英蘭銀行營業部の支拂準備金は極めて少額に減縮したりしかは同行は政府に請ふに行政處分を以てビール條例を中止せんとを以てし政府は止むを得ず終に之を容れ發行部をして正貨を備へす臨時保證準備發行定額を擴張し兌換券を發行するとを許し以て其急を救へり

定額以上總額準備制の強硬に失して變通の作用を缺き兌換券の效用を没却するの缺點を有する上述の如し是を以て獨逸帝國は後年其銀行法を制定するに當りビール條例に準據して其兌換券發行を律せしか條例を中止するとなくして制限外發行を爲し得るの制を採れり屈伸制限法として知らるゝ所のもの即是なり

第二、比例準備發行制 紙幣を發行するに當り其流通額最高額を制限するものあり制限せざるものありの少くとも三分一又は四分一等其總額に比例して金銀貨又は地金銀の準備を要する制之を比例準備發行制と稱す

此制亦實際に於て社會の需要に應じて兌換券の流通額を伸縮するの働きを缺くの憾あり蓋し法律を以て準備金の割合を規定する時は銀行をして常に其法定比例に注意せしめ頗る鞏固なる制なるか如しと雖も然れども兌換券流通額一度多きに過くるときは兌換の請求俄かに起り法定準備動もすれば其比例を失し終に銀行をして兌換停止を行はしむるの恐なしとせず例へば流通總額に對し三分一の比例準備を要する制度なる場合に一億圓の兌換券を發行して四千萬圓の準備を有するとせんに一千万圓の取付あるときは兌換券の流通額は減して九千萬圓となり之に對する正貨準備は三千万圓となる即ち法定三分一なるが故に敢て差支を生ぜずと雖も兌換の請求愈盛にして尙其以上の取付を受くるに於ては銀行は三千万圓の巨額なる正金を有しなから最早兌換に應ずると能はざるに至るへし然る時は世人は疑懼の念を起し先を争ふて兌換の請求及預金の取付を爲すか

故に銀行は甚しく狼狽し終に閉店の悲疆に陥るとなきを保せざるか如し蓋し斯の如く兌換の請求預金の取付急なる場合に於ては經濟社會變調を呈するの日は銀行は宜しく大に其正貨準備を拂出し以て恐惶の襲來を防遏せざる可からず元來正貨準備を置くの要は此變通に資せんか爲めに他ならず然るに上述の如く巨額の準備を有しなから一片の法律の存在する爲め毫も準備金の目的を盡さしめず經濟社會の調和に力を致すと能はさらしむるは最も憾むへしとなすなり夫れ斯の如く此制は社會の需要に應じて伸縮する所謂貨幣の彈力を奪ふか故に決して善良なる制と謂ふへからざるなり尤も白耳義中央銀行の制の如く豫め法律を以て大藏大臣は必要と認むる時は法定準備の割合を低くし兌換券の發行を許すとを得と規定し置く時は變通の働きをなさしむると敢て難きに非されとも斯る姑息の策は之に伴ふ弊害亦小なりとせず何とならば右の如き規定ある時は銀行は動もすれば法定比例の變更を出願し遂に其規定をして空文に歸せしむる恐あるのみならず亦た眞に法定比例の變更を要する場合に於ても或は其出願許否に多くの時間を要し機を逸するの恐なしとせされはなり是れ比例準備發行制